

みんなで作る 福祉のまち川越プラン

第四次川越市地域福祉計画
第五次川越市地域福祉活動計画
(令和3年度～令和8年度)



令和3年3月



川越市



社会福祉
法人

川越市社会福祉協議会

ごあいさつ

現在、急速に進む少子高齢化をはじめ、個人の価値観や生活スタイルの多様化、災害の増加、新型コロナウイルス感染症の世界的流行等により、私たちの生活環境は大きく変化しております。



このような状況の中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、身近なつながりや地域における支え合いや助け合いが、今、改めて求められているところです。

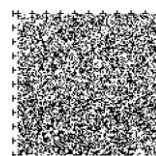
このたび、これまでの取組や変化の激しい社会情勢を踏まえ、川越市社会福祉協議会と合同で「みんなでつくる福祉のまち川越プラン～第四次川越市地域福祉計画・第五次川越市地域福祉活動計画～」を策定いたしました。基本理念を『笑顔で迎え 出会いが つながり 絆が深まるまち 川越』とし、地域のつながりをさらに強化し、誰一人取り残さず、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指してまいります。

本計画の実効性を高めるためには、市や川越市社会福祉協議会だけでなく、市民の皆様をはじめ、地域で活躍する様々な活動主体ごとに期待される役割を果たしながら、互いに連携して取り組んでいくことが重要です。より一層の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、御多忙の中、多大なるご尽力を賜りました川越市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等、様々な形でご協力をいただきました市民の皆様、関係機関、事業所等、多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

川越市長 川合善明



ごあいさつ

川越市社会福祉協議会では、川越市地域福祉活動計画を川越市地域福祉計画と一体的に策定し、多くの福祉関係団体や市民の皆様のご協力をいただきながら、ふれあい助け合いの地域づくりを目指し、地域福祉を推進してまいりました。



近年、多発する自然災害や、新型コロナウイルス感染症の影響により、私たちの生活は様々な側面において大きく変化しています。さらに、地域や家庭のつながりの希薄化に伴う社会的孤立や生活困窮、介護、子育てに関する不安など、様々な福祉ニーズが顕在化し、地域の福祉課題はより深刻な状況となっています。

このような状況下でも、誰もが安心して暮らし続けられる地域にするためには、地域住民、ボランティア、社会福祉法人等の福祉関係団体、企業や行政等がより一層連携を強化し連動しながら、つながりある「福祉のまちづくり」を進めていくことが必要です。

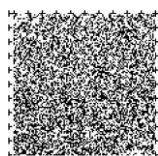
第五次川越市地域福祉活動計画では、基本理念である「笑顔で迎え 出会いがつながり 絆が深まるまち 川越」の実現を目指し、皆様が地域福祉に関心を寄せ、参加いただくことで、「おたがいさま」の心が育まれることを期待しています。

結びに、本計画を策定するにあたり、ご尽力賜りました川越市社会福祉協議会地域福祉活動推進委員会の皆様をはじめ、地区別福祉プラン策定やアンケート調査にご協力いただいた多くの皆様に心からお礼を申し上げますとともに、今後ともさらなるお力添えをお願い申し上げます。

令和3年3月

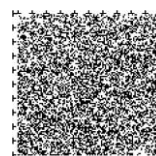
社会福祉法人 川越市社会福祉協議会

理事長 関 根 水 絵



目 次

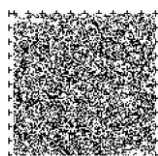
第1章 計画の概要	1
1 はじめに	2
2 策定の趣旨等	5
3 計画の策定体制	8
4 推進体制	10
第2章 地域福祉を取り巻く現状	11
1 川越市の概況	12
2 アンケート調査結果の概要	17
3 前計画の取組と課題	20
第3章 計画の基本的な考え方	29
1 計画の全体像	30
2 基本理念	32
3 基本施策	33
4 基本目標	39
5 地域福祉推進の主体と役割	40
第4章 施策の展開	43
基本目標1 地域福祉のきっかけづくり	44
1-1 「おたがいさま」の心を育む	45
1-2 交流の機会を増やす	48



基本目標2	支え合いの縁（円）づくり	53
2-1	担い手を支援する	54
2-2	寄り添い支え合う取組を支援する	57
2-3	分野を超えて協力する	60
基本目標3	不安の少ない暮らしづくり	65
3-1	安心して暮らし続けられるようにする	66
3-2	もしものときに備える	73

第5章	地区別福祉プラン	77
-----	----------	----

資料編		127
-----	--	-----



第 1 章

計 画 の 概 要

1 はじめに

(1)「みんなでつくる福祉のまち川越プラン」とは

本市は「第四次川越市地域福祉計画」を、川越市社会福祉協議会（市社協）は「第五次川越市地域福祉活動計画」を策定しました。また、住民を主体とした地域組織が「地区別福祉プラン」を策定しました。

これら3つの計画を1冊にまとめ、『みんなでつくる福祉のまち川越プラン』と親しみのある愛称とし、地域福祉をより効果的・効率的に進めます。

(2) 地域福祉とは

「地域福祉」という言葉を聞いたことがありますか。

地域福祉は私たちにとって身近なものです。生活する中で自分に合うものを選んだり、利用したり、参加したり、時には新しいものをつくったりしながら、自分たちの暮らしを支えていく地域づくり全体のことをいいます。

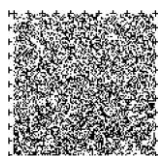
地域には、赤ちゃん、学生、高齢者といった多様な年代の人がいて、誰もが地域と関わりを持って生活しています。中には、親の介護のために仕事を辞めた人、仕事をしながら一人で子育てをしている人、日本語に不慣れな外国籍市民など、制度や分野ごとの従来の福祉だけでは解決困難な困り事・心配事を抱える人々もいます。

それらを改善・解決していくためには、地域の問題を自分たちの問題として受け止め、市民、関係機関や団体、市や市社協等、「みんな」で協力し合う地域福祉の推進が必要不可欠です。

地域福祉の土壌は「つながり」です。「つながり」を育むことで、「お互いを知り、お互いを優しく受け止め合える」環境にし、すべての人が年齢や障害の有無等に関係なく、住み慣れた地域の中で、安心していきいきと暮らし続けることができる地域共生社会をつくりましょう。

地域共生社会とは

高齢者介護・障害福祉・児童福祉・生活困窮者支援等の制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域や社会のことです。



「福祉は私に関係ない…?」「市役所がなんでもやってくれる…?」
「地域づくりって大変…?」と思う人がいるかもしれませんが・・・

福祉は私に関係ない…?

「福祉」というと、誰かを助けることというイメージが強いでしょうか。「福祉」には、他人を思いやることや自分の幸せを大切にすることという意味もあります。

何に幸せを感じるかは一人ひとり違います。幸せは私たちの生活の中に様々なかたちで存在するものであり、「福祉」に関係がないという人は一人もいないのです。



市役所がなんでもやってくれる?

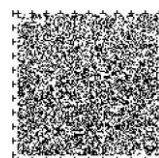
市役所は法律や条例に基づいて行政事務を行います。制度の枠組みの中でサービスが提供されますが、個々の対応まで行き届かない、サービスを利用したくても対象者に該当しないという制度の狭間の問題が出てくるなど、市役所だけでは解決できない場合もあります。



地域づくりって大変…?

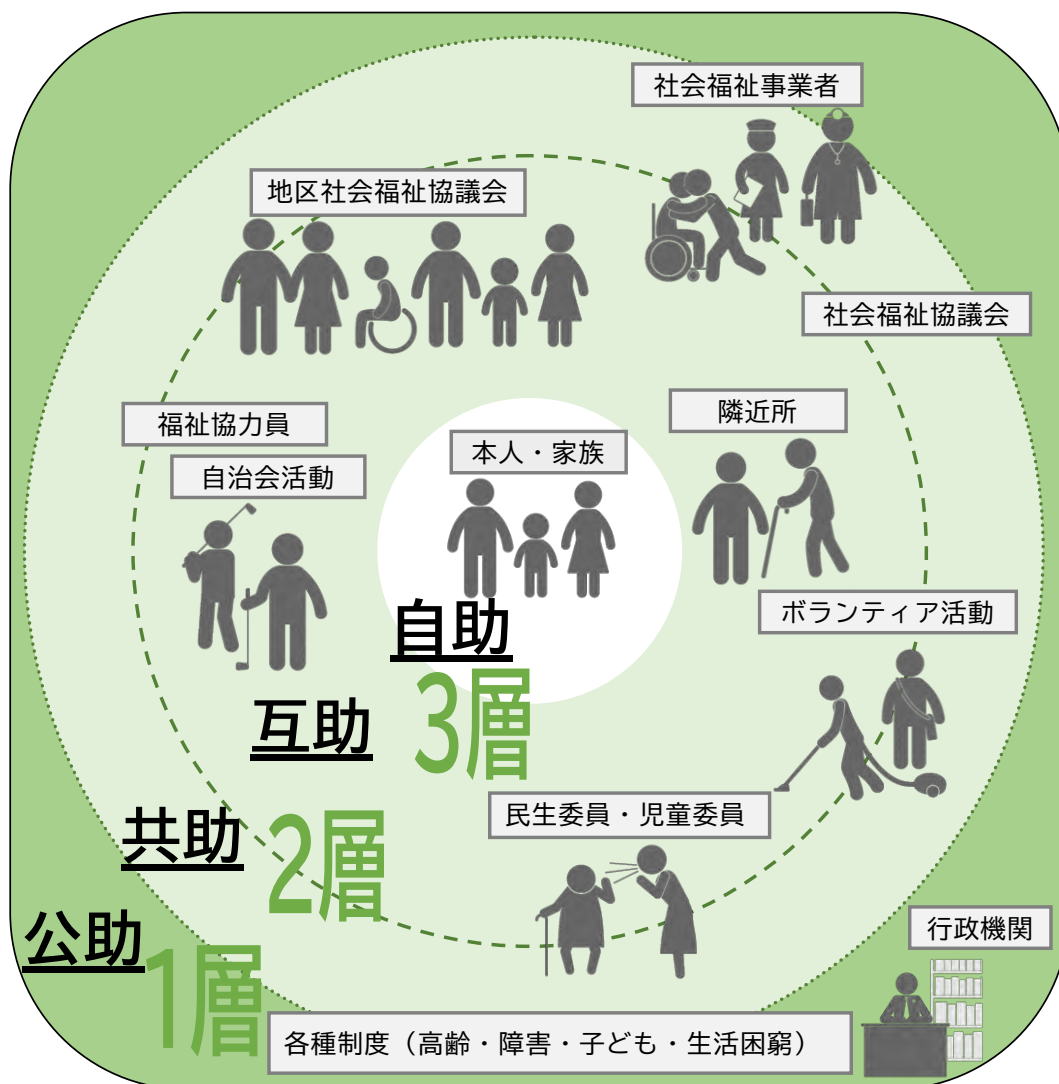
大丈夫です！ 困ったときは福祉の専門職や市がサポートします。住み慣れた地域の中で、安心していきいきと暮らし続けることができるよう、地域づくりに一緒に取り組みましょう。

この冊子を読んでいること、地域で開催しているお祭りやサロンへ興味を持ち始めること、それが地域づくりへの一歩となります。



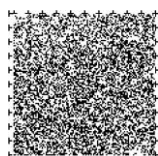
（３）「自助」「互助」「共助」「公助」の連携

地域に関わる様々な人々は、「自助」「互助」「共助」「公助」の中で様々な役割を分担しています。時には互いに補い合い、時には連動しながら、「支え合い・助け合い」を充実させることが大切です。



<自助・互助・共助・公助と各層の定義について>

自助	自分や家族が主体となって対応すること	第3層 「ご近所・自治会区域」
互助	隣近所等でお互いに助け合い対応すること	第2層
共助	介護保険やボランティア等支え合いの仕組みで対応すること	「地区社会福祉協議会（地区社協）区域」
公助	行政等が行う公的支援や福祉サービスで対応すること	第1層 「川越市全域」



2 策定の趣旨等

(1) 趣旨

平成 29（2017）年 5 月に、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により社会福祉法が改正されました。地域の課題を自分のこととして捉え、分野を超えてつながる「我が事・丸ごと」という地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念が規定されるとともに、市町村による包括的な支援体制の整備を推進すること、地域福祉計画の充実を図ることが定められました。

さらに、令和元（2019）年 12 月には「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」が最終取りまとめを公表し、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業（重層的支援体制整備事業）を創設することが提言され、この内容を反映した改正社会福祉法が令和 2（2020）年 6 月に成立しました。

「みんなでつくる福祉のまち川越プラン」は、こうした動向を踏まえた、地域共生社会の実現に向けた取組を進めるための計画です。

(2) 位置付け

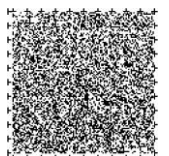
「市町村地域福祉計画」は社会福祉法第 107 条に基づき、市町村が行政計画として策定するものです。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条に基づく民間組織である社会福祉協議会が、民間の活動計画として市民と共に策定するもので、市民や各種団体の自主的・自発的な福祉活動の活性化を図ることを目的とする実践的な活動・行動計画です。

また、「地区別福祉プラン」は、地区における福祉課題の解決を図ることを目的に、各地区社会福祉協議会*¹（地区社協）が策定する実施計画です。

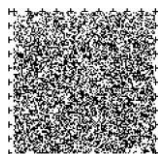
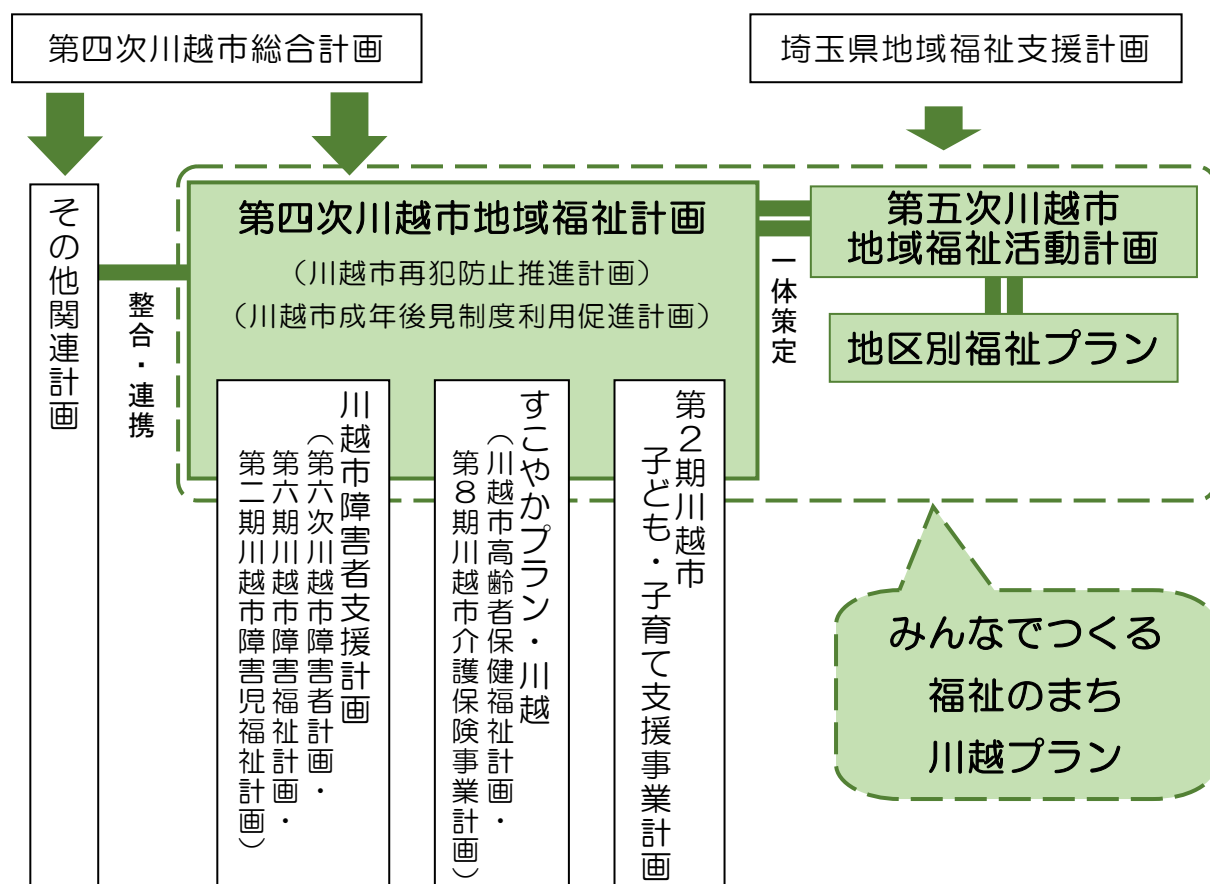
なお、本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条に基づく「地方再犯防止推進計画」と、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を含むものとして策定します。

* 1 地区住民の身近な組織として、地区のニーズに応じたきめ細かな小地域福祉活動を担う任意団体。



(3) 他の計画との関係

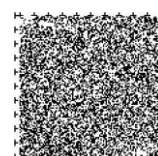
本計画は、本市の最上位計画である「第四次川越市総合計画」のもと、「川越市障害者支援計画」「すこやかプラン・川越」「第2期川越市子ども・子育て支援事業計画」といった福祉分野の計画との整合を図るとともに、共通的な事項を記載する「上位計画」と位置付け、地域福祉を総合的に推進する理念や基本的な方向を明らかにするものです。併せて、埼玉県が策定している「埼玉県地域福祉支援計画」とも整合を図っています。



(4) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から同8（2026）年度までの6年間とします。

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
計画名	2021	2022	2023	2024	2025	2026
第四次川越市総合計画	平成28（2016）年度～令和7（2025）年度					
第四次川越市地域福祉計画	みんなでつくる福祉のまち川越プラン 令和3（2021）年度～令和8（2026）年度					
第五次川越市地域福祉活動計画						
地区別福祉プラン						
進行管理・評価		年次評価	年次評価	年次評価 中間評価・見直し	年次評価 意見聴取	年次評価 次期計画策定
川越市障害者支援計画	令和3（2021）年度～令和5（2023）年度			令和6（2024）年度～令和8（2026）年度		
すこやかプラン・川越	令和3（2021）年度～令和5（2023）年度			令和6（2024）年度～令和8（2026）年度		
第2期川越市子ども・子育て支援事業計画	令和2（2020）年度～令和6（2024）年度					



3 計画の策定体制

本計画は、令和元（2019）年度から同2（2020）年度にかけて、計画策定委員会等の審議を中心に、市民及び団体等を対象にしたアンケート調査や意見聴取等の市民参画をもとに策定しました。

（1）計画策定委員会

本市では、地域福祉に関する事項を審議するため、市議会議員や社会福祉事業従事者、学識経験者の18名で構成する川越市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を設置していることから、分科会を地域福祉計画の策定委員会と位置付けています。

また、市社協においても、分科会の委員に地域福祉活動推進委員会委員を委嘱し、同委員会を地域福祉活動計画の策定委員会と位置付け、計画策定委員会を合同開催し、計画案策定に向けた審議を行いました。

（2）職員による検討会議

職員による検討体制として、川越市と市社協、それぞれにおいて関係する部署の所属長を中心とした会議と担当職員を中心とした会議を設け、地域福祉推進にあたっての施策や事業の検討を行いました。

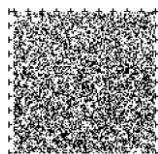
（3）市民参画

① 市民及び団体等を対象としたアンケート調査

地域の課題や活動状況及び市民ニーズを把握し、今後の地域福祉推進の方向性を検討する基礎資料とするため、調査を実施しました。

【実施時期】

令和元（2019）年11月22日（金）～12月4日（水）



【調査対象】

調査区分	調査対象
一般市民調査	18 歳以上の市民から無作為抽出
団体・地域活動者調査	地域福祉に関わる活動や事業を行っている団体・活動者
関係機関調査	地域福祉に関わる活動や事業を行っている機関・団体

【回収状況】

調査区分	調査対象数	有効回収数	有効回収率
一般市民調査	3,000	1,173	39.1%
団体・地域活動者調査	1,200	776	64.7%
関係機関調査	400	168	42.0%

② 意見聴取

日頃の地区ごとの話し合いや、令和 2（2020）年度に実施した地区別福祉プラン見直しの機会を通じて、「地域との関わり合い」「見守り活動」等、現在の課題や今後必要な取組について意見聴取を行いました。

③ 意見公募手続（パブリック・コメント）

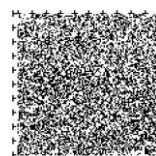
計画原案について広く市民から意見を求め、提出された意見を考慮して計画を策定するため、意見公募を実施しました。

【実施時期】

令和 2（2020）年 11 月 20 日（金）～12 月 19 日（土）

【意見の提出者数・意見数】

2 名 14 件



4 推進体制

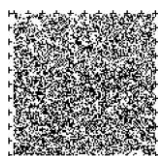
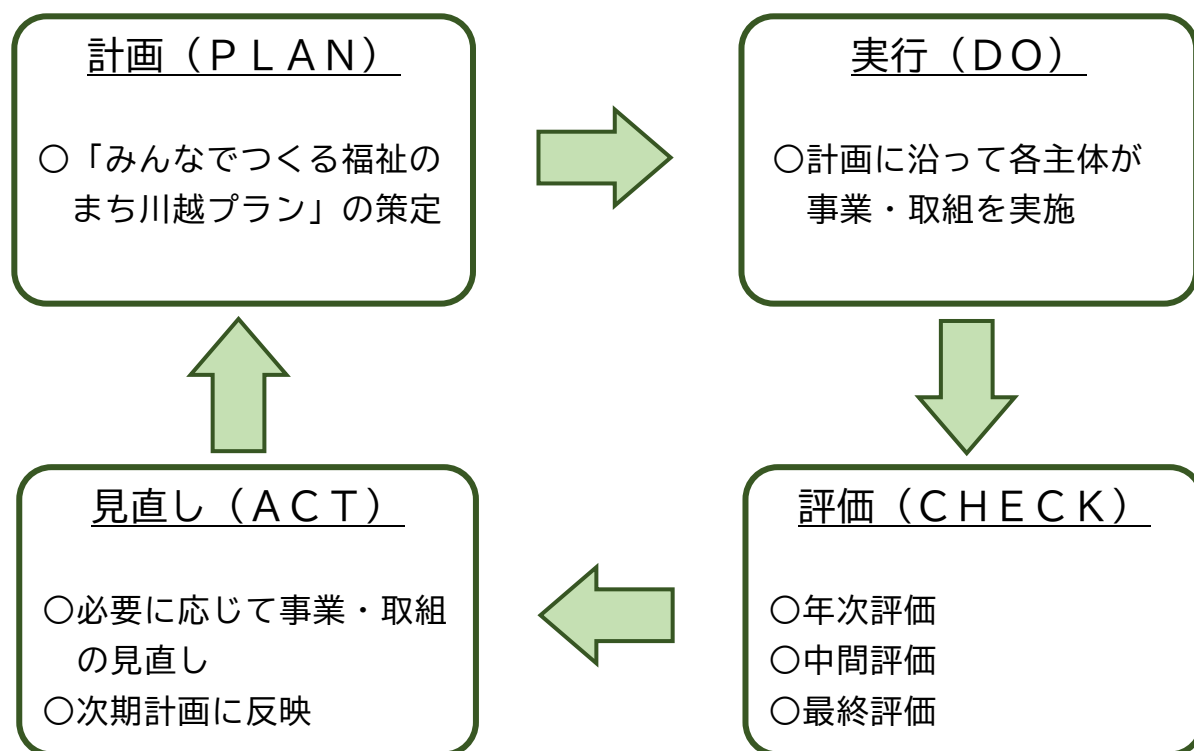
本計画では、市民、関係機関や団体、市や市社協等、各主体に期待される役割や取組・内容を明記しています。それぞれが主体性を持ちながら、時には協働することで、効果的な地域福祉の推進に努めます。

(1) 進行管理

地域福祉計画及び地域福祉活動計画については、毎年、市及び市社協内の関係各課で進行管理を行います。また、地区別福祉プランについても、市民、関係機関や団体等が集う場で毎年点検を行います。

(2) 評価

計画の策定に携わった川越市社会福祉審議会地域福祉専門分科会では、各計画の進行管理の報告を受け、計画の年次評価を実施します。令和5（2023）年度終了後には、それまでの進行状況をまとめた中間評価を行い、必要に応じて計画の見直し等を行うとともに、令和8（2026）年度には最終評価を実施するなど、PDCAサイクルに沿って効果的な進行管理を行います。



第 2 章

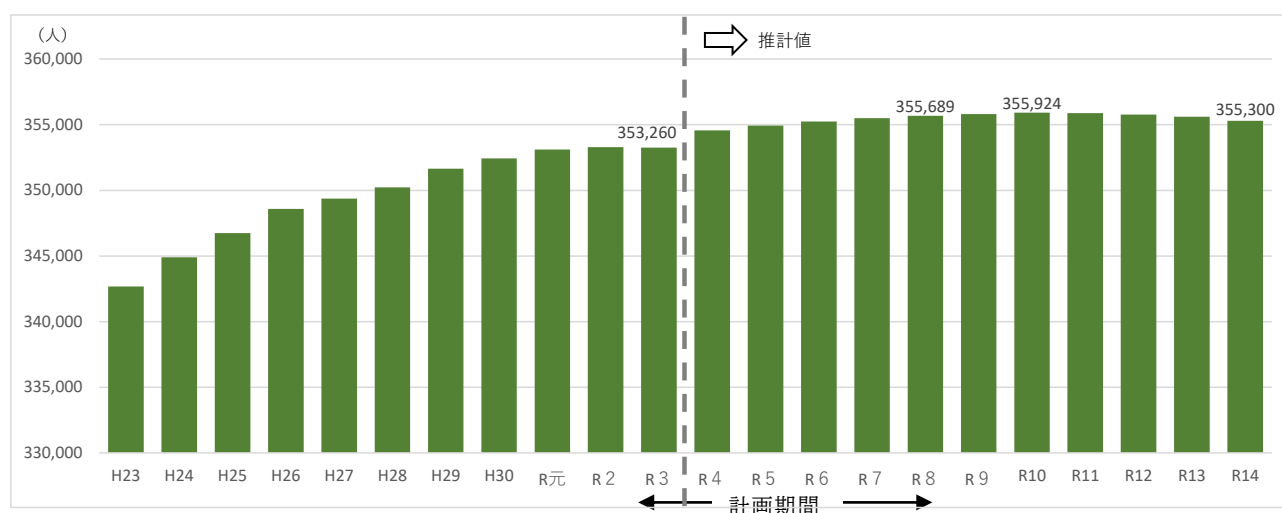
地域福祉を取り巻く現状

1 川越市の概況

(1) 人口・世帯の状況

本市の人口は、微増で推移していますが、令和 10（2028）年をピークに減少することが見込まれます。

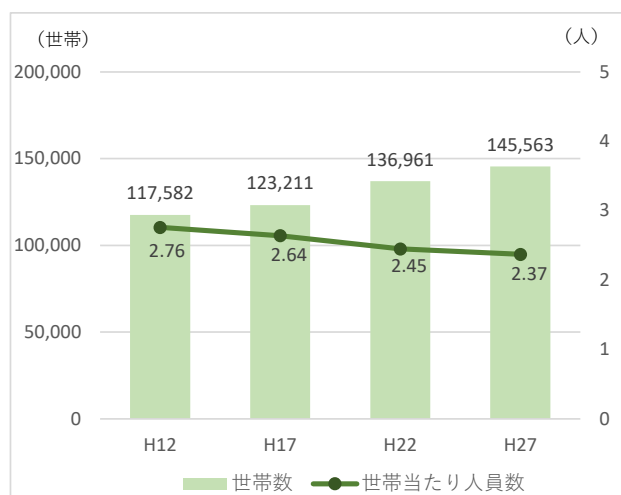
■本市の人口の推移・推計



資料：住民基本台帳（令和 4 年以降は市推計）
政策企画課（各年 1 月 1 日）

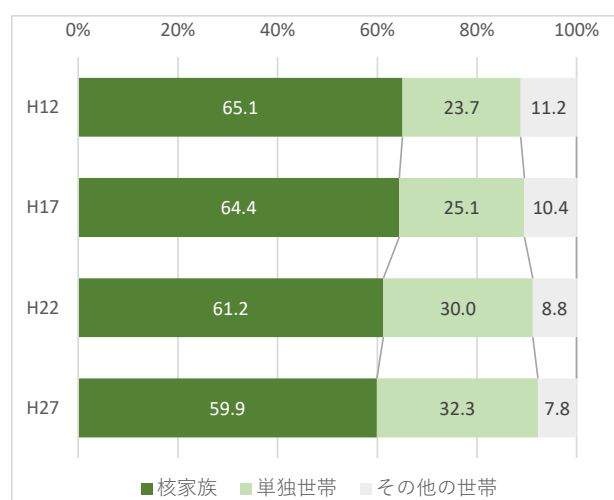
世帯数は緩やかに増加していますが、世帯当たり人員数は減少しています。単独世帯割合の上昇等により、世帯規模は縮小しています。

■世帯数と世帯当たり人員数の推移

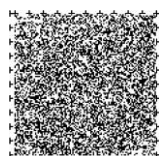


資料：国勢調査報告
情報統計課（各年 10 月 1 日）

■世帯構成割合の推移



資料：国勢調査報告
情報統計課（各年 10 月 1 日）

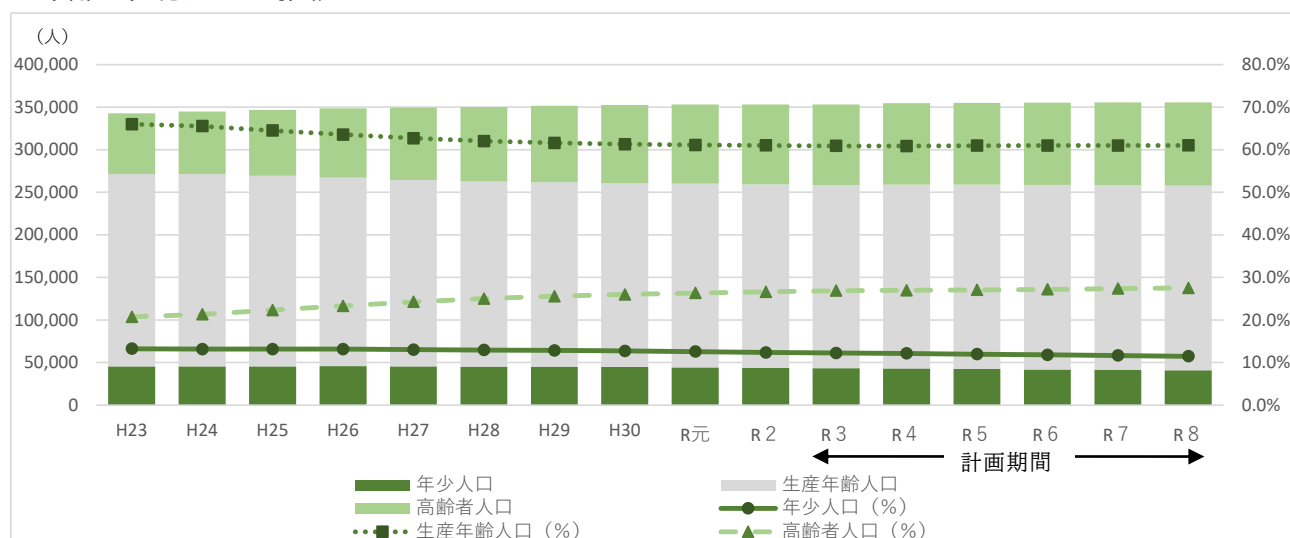


（２）年齢別構成

本市の人口の年齢別構成比は、生産年齢人口（15～64 歳）が横ばい傾向で推移する一方、年少人口（0～14 歳）が減少し、高齢者人口（65 歳以上）が増加することが見込まれます。

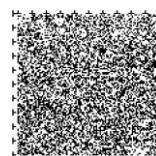
特に 75 歳以上の人口は、令和 3（2021）年の 47,813 人が、令和 8（2026）年には 59,683 人となり、約 12,000 人の増加が見込まれます。

■年齢3区分人口の推移



	総人口	年少人口 (0～14 歳)		生産年齢人口 (15～64 歳)		高齢者人口			
						(65 歳以上)		(うち 75 歳以上)	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
平成 28 年	350,223	45,324	12.9%	217,272	62.0%	87,627	25.0%	36,813	10.5%
平成 29 年	351,654	45,172	12.8%	216,566	61.6%	89,916	25.6%	39,279	11.2%
平成 30 年	352,433	44,801	12.7%	215,997	61.3%	91,635	26.0%	41,854	11.9%
令和元年	353,115	44,350	12.6%	215,732	61.1%	93,033	26.3%	44,414	12.6%
令和 2 年	353,301	43,700	12.4%	215,555	61.0%	94,046	26.6%	46,725	13.2%
令和 3 年	353,260	43,228	12.2%	215,066	60.9%	94,966	26.9%	47,813	13.5%
令和 8 年	355,689	40,841	11.5%	216,972	61.0%	97,876	27.5%	59,683	16.8%

資料：住民基本台帳（令和 4 年以降は市推計）
政策企画課（各年 1 月 1 日）

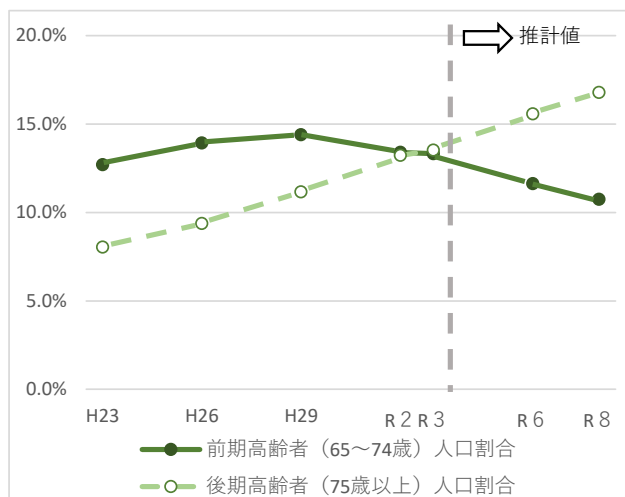


(3) 高齢者の状況

令和3（2021）年に後期高齢者（75歳以上）人口割合が前期高齢者（65～74歳）人口割合を上回りました。

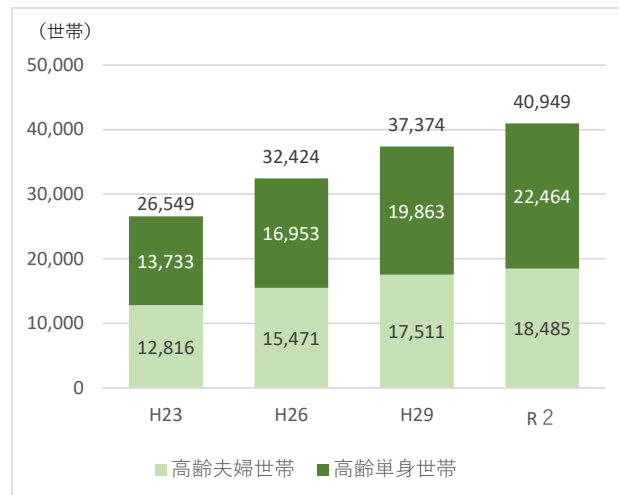
高齢単身世帯や高齢夫婦世帯は増加しています。

■ 高齢者人口割合の推移・推計



資料：住民基本台帳（令和4年以降は市推計）
政策企画課（各年1月1日）

■ 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

(4) 要支援・要介護認定者数、障害者手帳所持者数、児童虐待件数、生活保護世帯数等の状況

いずれの数値も増加傾向です。

■ 要支援・要介護認定者数

12,605 人 (H27) ⇒ 15,247 人 (R元)

資料：介護保険課（各年度末）

■ 障害者手帳所持者数

14,395 人 (H27) ⇒ 15,550 人 (R元)

※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の所持者合計

資料：障害者福祉課（各年度末）

■ 児童虐待件数（年間）

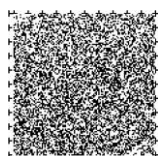
237 件 (H27) ⇒ 326 件 (R元)

※要保護児童対策地域協議会における新規取扱件数
資料：こども家庭課

■ 生活保護世帯数

3,288 世帯 (H27) ⇒ 3,418 世帯 (R元)

資料：生活福祉課（各年度末）



（５）地域活動の状況

ボランティア登録者（個人）数は増加していますが、ボランティア登録団体（グループ）数は横ばいです。

民生委員・児童委員の総数は横ばいですが、欠員数は増加しています。

■ボランティア登録数

個人

470 人 ⇒ 636 人

団体

245 グループ ⇒ 243 グループ
(H27) (R 元)

資料：川越市社会福祉協議会（各年度末）

■民生委員・児童委員

総数／定数

483 人 ⇒ 487 人
496 人 510 人

欠員

13 人 ⇒ 23 人
(H27) (R 2)

資料：福祉推進課（各年４月１日）

自治会加入世帯は増加していますが、加入率は減少しています。

老人クラブはクラブ数・会員数ともに減少しています。

■自治会加入（世帯数・加入率）

加入世帯数

116,513 世帯 ⇒ 117,526 世帯

加入率

77.47% ⇒ 74.04%
(H27) (R 元)

資料：地域づくり推進課（各年６月１日）

■老人クラブ（クラブ数・会員数）

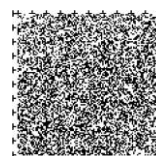
クラブ数

118 クラブ ⇒ 97 クラブ

会員数

7,881 人 ⇒ 5,982 人
(H27) (R 2)

資料：川越市社会福祉協議会（各年４月１日）



（６）犯罪の発生状況

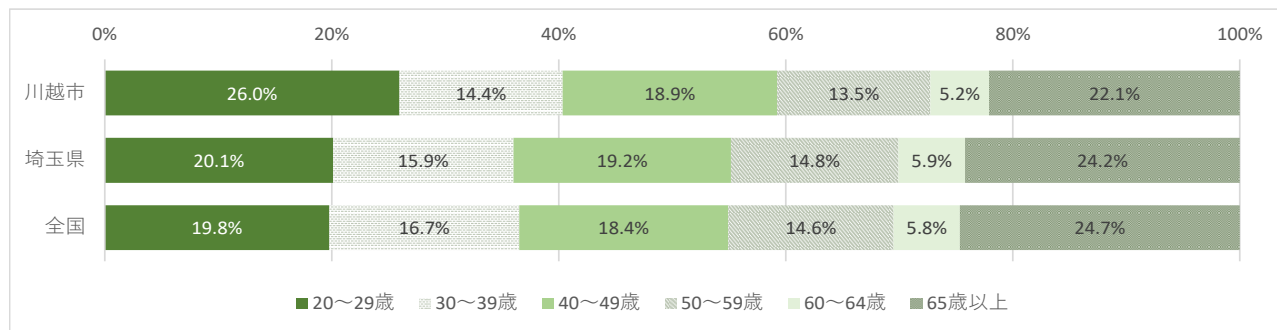
令和元（2019）年の川越市の刑法犯総数は 466 人、うち再犯者は 245 人で、再犯者率（再犯者が刑法犯総数に占める割合）は 52.6％でした。

刑法犯総数を年齢別で見ると、川越市は埼玉県や全国に比べ 20～29 歳の割合が大きくなっています。

■刑法犯数（年間）

	刑法犯総数	初犯者	再犯者	再犯者率
川越市	466 人	221 人	245 人	52.6％
埼玉県	10,104 人	4,879 人	5,225 人	51.7％
全 国	172,197 人	85,245 人	86,952 人	50.5％

■刑法犯年齢別構成比

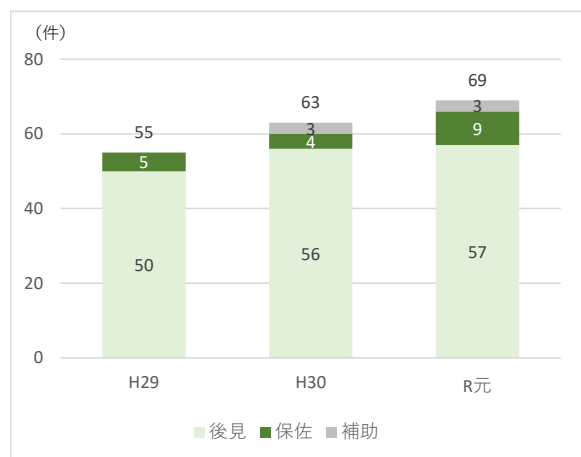


資料：警察署別令和元年犯罪統計データ（東京矯正管区）

（７）成年後見制度の利用状況

成年後見等申立件数や報酬助成件数は緩やかに増加しています。

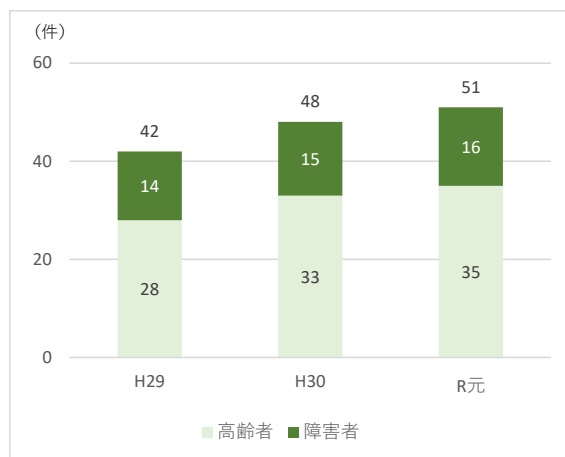
■成年後見等申立件数（川越市内）



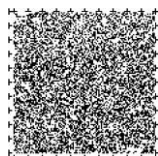
※市長申立を含む

資料：さいたま家庭裁判所（各年 12 月 31 日）

■報酬助成件数



資料：高齢者いきがい課（各年度末）

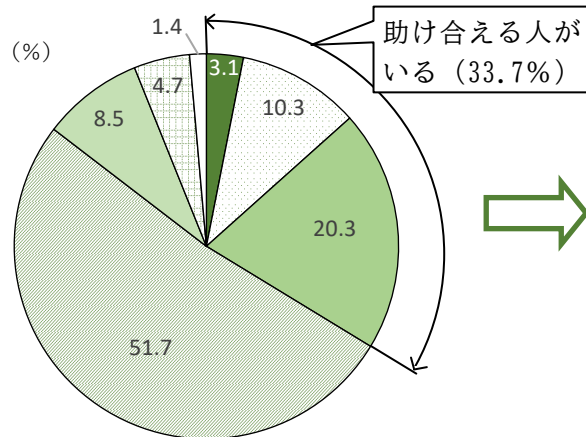


2 アンケート調査結果の概要

ご近所付き合いにおける支え合い、助け合いが減少傾向にあります。

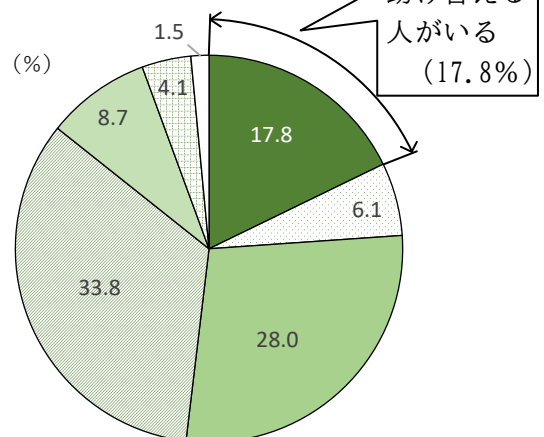
■ご近所との関係

平成 26 年 (n=1,372)



- どのような相談や頼みごとでもできる人がいる
- 困ったときに助けてくれる人がいる
- 簡単な相談や頼みごとならできる人がいる
- 会話や挨拶はするが相談や頼みごととはできない
- 顔は知っているが声を掛けることはほとんどない
- 近所の人の顔もわからない
- 無回答

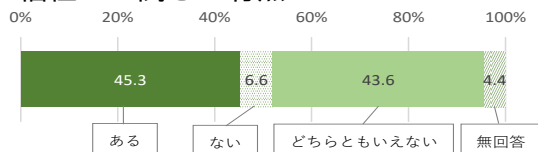
令和元年 (n=1,173)



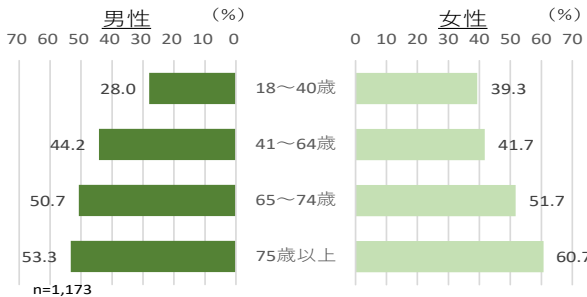
- 何か困ったときに助け合う人がいる
- お互いに訪問し合う人がいる
- 立ち話をする程度の人がある
- 会えばあいさつする程度の人がある
- ほとんど近所のつきあいはない
- 隣近所の顔も知らない
- 無回答

福祉への関心がある人は、年齢が上がるにつれ増えています。また、女性の方が関心が強い傾向にあります。

■福祉への関心の有無

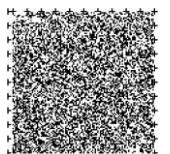
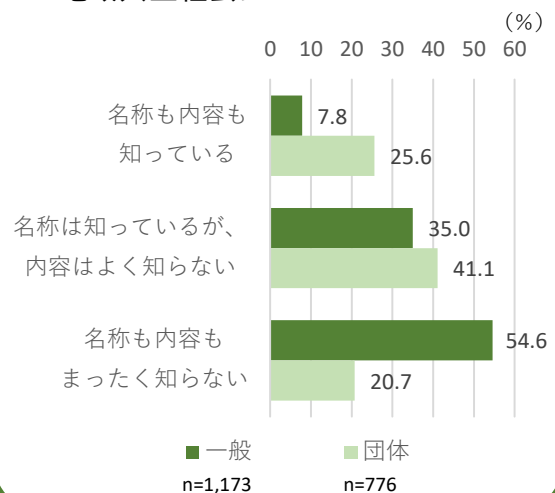


■関心がある人 (性別×年代)



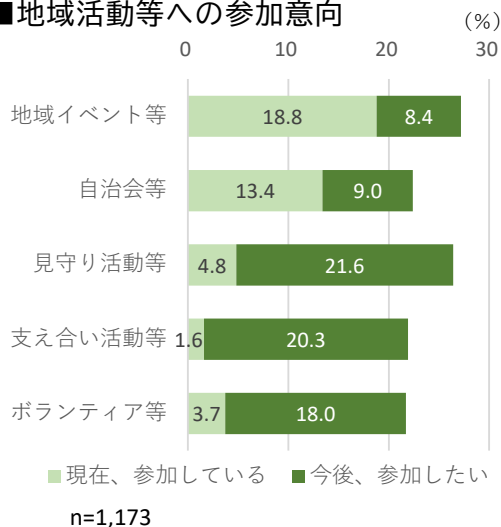
「地域共生社会」という言葉の認知度は充分ではありません。

■地域共生社会について



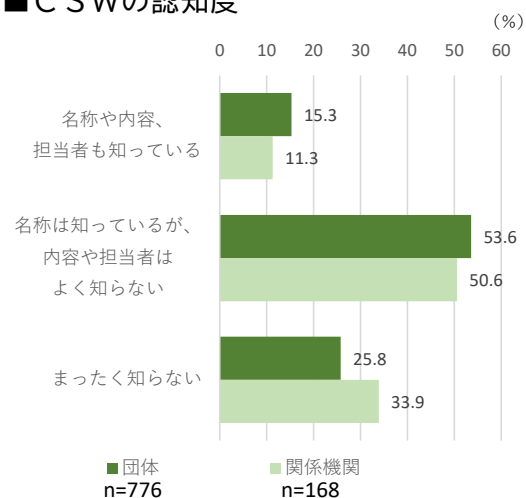
見守り、支え合い、ボランティア等の活動に参加したい人への働きかけや支援が必要です。

■地域活動等への参加意向



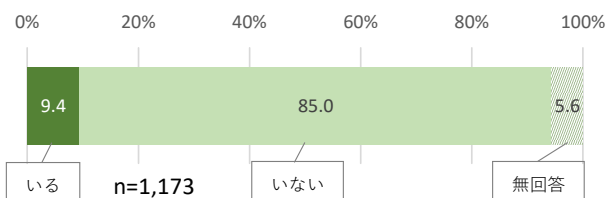
福祉のなんでも相談員のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が地域で認知される取組が必要です。

■CSWの認知度

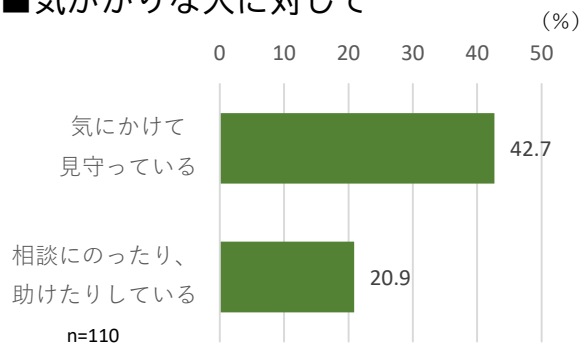


地域に気がかりな人はいないと答えた人が大半ですが、いると答えた人のうち多くの人が見守りをする、相談にのるなどの対応をしています。
また、気がかりな人に気づいた時等に、総合相談窓口があれば解決に向けて行動ができると答えた人が一番多くなっています。

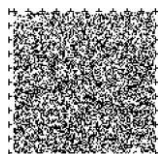
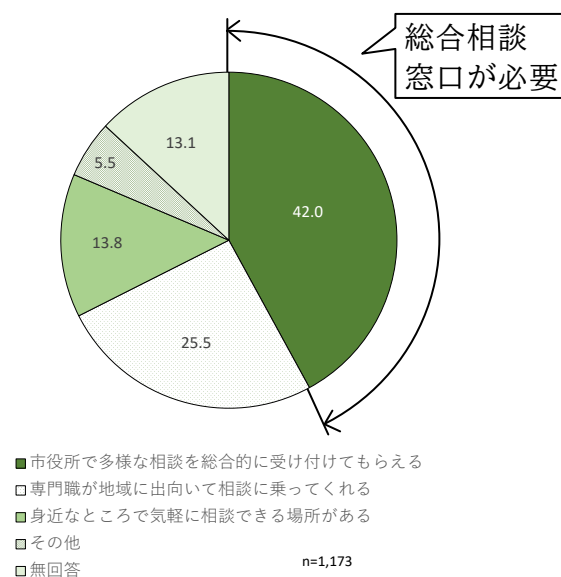
■地域の気がかりな人の有無



■気がかりな人に対して

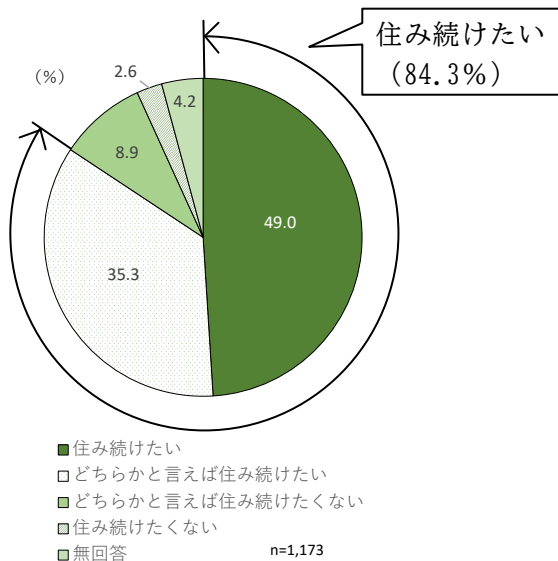


■気がかりな人に気づいた時等に解決するために必要な仕組み



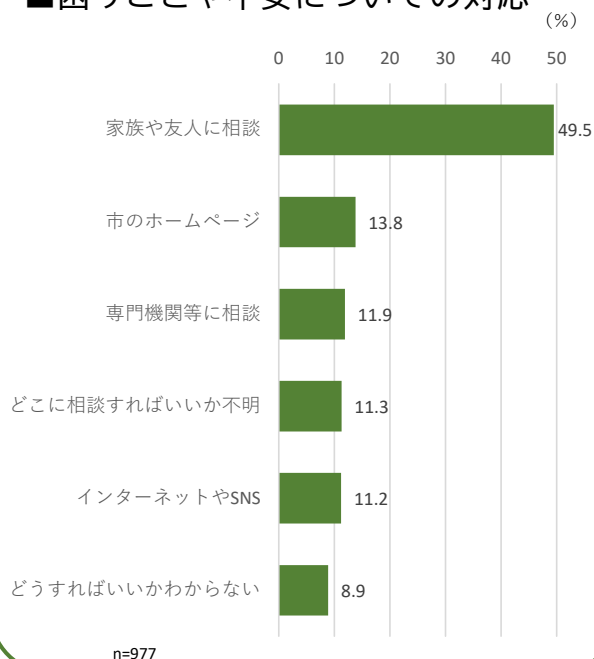
今いる地域に住み続けたい人々が
8割以上います。

■今いる地域に住み続けたいか



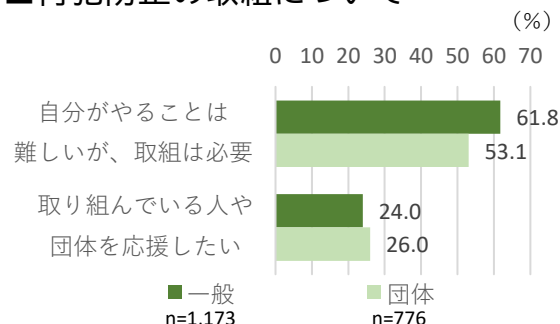
困りごと等を抱えてもどうすれば
いいのかわからない人を支援に結
びつける取組が必要です。

■困りごとや不安についての対応



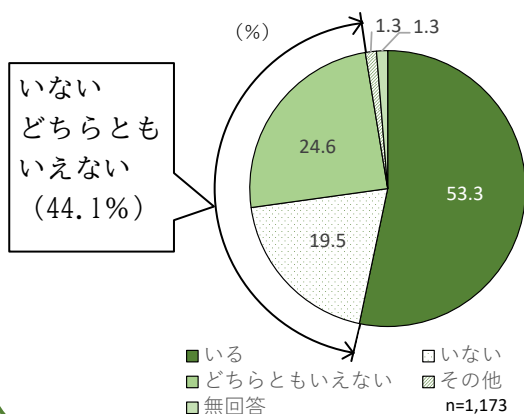
再犯防止の取組の重要性が認識され
ています。

■再犯防止の取組について



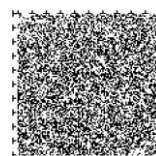
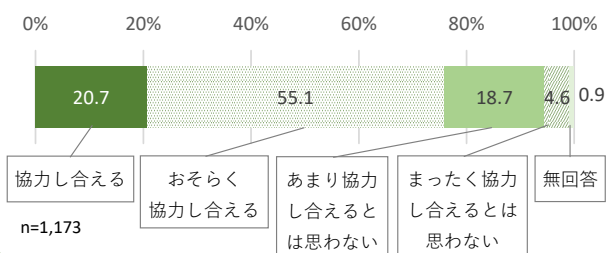
成年後見制度等の財産管理の支援や
情報の普及が必要です。

■財産管理などの支援をしてくれる人



災害時、近所の人と「協力し合える」
「おそらく協力し合える」人は7割
以上います。

■災害時の協力



3 前計画の取組と課題

平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度までを計画期間とする前計画は、基本理念のもとに 5 つの基本方針と 2 つの重点施策を掲げて地域福祉の推進に取り組んできました。前計画の取組と、そこから明らかになった課題を整理し、本計画の策定及び推進につなげていきます。

前計画の基本理念

人と人とのつながりを深め だれもが自分らしく いきいきと暮らせるまち 川越

重点施策 1 地域における見守り体制の充実

- 福祉協力員の普及
- 見守りのネットワーク構築

重点施策 2 地域福祉サポートシステムの構築

- 福祉分野の総合相談窓口の設置
- コミュニティソーシャルワーカーの配置

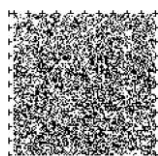
基本方針 1 地域福祉への関心を高めよう

基本方針 2 地域での活動の担い手になろう

基本方針 3 さまざまな人と交流し、みんなで支え合う地域にしよう

基本方針 4 地域でのネットワークをつくろう

基本方針 5 だれもがいきいきと安心して暮らし続けられる地域にしよう

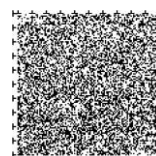


(1) 重点施策に基づく取組と課題

重点施策1 地域における見守り体制の充実

重点項目	○福祉協力員*¹の普及 ○見守りのネットワーク構築
目指したこと	・地域住民の異変にいち早く気づくこと ・日常的に目配りする人を増やすこと ・地域で孤立する人をつくらないようにすること ・地域の課題や解決策を関係者全体で共有し連携すること
取組	地域で日々の見守り等を担う福祉協力員については、説明会や研修会を通じて、活動地区の増加に努めてきました。多くの地区が地区別福祉プランに地域見守り活動の実施を取組の1つとして掲げた結果、令和2（2020）年3月現在、21地区で活動が行われています。 また、見守りのネットワーク構築については、平成28（2016）年10月から「川越市ときも見守りネットワーク事業」を開始しました。各事業者が業務中に異変を感じた際に市に通報してもらう仕組みは徐々に浸透し、令和2（2020）年10月現在、207事業者が協力事業者として登録をしています。
今後の課題	福祉協力員が活動する地区は増加したものの、担い手を増やすための取組が十分ではありません。福祉協力員等を育成するための事業を実施した地区は8地区であり、一部の地域住民に負担がかかる状態が解消されていません。既存の事業等で手一杯である、個人情報管理が心配であるという意見が上がっている中、見守りの重要性や効果、実施する際の注意事項等を説明していく必要があります。 川越市ときも見守りネットワークについては、多くの業種にわたって協力事業者への登録が進みましたが、死亡後に発見されるなど、「もう少し早く異変に気づいていれば」という事例があります。協力事業者が通報しやすくなるよう、啓発をさらに積極的に行っていく必要があります。

*1 地域のボランティアとして、ちょっとした目配りから困り事を抱える人を早期に発見する「地域のアンテナ役」。



重点施策2 地域福祉サポートシステムの構築

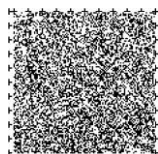
重点項目	○福祉分野の総合相談窓口の設置 ○コミュニティソーシャルワーカー（CSW）* ² の配置
目指したこと	・複雑化・複合化した問題、制度の狭間の問題に迅速に対応すること ・CSWを中心とした支援体制を構築すること
取組	社会福祉法の改正によって包括的な支援体制の整備が明文化され、複雑化・複合化した問題に対して迅速に対応するための福祉分野の総合相談窓口を令和2（2020）年6月に、川越駅西口に近い川越市民サービスステーションに設置しました。 平成25（2013）年にモデル事業として始まったCSW設置事業については、同30（2018）年度には市内全域をカバーする体制を整備しました。個別の相談に応じるほか、地域包括支援センター*³等の関係機関と協力しながら、地域住民主体で地域の課題を解決するための仕組みづくりに向けて取り組んでいます。
今後の課題	福祉総合相談窓口設置後の体制や、関係機関や地域へのつなぎ方等、連携体制の確立が求められます。CSWについては、必要性は高まっているものの、配置や機能等に課題が残っており、地域へのアプローチや福祉総合相談窓口との連携強化をさらに図っていく必要があります。

【福祉総合相談窓口】



福祉相談センター、障害者総合相談支援センター、子育て世代包括支援センター、自立相談支援センターの4センターで構成されています。高齢者、障害者、子育て世代、生活困窮者等、各分野の専門職の相談と連携によるワンストップ（断らない）相談窓口として、4センターが情報共有・連携し、多機関協働による支援を実施します。

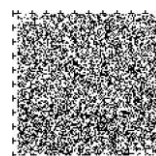
- *² 地域住民の生活課題に対して、個別支援や支援のネットワークづくりを行うとともに、地域の共通課題として広げていくことで社会資源の開発や地域づくりに取り組む「地域と福祉のなんでも相談員」。
- *³ 介護保険法に基づき、保健師または看護師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士を置き、介護予防マネジメント、介護、虐待、認知症等の相談・支援、権利擁護、包括的・継続的マネジメント等を業務としている機関。



(2) 基本方針ごとの成果と課題

基本方針1 地域福祉への関心を高めよう

目指すべき姿	福祉に関する必要な情報が地域に浸透し、他人を思いやる福祉の心が育まれる。
川越市・市社協の取組	広報紙やホームページ、市社協フェイスブックページ、メール配信、自治会回覧等多様な媒体を活用し、対象者の属性や年齢等に配慮した福祉情報の提供に努めました。 福祉の心を育むための取組については、ふれあい福祉まつりや障害者週間の集い、福祉の市等多くの市民が参加できる事業を実施しました。特に、福祉の市は、ウェスタ川越で、川越市健康まつりやユニクス川越「にぎわいマルシェ」との同時開催としたことで、多くの市民に訪れてもらうことができました。 一方で、令和元（2019）年度以降は令和元年東日本台風の影響や新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、予定していた事業に影響が出るなど、目標どおりにいかない年もありました。
地区社協の取組	地区社協だよりや自治会回覧の活用を通じて、地区における事業の周知を図るとともに、福祉に関する情報の提供に努めました。世代間交流事業等、地域行事の中に福祉的視点を取り入れる取組は多くの地区で実施しており、福祉への関心を高める動きが継続できています。老人クラブや育成会等、地域の関係団体のネットワークを生かし、連携して意識啓発やイベントの周知等をする取組も進んでいます。
今後の課題	○市民の福祉意識の啓発と取組の継続性の確保 意識啓発は成果の見えにくい取組ですが、様々な機会を通じて継続する必要があります。また、学校における福祉教育をはじめ、福祉についての市民の関心や意識をさらに高めていくことも必要です。台風や新型コロナウイルス感染症の影響により、継続してきた取組が延期・中止を余儀なくされましたが、今後は、新しい生活様式を取り入れながら継続していくことが重要となります。

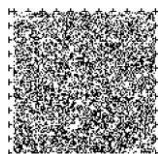


基本方針 2 地域での活動の担い手になろう

目指すべき姿	福祉に関する学習の機会や環境が充実することで、担い手の育成が進み、ボランティア活動をはじめとした地域活動が盛んになる。
川越市・市社協の取組	地域福祉の担い手を育成する取組として、コミュニティソーシャルワーク実践者養成研修や、介護予防サポーター・認知症サポーター等各種ボランティア養成講座を開催し、多くの市民の参加を得ることができました。 地域福祉活動の担い手の重要性について啓発するために、居場所づくりや生活支援の取組等を紹介する「地域の支え合い・助け合いフォーラム」を開催しました。 また、介護支援いきいきポイント事業^{*4}の登録者数や認知症サポーターは増加傾向にあります。
地区社協の取組	一人暮らし高齢者の見守り活動や世代間交流、いきいきサロン等、地域の実情に合わせた事業が実施されました。担い手として福祉協力員等のボランティアを募り、研修を実施している地区も増えています。介護予防の取組も盛んで、介護予防サポーター養成講座・認知症サポーター養成講座への参加者が年々増えてきています。 また、福祉懇談会^{*5}を開催し、担い手の育成や活動の仕組みづくり、自治会をはじめとした地縁組織の連携のあり方を再確認する機会を持ちました。
今後の課題	○多世代の地域活動への参加率向上 高齢化を課題としている地域では、事業の主催や運営等の役割も高齢者が担っていることが多い現状です。これからは、若年層の地域活動への積極的な参加を促し、すべての世代が参加しやすくなるような取組を増やす必要があります。そのため、啓発や周知活動の実施、活動の推進役となるリーダーの育成等、地域活動を多方面からサポートする体制づくりが必要です。

***4** 65歳以上の事業登録者が介護保険施設等でボランティア活動を行うことでポイントが貯まり、そのポイントを活動奨励金や市の特産品等と交換することができる事業。

***5** 地区社協が主催で行う事業の1つ。地域福祉活動の基盤強化を図るために、各分野で活躍している各種団体・グループ・機関等が一堂に会し、地域課題等の発掘・整理を行い、対応方法を協議する場。

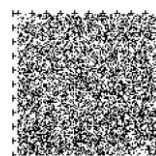


基本方針3 さまざまな人と交流し、みんなで支え合う地域にしよう

目指すべき姿	市民が地域活動を通じて住民相互のつながりを深めることで、支え合いの意識が高まり、地域見守り活動の充実とともに孤立を防ぐことができる。
川越市・市社協の取組	地域における支え合いの仕組みづくりや新たな居場所の創出に向け、CSWがノウハウを提供するなどの支援を行いました。 また、提案型協働事業^{*6}については、市民フォーラムを初めて開催し、団体どうしのつながりづくりを行いました。 災害に備えた取組については、地域での自主防災組織の結成や防災訓練を財政的及び人的に支援するとともに、避難行動要支援者の支援体制の整備を進めました。台風の被災時においては、これらの取組による成果が現れています。
地区社協の取組	「地域住民が気軽に集える場づくり」を地区別福祉プランに目標として掲げている地区が多く、高齢者の居場所となるサロンなどの集いの場は全地区で取り組まれています。また、介護予防に取り組む交流の場や生活支援の取組、子ども食堂^{*7}等の新たなサービスが創出されています。 さらに、災害時を想定した災害マップを作成するなど、関係者どうしが話し合う場を設ける地区もありました。特に、避難行動要支援者は高齢者や障害者が多いため、平常時からの見守りの仕方や対象者の情報共有の方法について検討が必要であることを確認しました。
今後の課題	○非常時にも生きる地域活動等の活性化 災害等の非常時における支え合い・助け合い活動は、平常時からの活動が重要です。CSWが関わることで、地域住民のニーズを整理したり、他の地区の先進的な事例を取り入れたりするなどして、地域活動を継続的に活性化していく必要があります。

^{*6} 地域の様々な課題を解決するために、市民や各種団体等が主体的に行う協働事業。

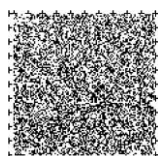
^{*7} 地域住民等による民間の取組として、主に子どもを対象として無料または安価で食事や居場所の提供等をしている活動。



基本方針4 地域でのネットワークをつくろう

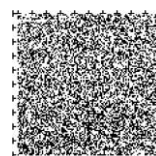
目指すべき姿	地域において、各関係機関の間で必要な情報が共有され、地域福祉を推進するための相互協力関係が築かれる。
川越市・市社協の取組	市では、住民と深く関わる新聞、郵便事業者やライフライン事業者等と協力しながら、「川越市ときも見守りネットワーク事業」を実施し、市全域の見守りネットワークを構築しました。 市社協では、CSWが民生委員や地域包括支援センター等と連携し、要援護者の生活支援を行いました。生活に課題を抱えている世帯の支援では、多機関が協力して支援をする事例も多く、情報共有を行う会議へ参加するなど支援ネットワークを生かすよう努めました。
地区社協の取組	関係機関との協働による催しや福祉懇談会等を実施している地区が令和元（2019）年度には15地区ありました。新型コロナウイルス感染症の影響で計画していた福祉懇談会の実施を延期・中止した地区がありましたが、地区社協関係者及び福祉関係事業所等、地域でのネットワークづくりの必要性についてCSWが啓発・促進しました。
今後の課題	○多様な関係機関との連携方法の拡大 CSWは、地域包括支援センター等が行う支援への関わりは増えているものの、市内社会福祉法人やNPO*⁸等による地域貢献活動への関与は少ない状況にあります。今後は様々な団体や活動と連携し、CSWのネットワーク力を強化していく必要があります。 ○CSW配置数の検討 支援が十分に届いていない人や世帯を発見し、より細かな支援を行うため、CSW配置数の増加を検討する必要があります。

*8 民間非営利組織の略称。様々な社会的課題に取り組み、活動分野における専門性や、地域の枠にとらわれずに行動するなどの特徴がある。



基本方針5 だれもがいきいきと安心して暮らし続けられる地域にしよう

目指すべき姿	「地域福祉サポートシステム」による課題解決のしくみが整い、生活課題により孤立した市民をつくらない地域社会を実現することができる。
川越市・市社協の取組	C S Wによる福祉の総合的な相談対応について市内全域を対象としました。さらに、生活支援サービスの充実や担い手の養成・発掘等の地域資源の開発を行う生活支援コーディネーターをC S Wが兼務し、地域のニーズと地域資源のマッチングなどを実施しました。 令和2（2020）年6月には福祉総合相談窓口を開設しました。開設にあたっては「断らない相談支援体制」を構築するため、庁内の関係課が定期的にミーティングを行い、縦割りの対応にならないよう調整を図りました。 権利擁護に関する事業のニーズは高まっており、福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）や法人後見事業の利用者は増えています。
地区社協の取組	福祉懇談会等において、住民どうしの支え合い・助け合い活動や生活課題等について話し合いました。その結果、介護予防に取り組む交流会や家事支援等の生活支援サービスが行われるなど、地域住民主体で地域の課題を改善・解決する取組が増加しました。
今後の課題	○包括的な相談支援体制の整備 福祉総合相談窓口は設置されたものの、地域福祉サポートシステムを機能的なものとするためには、他の関係機関やC S Wとの連携方法について今後検討する必要があります。また、庁内についても円滑な連携ができるよう、さらなる意識付けが必要です。 ○地域見守り活動の推進 新型コロナウイルス感染症の影響により、人とつながることができなくなり、不安やストレスを抱える人が多くなりました。地域で孤立する人を出さないために、地域住民が主体となった見守り活動の重要性が高まっています。今後は、地域住民と関係機関等が協力しながら、新しい生活様式を踏まえた見守り活動を進めていくことが求められます。



（３）本計画の策定に向けた課題の整理

前計画の基本方針ごとの「今後の課題」及び法改正等による社会情勢等の変化への対応について、次の３つの視点から整理しました。次章以降に掲げる次期計画では、整理した課題を改善・解決し、さらなる地域福祉の推進に取り組んでいきます。

○地域共生社会の実現に向けた土壌づくり

基本方針 1 市民の福祉意識の啓発と取組の継続性の確保

基本方針 2 多世代の地域活動への参加率向上

○支え合い助け合う関係づくり

基本方針 4 多様な関係機関との連携方法の拡大

基本方針 4 C S W配置数の検討

基本方針 5 地域見守り活動の推進

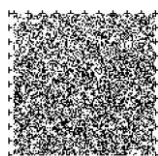
新規 地域づくりに向けた支援

○いきいきと充実した生活を支える地域づくり

基本方針 3 非常時にも生きる地域活動等の活性化

基本方針 5 包括的な相談支援体制の整備

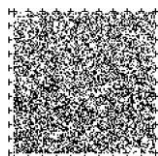
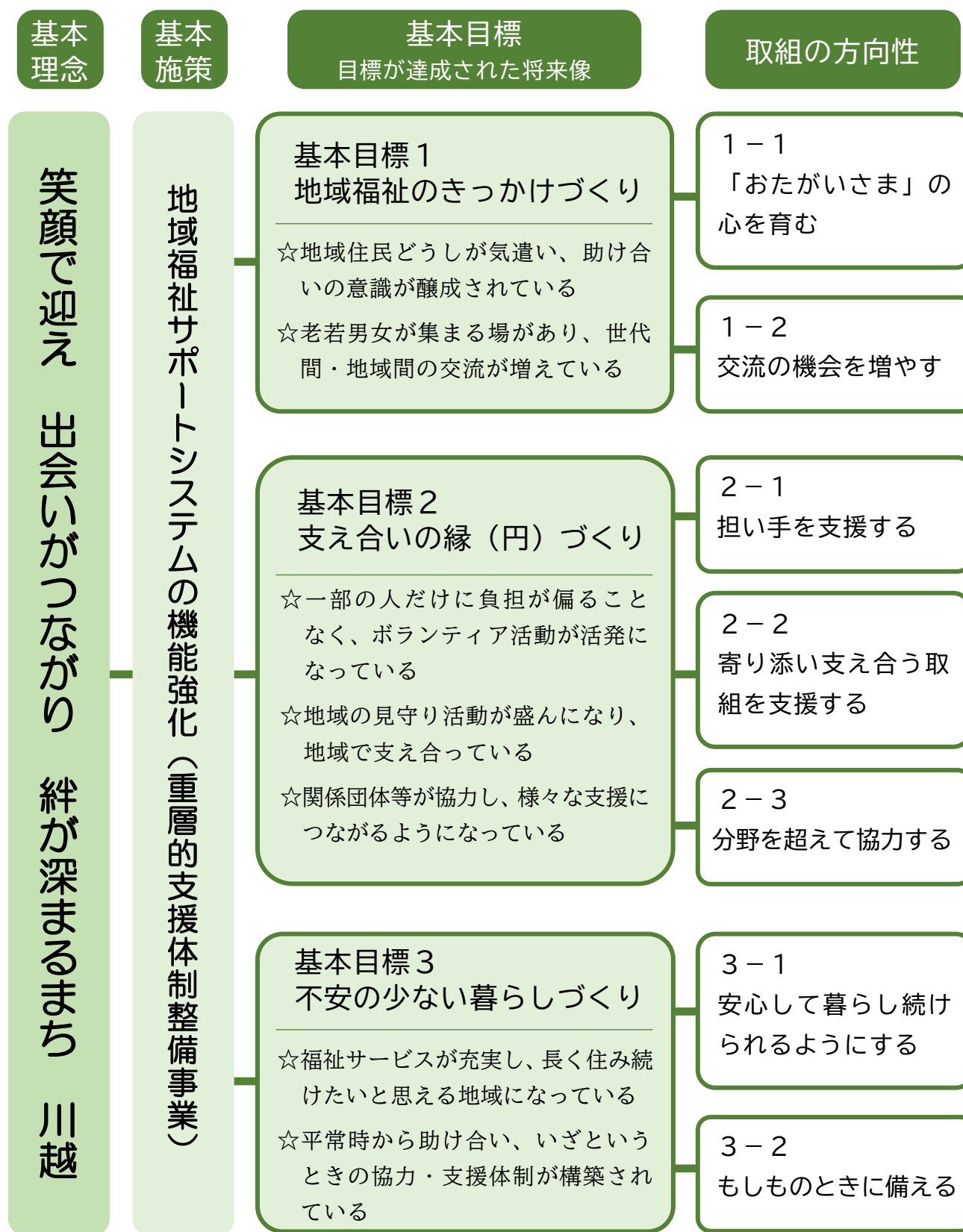
新規 再犯防止の推進・権利擁護体制の充実



第 3 章

計画の基本的な考え方

1 計画の全体像



市民・関係者の取組

- ・福祉に関する情報を進んで取り入れる
- ・必要とする人に情報を伝える
- ・地域の人と交流を深める

- ・助けが必要な人に声をかける
- ・ボランティアを体験する
- ・見守り活動に参加する
- ・困ったときに相談できる関係をつくる

- ・福祉サービスがあることを知る
- ・一人で悩まないで相談する
- ・福祉制度を活用する
- ・避難所を確認する
- ・地域の危険箇所を確認する
- ・防災訓練に参加する

川越市・市社協の取組

- ①福祉に関する情報提供
- ②福祉教育の推進
- ③社会貢献活動等の促進

- ①交流を生み出す催しの推進
- ②地域交流の充実

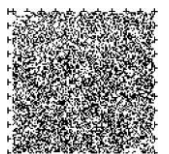
- ①キーパーソンの育成・支援
- ②ボランティア活動の支援

- ①地域コミュニティの活性化
- ②地域活動創出の支援
- ③見守り活動の推進

- ①丸ごと受け止める体制の構築
- ②多職種連携体制の強化

- ①福祉サービスの充実
- ②相談体制の整備
- ③自立した生活のための支援

- ①防災活動の推進
- ②要支援者への配慮



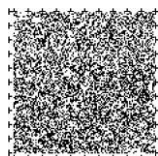
2 基本理念

笑顔で迎え 出会いがつながり 絆が深まるまち 川越

笑顔で迎え	地域での生活において、どんなときでも、どんな人に対しても、笑顔で迎え入れ、思いやりを持ってお互いを受け入れる地域であってほしいという願いを込めています。
出会いがつながり	笑顔で迎えた出会いがつながり、その連鎖によって様々な関係が生まれることで、誰一人取り残さない、孤立させないような地域であってほしいという願いを込めています。
絆が深まるまち 川越	出会いの連鎖によって生まれた絆がどんどん深まっていくことで、誰もが生きがいや役割を持ち、自分の住む地域を愛し、川越に住み続けたいと思うようになってほしいという願いを込めています。

地域共生社会の理念である「高齢者介護・障害福祉・児童福祉・生活困窮者支援等の制度・分野の枠や、『支える側』『支えられる側』という関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域や社会を作るという考え方」を根底に置き、その実現に向けて、この計画で目指す到達点として定義するものです。

また、第四次川越市総合計画の福祉・保健・医療分野の基本目標である「住み慣れた地域で、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち」にも通ずるものとなりました。



3 基本施策

基本理念を具体化する基本施策として、前計画で構築した「地域福祉サポートシステム」の機能強化に取り組みます。

前計画では、どこに相談したらよいかわからないような困り事をコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が対応するとともに、複雑化・複合化した福祉課題を取り扱う「福祉総合相談窓口」を開設したことにより、迅速に支援するための体制を構築しました。今後は、CSWの増員や相談支援包括化推進員の配置等を通してシステムの機能の強化を図り、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。主な取組内容については、38 ページに記載しています。

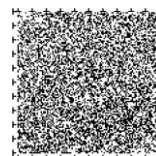
（１）地域福祉サポートシステムとは

高齢分野の地域包括ケアシステム^{*1}の考え方を障害・子ども・生活困窮等、他の福祉分野にも拡大・発展させた支援体制です。このシステムの強化のためには、公的な福祉サービスだけではなく、充実した相談支援機能と地域のあらゆる関係者の連携・協働が必要です。既存の制度や分野を超え、人と人、人と社会がつながることで、誰一人取り残さない地域を目指します。

相談支援包括化推進員とコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の関係

相談支援包括化推進員は、複雑化・複合化した課題を抱える相談者の自立を支援するため、相談者やその世帯にある課題を把握し、各相談支援機関の連携調整を行い、役割分担を図る司令塔役です。個別支援・地域支援を行うCSW（22 ページ参照）と連携して、支援が届いていない人への継続的な関わり方の検討や、地域に不足している社会資源の開発等を担います。

***1** 介護等が必要になっても、地域の実情に応じて、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるように、医療・介護・住まい・介護予防・生活支援が切れ目なく、一体的に提供される体制のこと。



（２）各層の機能

地域福祉サポートシステムは、市民の生活区域に応じて市を３つの階層に区分し、地域の課題を捉え、整理し、対策する重層的な支援体制です。市民の身近な環境（ご近所や自治会等）を「第３層」とし、22ある地区社協の区域を「第２層」とし、川越市全域を「第１層」とします。

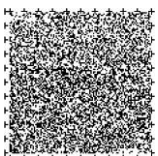
①第３層 ご近所・自治会

本市では、ご近所や自治会等小さな区域のつながりが第３層となります。

抱えている問題に対し、まずは自分や家族でできることは、自分たちでやるのが大切です。それでも解決できない場合は、周囲の人に手を貸してもらい、支え合い・助け合いながら改善・解決していきます。

そのためにも、お互いに挨拶をし合ったり、ゴミの日を教え合ったりといった、日常生活におけるつながりをつくることが重要です。そのほか、「サロン」や「いもっこ体操」等の参加者・主催者になることなども、つながりづくりになります。

第３層では、「自分で取り組む」「できるように支える」「お互いに手伝う、手伝ってもらう」ことが期待されています。



②第2層 地区社協区域

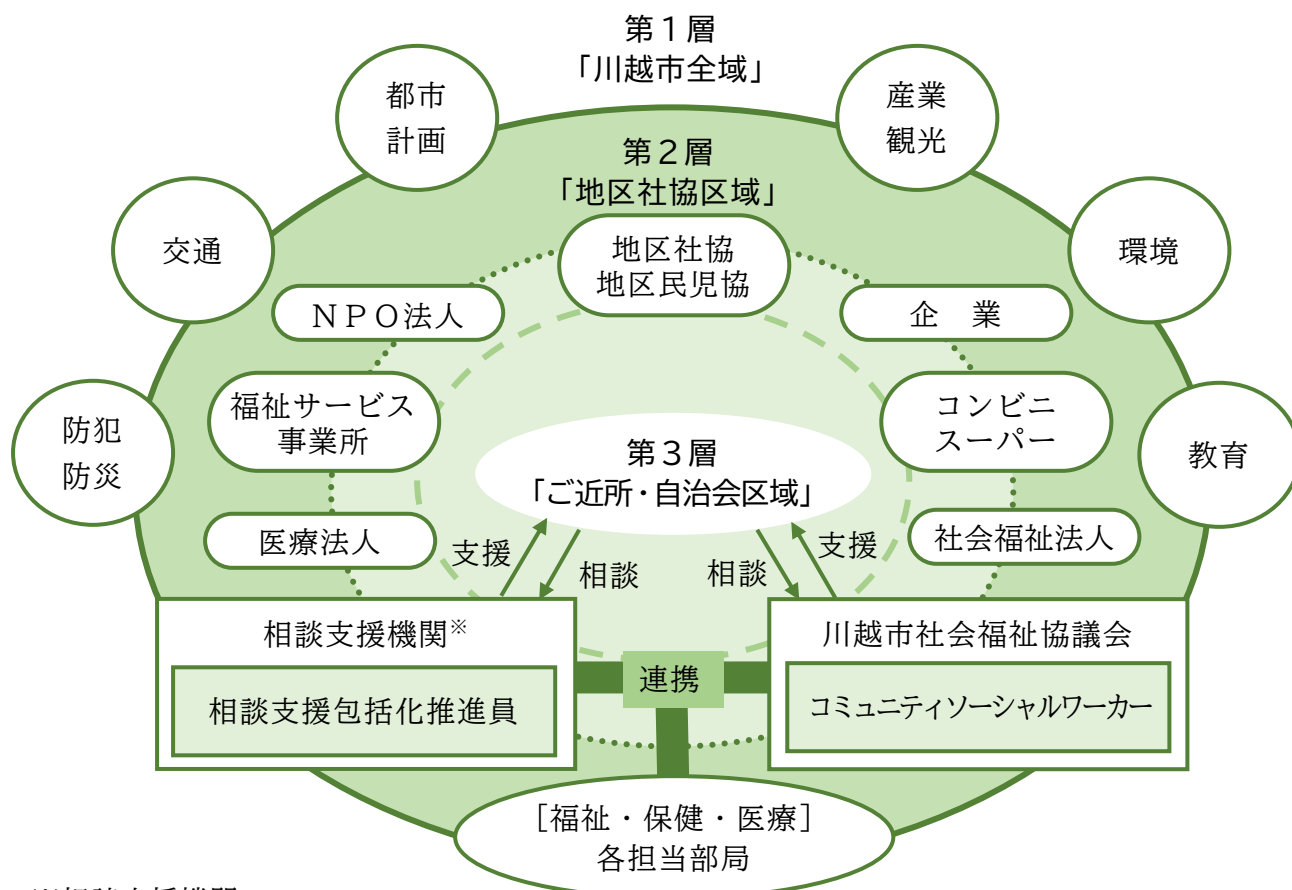
第3層だけでは対応が難しい場合、第2層の地区社協区域で支援します。本人や地域住民、地域活動者・団体が困り事を相談支援機関につなぎ、相談支援機関は地区内にある様々な関係機関・関係団体と連携して対応します。

C S Wは個別支援・地域支援を通して地域課題を把握し、行政や区域内の関係機関等と連携しながら、社会資源の開発・仕組みづくりを行います。

また、複雑化・複合化した課題については、相談支援包括化推進員が中心となって整理し、関係機関間の役割分担等を行います。

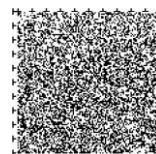
③第1層 川越市全域

第2層だけでは対応しきれない地域課題について、相談支援包括化推進員とC S Wを中心に多機関が協働して検討・対策を行います。また、複雑化・複合化した問題を抱える人の就労や活躍の場の確保等のため、福祉以外の様々な分野と連携を図ります。

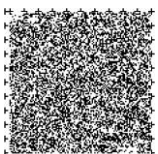
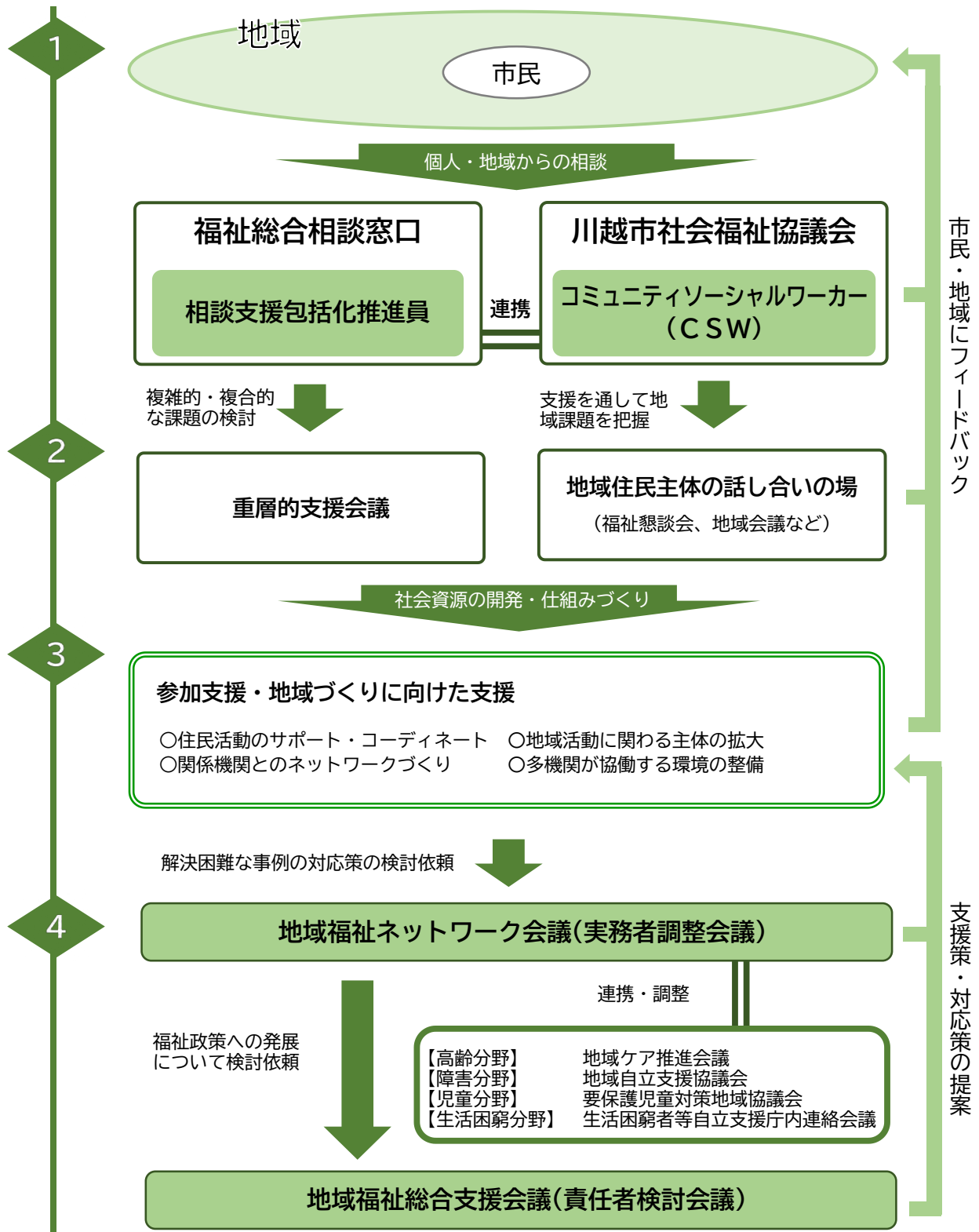


※相談支援機関

福祉相談センター、障害者総合相談支援センター、子育て世代包括支援センター、自立相談支援センター、地域包括支援センター、埼玉県地域生活定着支援センター、川越市成年後見センター等



地域福祉サポートシステムのフロー図



1

属性・分野を問わない相談支援

市民や地域からの相談は、福祉総合相談窓口とC S Wが中核を担います。「断らない相談支援」を実践し、受け止めた相談を適切な機関へつなぐほか、アウトリーチ*²をはじめとする積極的な働きかけにより、継続的な関わりを持ちながら支援を行います。

2

調整・話し合い

課題整理の過程で複雑化・複合化した課題が判明した場合には、福祉総合相談窓口に配置する相談支援包括化推進員が、複数の機関が連携して課題解決にあたる「重層的支援会議」を開催します。支援機関ごとの役割分担を整理し、支援の総合調整を行います。

一方、C S Wは、個別支援・地域支援を通して把握した地域課題を整理するため、地域住民主体で話し合う場に参加し、対応方法等を協議します。

3

参加支援・地域づくりに向けた支援

支援調整の結果、既存サービスで対応できない場合は、相談支援包括化推進員とC S Wが協働し、社会資源の開発や仕組みづくりを行い、支援者に対する社会参加の促進や、地域活動の活性化を図るための地域づくりを支援します。

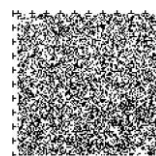
4

全市的な課題への対応

さらに複雑で解決困難な事例については、地域福祉ネットワーク会議（実務者調整会議）において、市全域の課題として対応策を協議するほか、各福祉分野の調整会議とも連携を図ります。

地域福祉ネットワーク会議で検討した結果、政策として発展させる必要があると判断された内容について、地域福祉総合支援会議（責任者検討会議）で協議します。

* 2 支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対して、行政や支援機関等が積極的に働きかけ、個別訪問等により情報や支援を届ける手法のこと。

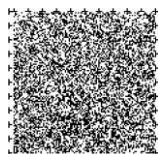


重層的支援体制整備事業について

令和2（2020）年6月の社会福祉法の改正により、市町村の主体的事業として「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に取り組んでいく「重層的支援体制整備事業」が規定されました。

本市では、地域福祉サポートシステムの機能を強化することで、この事業に取り組んでいきます。

	重層的支援体制整備事業	地域福祉サポートシステムの取組
包括的相談支援	属性や分野に縛られず、課題を抱える市民やその家族に対して、断らずに相談を受ける	○地域拠点等での困り事への対応支援
参加支援	人や社会との関係性が希薄な人と地域にあるサービスや資源を結び付ける	○就労支援 ○誰もが参加できる事業の展開
地域づくりに向けた支援	地域の人々がつながる場や機会を設けることで地域の活性化を図る	○コミュニティ・スクールの推進 ○小地域ふれあい活動の支援 ○拠点づくりの支援 ○地域ニーズに応じたサービスの創出支援 ○生活支援体制整備事業の充実 ○地域における公益的取組の推進
アウトリーチ等を通じた継続的支援	信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけやニーズを抱える相談者の発見をする	○相談業務の拡充
多機関協働	単独の支援機関では対応が難しい事例を調整し、関係機関の役割分担や支援の方向性を定める	○他機関との連携 ○行政組織の横の連携促進
支援プランの作成	多機関協働と一体的に実施し、本人の意向を尊重した支援内容を定めた計画を作成する	○他機関との連携 ○行政組織の横の連携促進
全項目共通		○福祉総合相談窓口の充実 ○相談支援包括化推進員の配置 ○CSW配置事業の充実



4 基本目標

基本目標 1 地域福祉のきっかけづくり

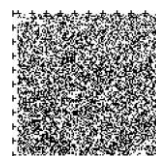
地域福祉の推進には、地域の人々の理解と協力が必要です。地域福祉に触れるきっかけとして、福祉関連情報の発信、福祉教育・体験、イベントの開催等を行い、地域で協力し合える関係を築きます。

基本目標 2 支え合いの縁（円）づくり

日常生活における助けてほしいこと、助けられることを身近で支え合えるような関係づくりに取り組みます。また、各種相談窓口やキーパーソンが中心となって分野や制度を超えたつながりを増やし、大きな縁（円）の構築を図ります。

基本目標 3 不安の少ない暮らしづくり

日常生活で抱えた困り事の改善・解決につながる環境を整備し、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう取り組みます。また、地震や台風といった災害等の助け合いに必要な、平常時からの地域活動を支援します。



5 地域福祉推進の主体と役割

基本理念を実現するため、地域福祉の推進にあたる活動主体と、活動主体それぞれに期待される役割を以下のように考えます。

◆市民一人ひとり

生活の中で起こる身の回りの問題に対して、自分や家族の力で解決できることは解決に向けて努力し、解決が難しいことは適当な相談機関等に相談します。隣近所の人との交流を図り、協力し合える関係を築くとともに、地区における福祉課題の解決に向けた活動に参加します。

◇地区社協

地区別福祉プランの推進を通じて、住民相互の支え合い・助け合い活動の仕組みづくりを行います。

◇自治会等の地域組織

地域活動への参加者や協力者を増やすために、地域住民のつながりを深める取組を展開します。

◇民生委員・児童委員

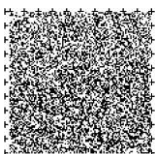
地区社協や自治会と協力し、可能な範囲で地域住民の力を借りながら、支援を必要とする人を孤立させない地域づくりを推進します。

◇社会福祉事業者、ボランティア団体等の民間主体

地区で行われている活動への参加や、地域住民を自らの活動に受け入れるなど、地域組織との協働を推進するとともに、地域における福祉課題の解決に協力します。

●市社協

地域福祉活動を推進するため、行政と連携を図りながら、地区社協等の地域組織や福祉関係機関、ボランティア団体等の民間主体との連絡調整を行うなど、地域福祉活動関係者の活動を支援します。



○川越市

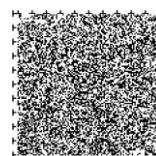
地域で解決できない問題に対し、制度に基づく支援やサービスの提供を通じて解決を図ります。また、支援をする際は関係する部署・機関が連携して対応できるように横の連携を図ります。

さらに、CSWと協働して、地域福祉サポートシステムの機能を強化し、「自助」「互助」「共助」「公助」の連携による支援が提供できる環境の整備に取り組みます。

活動主体マークについて

第3章・第4章では、活動主体ごとに色・形の異なるマークを付けています。各活動主体のマークは次のとおりです。

- ◆ 市民
- ◇ 地域（地区社協、地域組織、民生委員・児童委員、社会福祉事業者、ボランティア団体等）
- 川越市社会福祉協議会（社協）
- 川越市（市）
- ◎ 市と社協の協働の取組



第 4 章

施策の展開

指標の設定について

第4章では基本目標ごとに関連する指標を設定し、掲載しています。

○アンケート調査に基づく指標

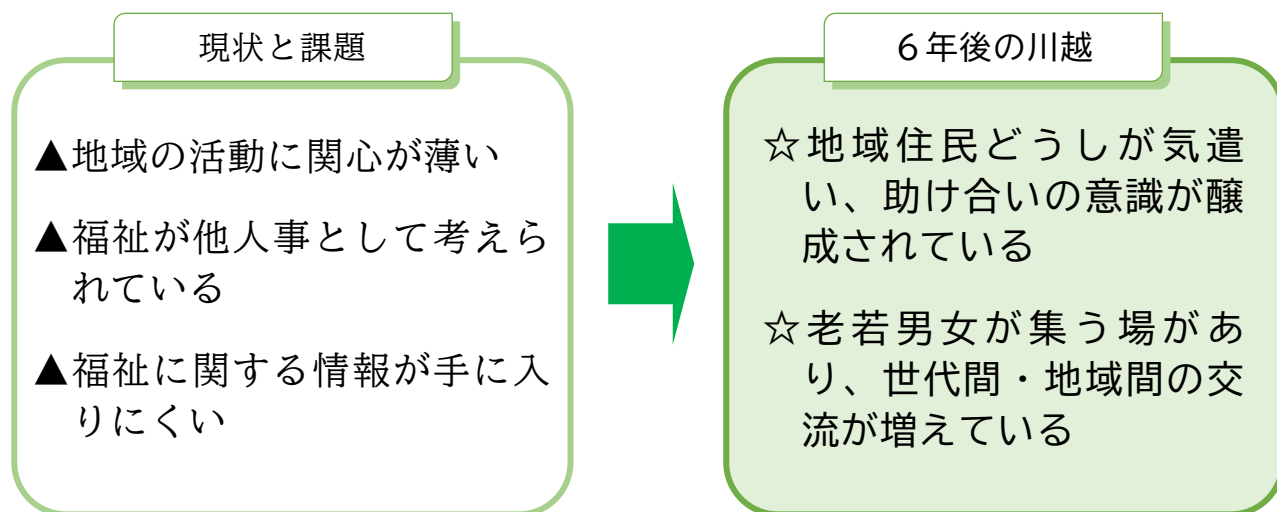
令和元（2019）年度に実施した「第4次川越市地域福祉計画等策定に係る基礎調査」の結果を現状値とします。

○取組実績の指標

令和元（2019）年度の実績の結果を実績値とします。

基本目標1 地域福祉のきっかけづくり

地域福祉を推進していくためには、地域の人々の理解と協力が欠かせません。地域の困り事に対し、「福祉は私に関係ない」「市役所がなんでもやってくれる」などのように他人事ではなく、「我が事」として捉えられるよう、一人ひとりの意識を変える機会や場の充実に努め、地域福祉の土壌を育成します。



施策の方向性

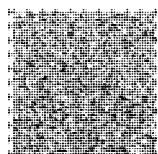
1-1 「おたがいさま」の心を育む

「地域共生社会」を実現するためには、地域で暮らす誰もが「おたがいさま」の意識を持って、互いを受け入れる必要があります。

地域で暮らす高齢者や障害者等との交流を通じて、理解を深めるとともに、催し等の機会を通じて、様々な福祉情報の発信や提供を行い、意識啓発を図ります。

1-2 交流の機会を増やす

地域で支え合い、助け合うためには、顔の見える関係を築くことが大切です。世代間交流や地域の交流の場を設けるなど、地域活動を活性化させることで、人との交流を図る機会を増やし、孤立の防止や心身の健康を保つ機会を確保します。



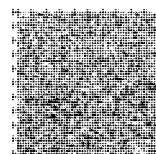
具体的な取組

1-1 「おたがいさま」の心を育む

主体	取組・内容	
◆市民	◆福祉に関する情報を広報誌やSNS* ¹ から進んで取り入れよう。 ◆必要とする人に情報を伝えよう。 ◆高齢者や障害のある人に対する理解を深めよう。	
◇地域	◇地区社協だより* ² の発行により、身近な地域の福祉情報を提供し、意識啓発を図ろう。 ◇地域で起こっている問題を共有し、みんなで問題意識を持とう。 ◇地域にはいろいろな人が暮らしていることを知る機会をつくろう。 ◇ボランティア団体や福祉施設等は、地域住民が福祉に触れるイベントを提供しよう。 ◇学校法人や企業等は地域活動や社会貢献活動に取り組もう。	
○市 ●社協	①福祉に関する情報提供	≪計画の周知≫ ●地域住民に地域福祉の説明を行い、理解が深められるよう努めます。 ◎ホームページ等の各種媒体により充実した福祉情報を提供し、福祉を身近に感じられるようにします。 ≪情報発信≫ ●社協だよりで地域の活動状況を紹介し、福祉を身近に感じられる環境にします。 ●地区社協だよりの発行を支援し、地域活動の情報発信を促進します。 ○公民館登録グループ情報を関係部署やホームページ、窓口等で市民に提供し、地域活動を促します。
	②福祉教育の推進	≪学校における福祉教育≫ ●市内小中学校で福祉を体験できる場を提供し、子どもたちの福祉の心を育みます。

*1 ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

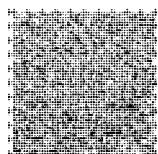
*2 地区社会福祉協議会ごとに発行する広報誌。地区内での活動内容を掲載している。



主体	取組・内容	
○市 ●社協	②福祉教育の推進	●「福祉教育・ボランティア学習推進員」や教職員との研修会や交流会を開催し、子どもたちの多種多様な福祉観につながる福祉教育の実施に努めます。 ○小中学校において、福祉教育の充実に向けた機会や適切な目的を設定・推進し、子どもたちの福祉の心を育みます。 ≪地域における福祉教育≫ ●地区内の交流会、講演会等を支援し、福祉啓発に努めます。 ○関係機関と連携して自殺予防啓発活動や講演会等を実施し、精神保健に関する正しい理解と知識の普及、情報提供を図ります。 ○児童虐待に関する周知啓発を行い、児童虐待防止の推進を図ることで、子どもを虐待から守り、安心して生活できる環境を整備します。 ○人権教育の研修や講座を行い、参加者の交流・福祉への理解を深めます。また、参加者が啓発内容を地域の児童・生徒に発信できるように努めます。
	③社会貢献活動等の促進	≪地域や学校等との連携≫ ●学生が参加しやすい社会活動の場を学校と協力して提供し、次世代の担い手育成を推進します。 ●共同募金活動について担当教職員に情報提供し、学校と連携を図ります。 ○中学生を対象に、命の大切さを学ぶ「いのちの講座」や乳幼児とふれあう機会を提供することで、自己肯定感の高揚や自己と他者を大切に思う心を養います。 ○市内全域で地域会議*³の設立を目指すとともに、各地域会議の運営と事業の実施を支援し、地域コミュニティ*⁴意識の形成に努めます。 ○地域の様々な課題を解決するために、市民活動団体等が主体的に取り組む協働事業に対して、経費の一部を補助し、協働によるまちづくりを推進します。

*3 地域の中で活動する各種団体等が主体となり、よりよい地域づくりのために地域が抱える様々な課題について話し合い、課題の解決に向けた取組や将来の方向性について協議する場合。

*4 地域をよりよくするための住民どうしの交流やつながりのこと。



主体	取組・内容	
○市 ●社協	③社会貢献活動等の促進	≪企業等の社会貢献活動の促進≫ ●共同募金活動に関する研修会等を実施し、企業等の社会貢献活動を支援します。 ●平常時から、市内企業の社会貢献活動やボランティア活動等について調査や紹介、依頼を実施し、災害等の非常時支援につなげます。

【福祉・教育ボランティア学習推進員】



車いす体験

埼玉県社会福祉協議会で養成された地域のボランティアが、市内小中学校の福祉学習の一環で、子どもたちに福祉を身近に感じてもらえるよう「車いす、手話、点字体験や講話、交流」等の講師をしています。
また、「地域の子どもたちを見守ること」を生きがいに活動をしています。

【共同募金運動】

共同募金運動は、毎年10月1日から全国一斉に行われる募金で、「赤い羽根募金」「歳末たすけあい募金」等の種類があります。

市社協では、埼玉県共同募金会川越市支会の事務局として、共同募金運動に取り組んでいます。

集まったお金は、地区で行われている地区社協事業や市社協で実施する福祉事業などに使われており、皆さんの住む地域をよくするために役立てられています。



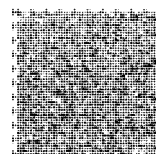
世代間交流事業



ふれあい福祉まつり

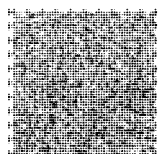


在宅障害児招待事業
(芋掘り)



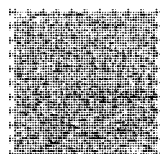
1-2 交流の機会を増やす

主体	取組・内容
◆市民	◆あいさつをして、近所の人と知り合いになろう。 ◆地域で行われている活動を楽しみ、地域の人と交流を深めよう。 ◆福祉のイベントに参加し、理解を深めよう。 ◆様々な人と関わりを持ってみよう。
◇地域	◇あいさつや声かけを通じ、「誰もが顔見知り」の地域にしよう。 ◇自治会館や集会所、福祉施設の交流室等、地域で気軽に交流できる場をつくり、つながりを広めよう。 ◇地域住民が参加する行事等の企画や、福祉に関わる団体の活動を広く周知し、参加を促そう。 ◇話し合いや情報交換を行う場をつくり、多くの地域住民に参加してもらおう。
○市 ●社協	① 交流を生み出す催しの推進 ≪多分野を理解する機会の提供≫ ●高齢・障害・子どもの様々な関係機関が参加するイベントを実施し、各福祉分野の理解を促進します。 ●障害のある人、ない人が一緒に楽しみながら行う「スポーツ・レクリエーションの集い」を実施し、障害者への理解促進に努めます。 ○障害者週間（12月3日～9日）について、広報等により周知を図るほか、「障害者週間の集い」を開催し、障害者週間記念事業の充実に努めます。 ≪だれもが参加できる交流の場の充実≫ ●多世代が交流できる事業が全地区で実施されるよう支援し、だれもが参加できる交流の場の充実に図ります。 ○市内の障害のある人に障害者スポーツ大会への参加を積極的に呼びかけ、スポーツを通じて交流を図り、社会参加を促進します。
	② 地域交流の充実 ≪活動拠点の支援≫ ●地域ニーズを把握し、地域の身近な場所に活動拠点ができるように支援します。



主体	取組・内容	
○市 ●社協	②地域交流の 充実	○地域の身近な場所で、子育て親子の交流の場を提供し、育児相談・情報提供・講座を実施することで、子育てへの不安感の解消や子どもの健やかな育ちを支援します。 ○空き家を地域の集いの場等に活用するための民間事業者との連携や、市民・NPO法人等への情報提供・助言を行い、地域活性化に向けた空き家の活用を図ります。 <<地域活動の促進>> ●地域ニーズに応じた取組を推進し、ふれあい活動* ⁵ が拡大されるよう努めます。 ●貸室の周知を行うなど総合福祉センターの利用を促進し、地域交流の充実を図ります。 ○自治会等の団体が自主的に行う公園や道路の清掃や草刈等に対して、市が清掃用具支給等の支援をし、住みよい美しいまちづくりを目指します。 ○各地域で住民が自主的に運営する総合型地域スポーツクラブの設置・自立を支援し、クラブ間ネットワークを構築することで、地域でのスポーツ振興や交流の促進を図ります。 ○コミュニティ・スクールを導入し、教職員、保護者、地域住民等が学校運営に関して学校運営協議会で熟議を重ね、地域とともにある学校づくりを目指します。 ○学校体育施設を地域に開放することで、多くの市民が身近な地域の施設でスポーツに親しむことができる環境を整えます。

* 5 地域住民が主体となって気軽に集まったり、交流したりする活動。



【福祉の市】



高齢者や障害者の生きがいを高めるため、製作品等を展示しています。また、市内福祉施設の活動等を周知する機会としていて、毎年多くの来場者でにぎわいます。地域と触れ合うきっかけをつくることができる催しの1つです。

開催の様子（ウエスタ川越交流広場）

【親子リフレッシュ】

子育て世代に市社協の活動を周知する一環として、未就学児から小学校低学年までの児童とその保護者を対象に、1日親子で一緒に楽しめるイベントを開催しています。「親子リフレッシュヨガ」や自分で描いた魚が泳ぐ「紙アプリ レース水族館」を実施することで、親子の絆を深めるきっかけにつながっています。



親子リフレッシュヨガ



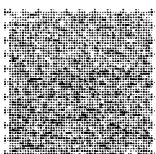
紙アプリ レース水族館

【スポーツ・レクリエーションの集い】

障害のある人もない人もみんなでレクリエーションを楽しみながら、障害者に対する理解を深めることを目的に実施しています。また、スポーツ吹矢、ボッチャといったスポーツ等を通じて、運動不足の解消や余暇支援にもつながっています。参加者からは「また来たい」「色々な人と交流ができて楽しかった」等の声が寄せられています。



ボッチャ（写真左。赤と青のボールを投げたり転がしたりして、白いボールに近づける競技）や玉入れ（写真右）の様子



基本目標 1 の指標

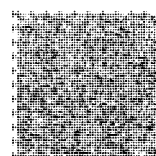
○アンケート調査に基づく指標

調査	指 標	現状値
一般	近所との関係：「会えばあいさつする程度の人がある」の割合	33.8%
一般	福祉への関心：「関心がある」の割合	45.3%
団体	地域の状況：「地域福祉には無関心な住民が多い」の割合	30.0%
一般	地域共生社会の認知度：「名称も内容も知っている」の割合	7.8%
団体	地域共生社会の認知度：「名称も内容も知っている」の割合	25.6%

※調査の種類…「一般」：一般市民調査、「団体」：団体・地域活動者調査
「関係機関」：関係機関調査

○取組実績の指標【1－1「おたがいさま」の心を育む】

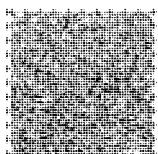
取組	指 標	実績値	担当
①福祉に関する 情報提供	地域福祉に関するホームページ 閲覧数	8,449 回	福祉推進課
	地区社協だより発行地区数	10 地区	社協
	公民館登録グループに関する ホームページ閲覧数	25,039 回	中央公民館
②福祉教育の推 進	福祉教育を開催した学校数	38 校	社協
	「福祉教育・ボランティア学習 推進員」や教職員との研修会、 交流会開催数	—	社協
	小中学校での福祉活動の年間 実施回数	—	教育指導課
	精神保健に関する普及啓発回数	3 回	保健予防課
	児童虐待防止講座等への講師 派遣回数	3 回	こども家庭課
	人権教育研修・講座等の参加者数	5,536 人	地域教育支援課



取組	指 標	実績値	担当
③ 社会貢献活動等の促進	学生ボランティア協力校数	2 校	社協
	共同募金活動協力学校数	1 校	社協
	地域会議が主体となって取り組んだ事業数	3 事業	地域づくり推進課
	提案型協働事業件数	11 件	地域づくり推進課
	共同募金活動協力企業数	357 企業	社協
	共同募金活動参加団体数	66 団体	社協
	社会貢献事業の協力企業数	3 企業	社協

○取組実績の指標【１－２ 交流の機会を増やす】

取組	指 標	実績値	担当
① 交流を生み出す催しの推進	多分野が参加する市社協主催イベントの開催数	4 回	社協
	スポーツ・レクリエーションの集い来場者数	78 人	社協
	世代を超えた交流事業を実施する地区数	19 地区	社協
② 地域交流の充実	交流の場づくり等の話し合いに参加した地区数	15 地区	社協
	総合福祉センターの利用者数	73,658 人	社協
	地域子育て支援拠点事業における親子交流の場の数	24 か所	こども育成課
	環境美化活動支援制度の広報への掲載回数	2 回	資源循環推進課
	総合型地域スポーツクラブの創設数	4 件	スポーツ振興課
	学校体育施設開放事業の利用人数	425,086 人	スポーツ振興課



基本目標2 支え合いの縁（円）づくり

地域福祉の芽をさらに大きく育てていくためには、地域コミュニティや地域活動を活性化し、つながり、縁を深めることが重要になります。地域住民やボランティア、関係機関等がお互いに交流し、また分野を超えて協力できる体制を目指します。

現状と課題

- ▲高齢者に比べ、若い世代の地域活動への参加率が低い
- ▲新たな担い手の発掘が必要
- ▲地域づくりの中心的な役割を担うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の認知度が低い



6年後の川越

- ☆一部の人だけに負担が偏ることなく、ボランティア活動が活発になっている
- ☆地域の見守り活動が盛んになり、地域で支え合っている
- ☆関係団体等が協力し、様々な支援につながるようになっている

施策の方向性

2-1 担い手を支援する

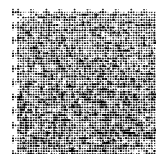
民生委員・児童委員の充足率の向上や福祉協力員等、身近な見守り活動を担うボランティアなど、多くの担い手の活動を関係機関等がサポートする体制の充実を図ります。

また、福祉に対するハードルを下げるため、仲間づくりを楽しめるような仕掛けや、気軽にボランティアに取り組める環境を整えます。

2-2 寄り添い支え合う取組を支援する

地域で福祉課題に取り組む「地域力」を強化するため、地域交流の活性化に向けた取組や地域ニーズに応じたサービスの創出に対する支援を行います。

市民、関係機関や団体、市や市社協等の協働により、寄り添い・支え合える地域を目指します。



2-3 分野を超えて協力する

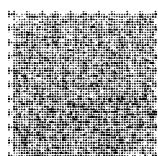
複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題に対して、特定の分野だけで対応するのではなく、各分野の連携によって対応できるよう、断らない相談支援や多機関協働による包括的支援体制を構築します。

具体的な取組

2-1 担い手を支援する

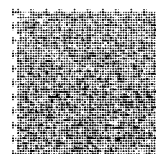
主体	取組・内容
◆市民	◆身の周りに手助けが必要そうな人や気になる人がいたら、声をかけてみよう。 ◆自分の住む地域で、どのようなボランティア活動が行われているか知ろう。 ◆自分に合ったボランティア活動を探し、体験してみよう。 ◆ボランティア活動で仲間をつくろう。
◇地域	◇ボランティア団体は、自分たちの活動を広く地域住民に知らせ、興味のある人に活動を体験してもらうことなどを通じて参加を促そう。 ◇福祉施設等の福祉活動団体は、ボランティアセンター*⁶を活用しよう。 ◇地域で行われているボランティア活動に協力しよう。 ◇地域活動や社会貢献活動に取り組もう。
○市 ●社協	①キーパーソンの育成・支援 ≪地域福祉活動従事者のフォローアップ体制の強化≫ ●地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）の定例会に出席し、民生委員・児童委員との情報共有に努めます。 ○民生委員・児童委員が知識や技術を習得できる研修を提供し、様々な問題に対応できるよう支援します。 ◎川越市民生委員児童委員協議会連合会へ補助金を交付し、各地区民児協を財政的に支援します。 ◎支え合い活動等の研修を実施することで、要支援者を早期発見し、地域とのつながりを生かしながら公的制度や助け合いなどにより支援するコミュニティソーシャルワークを推進します。

*6 ボランティアに係る各種調整を行うとともに、ボランティア活動を支援するために設置される機関。本市では、市社協が川越市総合福祉センター内に設置。



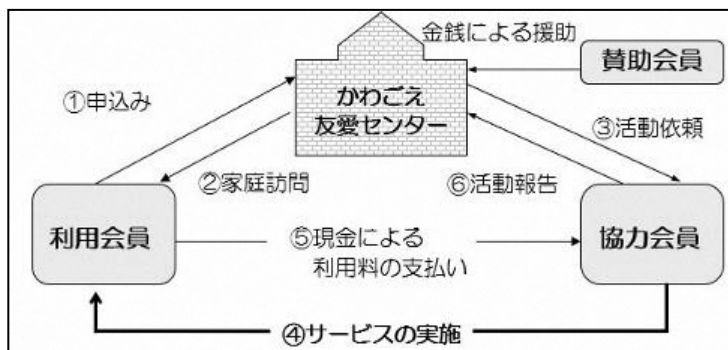
主体	取組・内容	
○市 ●社協	① キーパーソンの育成・支援	○介護予防を普及するため、実践の先導となる人材・ボランティアの育成を行い、地域で支え合う介護予防の体制づくりを目指します。 《ボランティアセンターの機能の充実》 ●継続的にボランティアビューロー*⁷のアドバイザーを養成し、次世代ボランティアリーダーを育成します。 ●アドバイザーに対する研修の実施やボランティアの登録者の増加を促進し、コーディネート機能の充実を図ります。
	② ボランティア活動の支援	《新規活動者の育成・養成講座等の充実》 ●住民が参加する各生活支援事業の拡充のため、講習会等を開催し、支援を必要としている世帯への地域支援の充実を図ります。 ●ボランティアのニーズを調査し、住民が参加しやすい講座を積極的に開講することで、活動者の増加に努めます。 ●世代等を問わず参加可能なボランティア活動の情報を市民に提供し、活動を支援します。 《活動者支援》 ●ボランティア活動保険料の助成事業、団体への補助金交付事業に関する情報を周知し、活動しやすい環境をつくれます。 ●地域活動に関する情報の発信を行い、活躍できる場の紹介に努めます。 ○青少年団体の育成やボランティア活動等への参加支援に努め、自主的に活動する青少年の意欲の向上を図ります。 ○市の指定を受けた介護関連施設等におけるボランティア活動を推奨・支援し、高齢者の生きがいづくりや介護予防の推進に努めます。

* 7 ボランティアセンターの出先機関。ボランティア活動を支援するための活動拠点で、市内4つの施設内にボランティア室・ボランティアビューローを設置。



【かわごえ友愛センター】

会員制による住民相互の助け合い活動です。在宅で家事の支援が必要な方（利用会員）に対し、市社協が協力会員の派遣調整等を行い、暮らしの中のちょっとした困り事を支援する有償ボランティアサービスです。



サービスの仕組み



窓ふきサービス

【民生委員・児童委員からのコメント】



地域には、高齢による生活不安や障害者の支援などの相談に応じている「民生委員・児童委員」と、子どもや子育てに関する支援をしている「主任児童委員」がいます。私たちは身近な相談相手として、生活上の困りごとなど様々な相談に応じ、笑顔で安心して生活できるよう、暮らしを見守っています。相談内容にあわせて、福祉サービスの紹介や専門機関との「つなぎ役」を担っておりますので、解決に向け一緒に考えていきましょう。

川越市民生委員児童委員協議会連合会

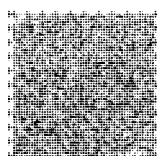
会長 芝波田 静香さん



民生委員・児童委員の訪問活動



主任児童委員の子育てサロンまつり

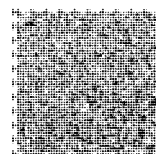


2-2 寄り添い支え合う取組を支援する

主体	取組・内容
◆市民	◆自治会や老人クラブ、育成会等、地域の活動に積極的に参加し、地域の人と交流を深めよう。 ◆隣近所を気にかけて、目配りや声かけといった地域の見守り活動に参加しよう。 ◆自分のことを知ってもらい、仲間を増やそう。
◇地域	◇自治会館や集会所、福祉施設の交流室等、地域で交流できる場をつくろう。 ◇地域で孤立してしまう人をなくすため、気になる人の見守りや声かけをしよう。 ◇見守りや困り事に対する地域活動について、発信しよう。 ◇地域に添った支え合い・助け合いの仕組みを考えよう。
○市 ●社協	①地域コミュニティの活性化 《支え合い活動の促進》 ●各地区や団体等の実情に合わせた支援を行い、地域の居場所づくりや地域活動の充実に努めます。 ●地区社協、住民団体、民間企業、法人等が行う非営利の地域福祉活動に対する助成金事業を実施し、支え合い活動を促進します。 ○自治会活動の広報等を通じて、自治会加入促進に努め、支え合い・助け合いに向けた基盤づくりを進めます。 ○集団回収^{*8}を実施する団体や協力事業者に、報償金や補助金を交付するなどの支援を行い、リサイクル活動やコミュニティづくり等を促進します。 ○川越市ファミリー・サポート・センター^{*9}の運営を通じて、地域全体で子育てをする環境を促進します。 ○ボランティアや市民団体の活動と連携し、子どもたちが安全で安心して活動することができる子どもの居場所づくりを推進し、地域における多世代交流や子育て支援機能の充実に努めます。

***8** 子ども会やPTA、老人クラブ等地域住民の自主活動として各家庭から資源を回収し、一定の場所に集め、資源物を取扱業者に引き渡すリサイクル活動。

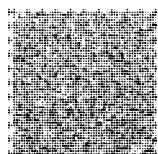
***9** 子どもの送迎や預かり等の援助を希望する依頼会員と、当該援助を行うことを希望する提供会員の相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。



主体	取組・内容	
○市 ●社協	②地域活動 創出の支援	《新たな活動の創出支援》 ●各地区や団体の事情を把握し、地域ニーズに応じた活動創出を促進します。 ○地域の様々な課題を解決するために、市民活動団体等が主体的に取り組む協働事業に対して、経費の一部を補助し、協働によるまちづくりを推進します。【再掲】 ○社会福祉法人に対し、地域における公益的取組^{*10}の推進について、周知及び実施に向けた助言等を行うことで、地域活動創出の促進に努めます。 ○ワーカーズ・コレクティブ^{*11}の設立相談・支援を行い、地域課題の解決や地域経済の活性化を図ります。
	③見守り活動 の推進	《様々な見守り活動の展開》 ●様々な見守り活動について情報共有・支援を行い、お互いがお互いを見守る地域づくりを推進します。 ●地区の実情を把握し、見守りマップの作成を支援します。 ○市が民間の事業者等と連携する「川越市ときも見守りネットワーク事業」を推進し、高齢者等の異変を早期に発見するとともに、市民が孤立することなく支援を受けられるようにします。 ○認知症に関する正しい知識を持ち、地域で見守りを行う認知症サポーターを養成する講座を開催し、認知症の人やその家族が地域で安心して生活できるように支援します。

***10** 日常生活または社会生活上の支援が必要な人に対し、福祉サービスを無料または低額で提供する事業。

***11** 地域で暮らす人たちが、生活者の視点から地域に必要な「もの」や「サービス」を市民事業として事業化し、自らが出資、経営、労働を担う組織。



【寄り添い・支え合い活動者からのコメント】



「ふれあいサロン」は介護予防サポーターを中心にスローペースですが、和気あいあいと活動を楽しんでいます。見守りから生まれた「たすけあいの会」は経験したことの無い課題にたびたび遭遇しますが、実務者会議で意見を交わしながら、道筋を決めてきました。利用会員からの「ありがとう」という声で元気が出ます。

「ふれあいサロン」「たすけあいの会」

運営事務局 大嶋 照伸さん



ふれあいサ
ロンのいも
っこ体操

たすけあいの
会の生活支援
サービス



チームひだまりは「住みよい地域は自らの手でつくる」ことを標榜し、コミュニティカフェひだまりを拠点として、子育て支援、シニア世代応援、学習支援、子ども食堂、フードパントリー等に取り組み、10年目の道を歩んでいます。一人ひとりが地域をつくる当事者として力を出し合い、すべての世代がつながって、絆を強めています。



チームひだまり
会長 上菟 礼子さん



コミュニティカフェひだまりの外観

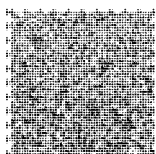


団らんの様子



2-3 分野を超えて協力する

主体	取組・内容
◆市民	◆身近な相談窓口を知ろう。 ◆日頃から身近な人とコミュニケーションをとり、困ったときに相談できる関係をつくろう。 ◆近所で困っている人や気になる人を見つけたら、市や社協、地域包括支援センター等に相談してみよう。 ◆地域にある社会福祉事業者の活動に興味・関心を持とう。
◇地域	◇地区社協や自治会等の地域の組織と社会福祉事業者は、他の団体や組織に「協力してほしいこと」「協力できること」を共有し、互いに連携しよう。 ◇社会福祉事業者や宅配業者等の要支援者と関わる機関は、市民等の異変を発見したら関係部署に連絡をしよう。 ◇地域の相談窓口を発信しよう。 ◇地域で困り事、悩み事を話し合える場を開いてみよう。 ◇地区社協や自治会等と地域にある社会福祉事業者の間で日頃から交流を図ろう。
○市 ●社協	①丸ごと受け止める体制の構築 ≪断らない相談支援≫ ●個別支援や地域支援に関する相談体制を整備し、関係機関への橋渡しや地域ニーズの把握に努めます。 ●ケース会議等に参加し、課題解決に向けた具体策や役割等、関係機関との情報共有に努めます。 ○福祉総合相談窓口の各センターが連携し、属性・分野を問わない総合的な相談支援を実施します。 ≪身近な相談の場の創設≫ ●他地域の先進事例の紹介や国の動向を説明し、地域の困り事を地域で改善・解決できる仕組みづくりを支援します。 ●社会福祉法人が協働して社会貢献活動を実施し、既存の制度では対応しきれない狭間の問題や生活困窮等の新たな福祉課題へ対応します（彩の国あんしんセーフティネット事業）。
	②多職種連携体制の強化 ≪連携体制づくり≫ ●相談内容を整理し、各福祉分野の調整会議に参加し、情報共有に努めます。



主体	取組・内容	
○市 ●社協	②多職種連携体制の強化	◎市と市社協の連携を強化し、地域課題の抽出・改善を行います。 ≪横断的取組の推進≫ ●関係機関等との多職種連携体制を整え、C S Wが実施する個別支援や地域支援の充実を図ります。 ●社会福祉法人等と地域がつながる機会を提供し、分野を超えて協力できるよう支援します。 ○相談支援包括化推進員が個人や世帯で抱える複雑化・複合化した課題等の整理を行い、関係機関間の役割の調整をすることで、包括的な支援と多職種の連携体制を推進します。 ○地域における生活支援の担い手の発掘・養成等を行い、多様なサービスの開発を図ります。

【分野を超えた協力関係を築くC S W】

C S Wは、地域の困りごとを抱えた人やその家族に向け個別支援をすると同時に、その困りごとを地域の共通課題として広げ、地域で支え合い、助け合う仕組みづくりを支援する「地域と福祉のなんでも相談員」です。ふだんから地域に出ることで、地域住民、自治会、民生委員・児童委員、地域で活躍するボランティア、専門機関等と顔の見える関係を築き、情報を把握しながら連携して取り組んでいます。定期的にC S W相談室も開設しています。ぜひ、ご利用ください。

このような相談を受けています！

- ・地域で困りごとを抱えた人がいるが、どこに相談したらいいかわからない。
- ・地域の中に誰でも気軽に集まることができる居場所をつくりたい。
- ・ふだんから住民で協力し助け合えるしくみをつくりたい。



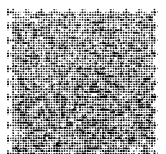
地域福祉の啓発活動



立ち上げを支援した子ども食堂



C S W相談室の様子



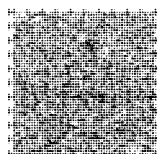
基本目標２の指標

○アンケート調査に基づく指標

調査	指 標	現状値
一般	地域活動への参加状況：「現在、参加している」の割合	8.6%
一般	地域活動への参加意向：「今後、参加したい」の割合	16.4%
一般	近所との関係：「何か困ったときに助け合う人がある」の割合	17.8%
一般	地域の中での支え合い：「支え合いたいと思う」の割合	28.6%
一般	気がかりな人に行っていること：「相談にのったり、助けたりしている」の割合	20.9%
一般	気がかりな人に行っていること：「気にかけて見守っている」の割合	42.7%
団体	C S Wの認知度：「名称や内容、担当者も知っている」の割合	15.3%
関係機関	C S Wの認知度：「名称や内容、担当者も知っている」の割合	11.3%

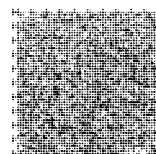
○取組実績の指標【２－１ 担い手を支援する】

取組	指 標	実績値	担当
① キーパーソンの育成・支援	民生委員・児童委員の研修回数	2 回	福祉推進課
	コミュニティソーシャルワーク実践者養成研修の回数	1 回	福祉推進課 社協
	コミュニティソーシャルワーク実践者養成研修の延べ参加者数	371 人	福祉推進課 社協
	介護予防サポーター養成講座修了者数	1,251 人	地域包括ケア推進課
② ボランティア活動の支援	かわごえ友愛センター協力会員数	123 人	社協
	ボランティア講座の開講数	4 講座	社協
	青少年団体が行う活動事業回数	68 回	こども育成課
	介護支援いきいきポイント事業登録者数	517 人	高齢者いきがい課



○取組実績の指標【２－２ 寄り添い支え合う取組を支援する】

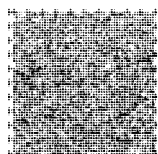
取組	指 標	実績値	担当
① 地域コミュニティの活性化	市社協が関わった地域の居場所数	9 か所	社協
	地域福祉活動助成金事業活動団体数	29 団体	社協
	自治会加入率	74.04%	地域づくり推進課
	集団回収事業の参加団体数	311 団体	資源循環推進課
	川越市ファミリー・サポート・センターの援助回数	7,943 回	こども育成課
	こどもの居場所設置数	—	こども育成課
② 地域活動創出の支援	地域ニーズに応じた活動創出支援事業数	9 事業	社協
	提案型協働事業件数【再掲】	11 件	地域づくり推進課
③ 見守り活動の推進	見守りマップ作成地区数	10 地区	社協
	川越市ときも見守りネットワーク事業の登録事業者数	197 事業者	福祉推進課
	川越市ときも見守りネットワーク通信の発行回数	1 回	福祉推進課
	認知症サポーター養成講座延べ受講者数	24,263 人	地域包括ケア推進課



○取組実績の指標【２－３ 分野を超えて協力する】

取組	指 標	実績値	担当
①丸ごと受け止める体制の構築	連携を図るケース会議等の参加数	—	社協
	福祉総合相談窓口の相談件数	—	各センターの所管課※
	C S Wの活動件数	965 件	社協
	彩の国あんしんセーフティネット事業の市内指定法人の連携数	10 施設	社協
②多職種連携体制の強化	各福祉分野の調整会議への参加数	—	社協
	地域福祉に関する連携会議数	18 回	福祉推進課 社協
	C S Wの個別支援数	101 件	社協
	C S Wの地域支援数	864 件	社協
	相談支援包括化推進員の配置数	—	福祉推進課
	多機関協働事業における支援プラン作成数	—	福祉推進課
	生活支援コーディネーターが把握した地域資源数	156 件	地域包括ケア推進課

※各センターの所管課…生活福祉課（自立相談支援センター）、障害者福祉課（障害者総合相談支援センター）、地域包括ケア推進課（福祉相談センター）、こども育成課・保育課・健康づくり支援課（子育て世代包括支援センター）



基本目標3 不安の少ない暮らしづくり

不安を軽減し、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、いざという時に支えられる福祉を推進することが大切です。何か困り事ができた際、気軽に相談でき各種福祉サービス等を利用しやすい環境の整備に取り組むとともに、災害時等の助け合いに必要な平常時の地域活動を支援します。

現状と課題

- ▲ 困り事や不安なことが発生しても、市や専門機関等に自ら相談できない人がいる
- ▲ 再犯防止への理解や成年後見の取組の認知度が充分ではない



6年後の川越

- ☆ 福祉サービスが充実し、長く住み続けたいと思える地域になっている
- ☆ 平常時から助け合い、いざというときの協力・支援体制が構築されている

施策の方向性

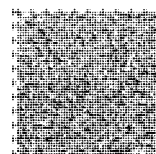
3-1 安心して暮らし続けられるようにする

住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、心身ともに健康でいられるための取組や困ったことがあればすぐ相談できる体制を整備します。

また、川越市再犯防止推進計画及び川越市成年後見制度利用促進計画に基づき、誰一人孤立させない取組や権利擁護体制の整備を行います。

3-2 もしものときに備える

地震や水害といった災害等が発生した際は、地域での助け合いが不可欠となります。いざというときに備えて、平常時からの防災活動、要支援者への配慮等に関する取組を支援します。

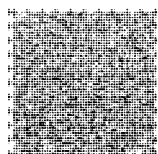


具体的な取組

3-1 安心して暮らし続けられるようにする

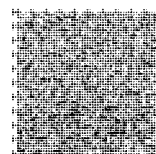
主体	取組・内容
◆市民	◆安心して生活するための福祉サービスがあることを知ろう。 ◆自ら適切な福祉サービスを選択できるよう、情報を進んで取り入れよう。 ◆自分の地域の民生委員・児童委員活動や、身近な相談窓口を確認しよう。 ◆困ったときには一人で悩まないで相談し、福祉制度を利用しよう。 ◆健康で生きがいのある生活を送れるよう、健康づくりへの取組や趣味等の講座に進んで参加しよう。
◇地域	◇地域住民が困ったときにすぐ相談できるよう、民生委員・児童委員活動の情報や相談窓口に関する情報を広く周知しよう。 ◇身近な地域の中で対応が難しい問題には、行政や市社協等の関係機関と協働で取り組もう。 ◇地域福祉サポートシステムの強化に協力しよう。 ◇一人ひとりの福祉課題を地域の課題として捉え、協力して解決しよう。 ◇福祉施設や公的な機関のサービス等を活用し、いきいきと生活できる活動に取り組もう。
○市 ●社協	①福祉サービスの充実 《各行政計画の推進》 ○川越市障害者支援計画に基づき、障害者（児）施策を推進し、自立と共生の考えのもと、すべての人がいきいきと安心して暮らせるまちの実現を目指します。 ○すこやかプラン・川越に基づき地域包括ケアシステムを推進し、高齢者一人ひとりが生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して健康に暮らし続けられるまちの実現を目指します。 ○子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども・子育て支援施策を推進し、「安心して子育てができるまち川越」の実現に努めます。 ○健康かわごえ推進プランに基づき、市民が生涯を通じて健康づくりを継続できる環境の整備に努めます。また、市民、関係団体等と連携し、健康寿命^{*12}の延伸を目指します。

*12 埼玉県では、65歳以上に達した県民が健康で自立した生活を送ることができる期間。具体的には、介護保険の要介護2以上になるまでの期間を算出。



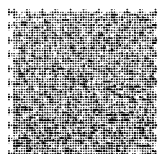
主体	取組・内容	
○市 ●社協	①福祉サービスの充実	○立地適正化計画に基づき、医療・福祉・商業施設等の日常生活に必要なまちの機能が、住まいに身近なところに集積され、公共交通等によってこれらの機能にアクセスできるようなまちづくりを推進します。 《住民相互の助け合いサービスの推進》 ●支え合いの理解を深めるための講座等を開催し、住民相互の助け合いサービスを促進します。 《総合福祉センター等の役割の充実》 ●総合福祉センターの各種事業やデイサービス事業を充実し、「自立支援・生きがいづくり・健康の維持増進」を図ります。 ●必要とする人に福祉車両や車いすの貸し出しを実施し、利用者の移動の利便性を向上するとともに、安心・安全な社会参加を促進します。
	②相談体制の整備	《相談しやすい環境づくり》 ●市社協が実施する各種相談事業を広報等で周知し、相談しやすい環境を整備します。 ○福祉総合相談窓口の各センターが連携し、属性・分野を問わない総合的な相談支援を実施します。【再掲】 ○専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカー^{*13}を配置し、教育相談体制の充実及び児童生徒を取り巻く生活環境全般の改善を図ります。
	③自立した生活のための支援	《生活困窮者等複合的な課題を抱える人への対策》 ●低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対する生活福祉資金貸付窓口の開設を通じて、借入世帯の生活の安定や立て直しを支援します。 ●認知症高齢者等を対象に郵便物の整理や金銭管理等の援助を行う「あんしんサポートねっと」を実施し、地域で安心して生活が送れるよう支援します。 ○複雑化・複合化した課題を抱える人・世帯の相談に幅広く応じ、包括的かつ継続的な支援を行い、生活困窮者の自立の促進を図ります。

*13 課題を抱える児童生徒について、その背景にある生活環境への働きかけ及び改善を図るために配置する専門職。



主体	取組・内容	
○市 ●社協	③自立した生活のための支援	○家計に問題を抱える人からの相談に応じ、相談者とともに家の収入・支出の「見える化」や専門的な助言等を実施し、家計の改善を支援します。 ○離職等により、住居を喪失した人、又は住居を喪失する恐れのある人に対して、住居確保給付金を支給し、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を実施します。 ○川越しごと支援センターにおいて、求人情報の提供、職業紹介、就職相談等を実施し、市民の就労を支援します。 ＜再犯防止の推進＞【川越市再犯防止推進計画】 ○更生保護活動を行う保護司会や更生保護女性会といった関係団体の活動を支援します。また、犯罪をした人や非行に走った人が円滑に社会復帰するための支援をする地域生活定着支援センター等の関係機関と連携を取り、再び罪を犯さない環境の整備を促進します。 ○犯罪や非行を防止し立ち直りを支えるため、7月の「社会を明るくする運動強調月間」「再犯防止啓発月間」で行う啓発活動等を通じ、再犯防止に対する理解促進を図ります。 ○イベント等でリーフレットの配布を行い、薬物乱用防止の啓発に努めます。 ＜成年後見制度*¹⁴の利用促進＞ 【川越市成年後見制度利用促進計画】 ●個人で受任するのが難しく、他に適切な候補者がいないと判断された人の法人後見を行い、安心して暮らしていくための支援をします。 ○成年後見制度の普及・啓発に努めるとともに、申立てを行う親族がいない等の場合の市長申立てや後見人等への報酬助成により制度の利用支援を図ります。 ○権利擁護が必要な人を早期に発見・支援するため、中核機関を設置し、広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人等支援といった各機能を順次、整備・拡充します。

*14 認知症、知的障害、その他の精神上的の障害があることにより物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、財産管理や身上監護を行い、本人を法律的に支援する制度。



《川越市再犯防止推進計画》

国が平成 29（2017）年に策定した再犯防止推進計画では、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、5つの基本方針と7つの重点課題を掲げています。

本市では、「地域福祉計画全体の推進を通じて犯罪抑止・再犯防止にも取り組む」という考えのもと、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく、市町村における「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」を、地域福祉計画に包含することとしました。

市内には、矯正施設である川越少年刑務所や、出所後に身寄りがない高齢者や障害者に対して社会復帰するための支援をする埼玉県地域生活定着支援センターがあります。このほか、埼玉県、さいたま保護観察所、さいたま少年鑑別所（さいたま法務少年支援センター非行防止相談室ひいらぎ）といった関係機関との連携を深め、地域での安定した生活に必要な福祉サービスの提供や就労・住居確保等の支援を行います。また、市が発注する建設工事に係る入札参加資格審査において、建設業者の社会貢献に対する評価として「協力雇用主」の評価項目を新設することで、協力雇用主の増加及び犯罪をした人や非行に走った人の雇用機会の拡大につなげます。

「基本目標3 3-1 ③自立した生活のための支援」で掲げた取組のほか、以下について、犯罪抑止及び再犯防止の視点も含めて取り組んでいきます。

1 児童虐待防止の推進

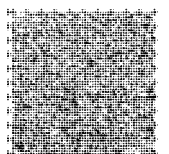
非行・犯罪要因の1つとして、幼少期に受けた虐待体験との関係性が指摘されていることから、周知啓発を通じて、児童虐待防止の推進を図ります。

2 福祉総合相談窓口の充実

福祉相談センターが属性や課題が明確でない相談や複雑化・複合化した相談を受け止め、世帯全体の課題を整理します。そして、福祉総合相談窓口内の各分野のセンターと情報共有・連携しながらチームによる支援の実施、適切な支援機関へのつなぎなど、解決に向けた総合的な支援調整を行います。

3 生活困窮者自立支援事業の推進

複合的な課題を抱える人の相談に幅広く応じ、就労・住まいの支援を含めた包括的かつ継続的な支援を通じた地域づくり、地域に不足する社会資源の開発等に取り組み、自立支援策の強化を図ります。



《川越市成年後見制度利用促進計画》

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づき、市町村における「成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画」を、次のとおり定めます。

1 成年後見制度の普及

(1) 成年後見制度の普及・啓発

成年後見制度の利用が必要な人を早期に発見し支援につなげるため、制度の普及・啓発に努めます。

(2) 後見人等に対する報酬助成

経済的な理由が成年後見制度の利用の妨げにならないよう、後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」といいます。）に対する報酬の助成を継続して実施するとともに、その周知に努めます。

(3) 市長による審判請求（市長申立て）

成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人及び親族による後見等開始の申立てが難しい人に対し、市長が家庭裁判所に後見等開始の審判の請求を行う市長申立てを行います。

(4) 法人後見の支援

複数の専門職が協力して後見事務を行う法人後見について、受任者となる社会福祉法人等への支援を行い、制度利用を促進します。

2 地域連携ネットワークの構築

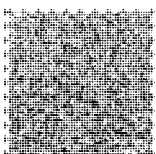
(1) 中核機関（川越市成年後見センター）の設置

成年後見制度の利用を希望する市民が身近な地域で相談でき、また権利擁護が必要な人を早期に発見・支援するため、中核機関を設置します。

中核機関については、次の広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人等支援の各機能を順次、整備・拡充していきます。

① 広報機能

リーフレットの配布や、研修会、講演会等の実施を通じて、成年後見制度の内容及び相談窓口等の周知を図ります。



②相談機能

成年後見制度の利用に関する各種相談に応ずるとともに、各分野（法律、福祉等）の専門職（団体を含みます。）を紹介するなど、個々の事情に応じた支援を行います。必要に応じて、市社協が実施する日常生活自立支援等の関連事業からのスムーズな移行支援を行います。

③成年後見制度利用促進機能

ア 市民後見人^{*15}の養成等

市民後見人を養成するための研修等を実施します。また、本市における成年後見制度の利用状況を家庭裁判所と情報共有するなどし、市民後見人の選任に向けた取組を推進します。

イ 法人後見の担い手育成等

個人での受任が難しい事案が増えてきていることから、法人後見の担い手育成及び活動支援を行います。

ウ 受任調整会議の開催

事案によって、後見人等に求められる専門性が異なるため、適切な後見人等の候補者を検討する受任調整会議を開催します。

④後見人等支援機能

ア 後見人等に対する相談

後見人等に対する相談窓口を設置し、必要に応じて、専門職による相談を行います。

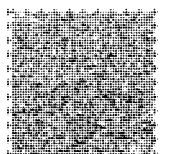
イ 「チーム」への支援

後見人等が孤立しないよう、被後見人等に対する適切な支援の在り方や方向性を考える「チーム」への支援を行います。

（２）協議会の設置

中核機関を中心に、医療・介護・福祉関係者に加え、法律関係者が連携・協力する「協議会」の設置に努めます。

***15** 成年後見に関する養成講座等を受講し、一定の知識等を身に付けた市民の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された人。



【総合福祉センター各種事業】

総合福祉センターでは、60 歳以上の高齢者及び障害者の「自立支援」「生きがいづくり」「健康の維持増進」を目的に、各種講座や相談事業、イベント等、様々な事業を実施しています。



プール教室



さをり織り教室



転倒予防教室

【安心して暮らし続けられるまちづくり活動者からのコメント】



名細地区社会福祉協議会
会長 本間 幸治さん

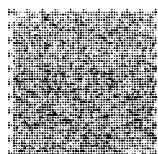
少子高齢化が進む中、名細地区においても、地域にふさわしい「ふれあい」・「ささえあい」の活動が展開されるよう、関係機関や地域にお住いの皆様と協力し、地域で支え合う仕組みづくりに取り組んでいます。

平成 30（2018）年 3 月からは、上戸小学校区（8 自治会）にお住まいの一人暮らし高齢者や障害者の日常生活を支援するため、生活支援サービス（買い物、室内の掃除等）をスタートしました。

今後、上戸地区以外の地区についても順次拡大していきたいと考えています。皆様の「ささえあい」の心でご協力くださいますようお願いします。

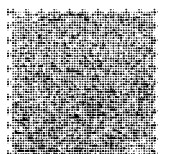


個人宅の庭掃除や片付けのお手伝い



3-2 もしものときに備える

主体	取組・内容				
◆市民	◆近所の人と一緒に災害時の指定避難場所や地域の危険箇所等を確認しておこう。 ◆地域の防災訓練に参加しよう。 ◆同じ地域に暮らす住民として隣近所を気かけよう。 ◆自分のことを知ってもらい、仲間をつくろう。 ◆避難グッズを準備しよう。				
◇地域	◇地域で孤立してしまう人をなくすため、気になる人の見守りや声かけをしよう。 ◇大規模災害の発生を想定し、地域で協力し、一人で避難することが困難な人の支援体制や支援策を準備しよう。 ◇地域の団体間で防災について話し合う機会をつくろう。 ◇災害時の避難支援等の協力体制を地域の団体間で決めておこう。 ◇防災訓練を企画し、実施しよう。				
○市 ●社協	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="292 887 533 1420">①防災活動の推進</td><td data-bbox="533 887 1437 1420"> ≪災害に備えた支援≫ ●近隣市町村の社協と情報交換会を開催し、災害時の相互支援に関し広域連携できる仕組みづくりを検討します。 ○自主防災組織が未結成の組織に対し、結成の依頼や情報提供等をし、地域の防災力向上を図ります。 ○防災講話等への埼玉県自主防災組織リーダー養成指導員や職員の派遣を呼びかけ、防災意識の向上を図ります。 ≪災害に備えた担い手育成≫ ●災害ボランティア講座等を開催し、地域における災害時の担い手育成に努めます。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="292 1420 533 1843">②要支援者への配慮</td><td data-bbox="533 1420 1437 1843"> ≪互・近・助（ごきんじょ）のしくみづくり≫ ●地域の中で様々な見守りが展開されるよう周知を行い、お互いを見守り合える環境づくりを支援します。 ●地区の実情を把握し、見守りマップの作成を支援します。【再掲】 ○災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人の情報を自治会等の地域の支援者に提供し、要支援者の避難支援体制を推進します。 </td></tr> </table>	①防災活動の推進	≪災害に備えた支援≫ ●近隣市町村の社協と情報交換会を開催し、災害時の相互支援に関し広域連携できる仕組みづくりを検討します。 ○自主防災組織が未結成の組織に対し、結成の依頼や情報提供等をし、地域の防災力向上を図ります。 ○防災講話等への埼玉県自主防災組織リーダー養成指導員や職員の派遣を呼びかけ、防災意識の向上を図ります。 ≪災害に備えた担い手育成≫ ●災害ボランティア講座等を開催し、地域における災害時の担い手育成に努めます。	②要支援者への配慮	≪互・近・助（ごきんじょ）のしくみづくり≫ ●地域の中で様々な見守りが展開されるよう周知を行い、お互いを見守り合える環境づくりを支援します。 ●地区の実情を把握し、見守りマップの作成を支援します。【再掲】 ○災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人の情報を自治会等の地域の支援者に提供し、要支援者の避難支援体制を推進します。
①防災活動の推進	≪災害に備えた支援≫ ●近隣市町村の社協と情報交換会を開催し、災害時の相互支援に関し広域連携できる仕組みづくりを検討します。 ○自主防災組織が未結成の組織に対し、結成の依頼や情報提供等をし、地域の防災力向上を図ります。 ○防災講話等への埼玉県自主防災組織リーダー養成指導員や職員の派遣を呼びかけ、防災意識の向上を図ります。 ≪災害に備えた担い手育成≫ ●災害ボランティア講座等を開催し、地域における災害時の担い手育成に努めます。				
②要支援者への配慮	≪互・近・助（ごきんじょ）のしくみづくり≫ ●地域の中で様々な見守りが展開されるよう周知を行い、お互いを見守り合える環境づくりを支援します。 ●地区の実情を把握し、見守りマップの作成を支援します。【再掲】 ○災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人の情報を自治会等の地域の支援者に提供し、要支援者の避難支援体制を推進します。				



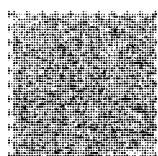
基本目標3の指標

○アンケート調査に基づく指標

調査	指 標	現状値
一般	今住んでいる地域：「住み続けたい」「どちらかと言えば住み続けたい」の割合の合計	84.3%
一般	困り事や不安への対応：「市や専門機関、専門家などに相談した」の割合	11.9%
一般	再犯防止の取組：「再犯防止の取組に協力したい」の割合	2.4%
団体	再犯防止の取組：「再犯防止の取組に協力したい」の割合	4.6%
一般	成年後見制度の利用：「後見人を選んでおきたい」「必要になれば利用したい」の割合の合計	58.3%
一般	災害時の協力：「協力し合える」「おそらく協力し合える」の割合の合計	75.8%
一般	災害時の避難の手助け：「はい（手助けができる）」の割合	56.4%

○取組実績の指標【3-1 安心して暮らし続けられるようにする】

取組	指 標	実績値	担当
①福祉サービスの充実	川越市障害者支援計画の事業進捗状況のA評価割合	17.2%	障害者福祉課
	すこやかプラン・川越の事業進捗状況のA評価割合	59.1%	地域包括ケア推進課
	子ども・子育て支援事業計画の事業進捗状況のA評価割合	86.9%	こども政策課
	65歳からの健康寿命 ※平成30（2018）年時点	男 17.61歳 女 20.17歳	健康づくり支援課
	福祉車両貸出し件数	17 件	社協
	車いす貸出し件数	169 件	社協
②相談体制の整備	福祉総合相談窓口の相談件数 【再掲】	—	各センターの所管課※
	スクールソーシャルワーカーの配置数	9 名	教育センター

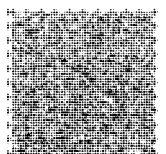


取組	指 標	実績値	担当
③ 自立した生活のための支援	生活福祉資金貸付窓口の生活支援回数	29 回	社協
	あんしんサポートねっとの契約者人数	51 人	社協
	川越しごと支援センター利用者数	7,308 人	雇用支援課
	川越しごと支援センターの紹介就職件数 (うち生活保護等紹介就職件数)	342 件 (うち51件)	雇用支援課
	法人後見受任件数	19 件	社協
	成年後見制度における市長申立て件数	(高齢者) 27 件	高齢者いきがい課
		(障害者) 4 件	障害者福祉課
	成年後見制度における報酬助成件数	(高齢者) 35 件	高齢者いきがい課
		(障害者) 16 件	障害者福祉課
	中核機関の相談件数 (一般相談及び専門職相談)	—	高齢者いきがい課

※各センターの所管課…生活福祉課（自立相談支援センター）、障害者福祉課（障害者総合相談支援センター）、地域包括ケア推進課（福祉相談センター）、こども育成課・保育課・健康づくり支援課（子育て世代包括支援センター）

○取組実績の指標【3－2 もしものときに備える】

取組	指 標	実績値	担当
①防災活動の推進	他市町村、他地区との防災活動の連携開催数	—	社協
	自主防災組織結成率	79.7%	防災危機管理室
	防災訓練への職員派遣回数	54 回	防災危機管理室
	災害ボランティア講座開催地区数	—	社協
②要支援者への配慮	見守りマップ作成地区数【再掲】	10 地区	社協
	避難行動要支援者名簿を備えた自治会の割合	32.0%	防災危機管理室



【社協災害ボランティア】



活動前の注意事項伝達

災害が発生した時、市社協災害ボランティアセンターがボランティアを募集し、被災地域の復興に向けて活動をしています。

ボランティアは被災地の復旧活動と同時に、被災者に寄り添うことで被災者にとって大きな力となっています。

【自主防災会活動者からのコメント】



水久保自主防災会
会長 加藤 治男 さん

住民の過半数が後期高齢者の中、予想される「首都直下型地震」などの災害時に「自助」「互助」を機能することが重要だと考えます。

自主防災会に「要支援チーム」が組織され、併せて自治会内の9班 30世帯の防災班長が連携し、支援が必要な人と平時から常に避難や救助の意識を共有するように活動しています。

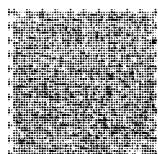
「要支援者」もA・B・Cのランクに分け、Aは担架・リヤカーの配車、Bは同伴者の配置、Cは「声かけ」の任務と分担し、約70名の防災ボランティアが参加し、最終点検・集約は本部で行うように訓練を行っています。



地震体験



放水訓練



第 5 章

地区別福祉プラン

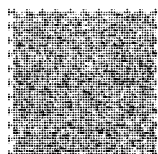
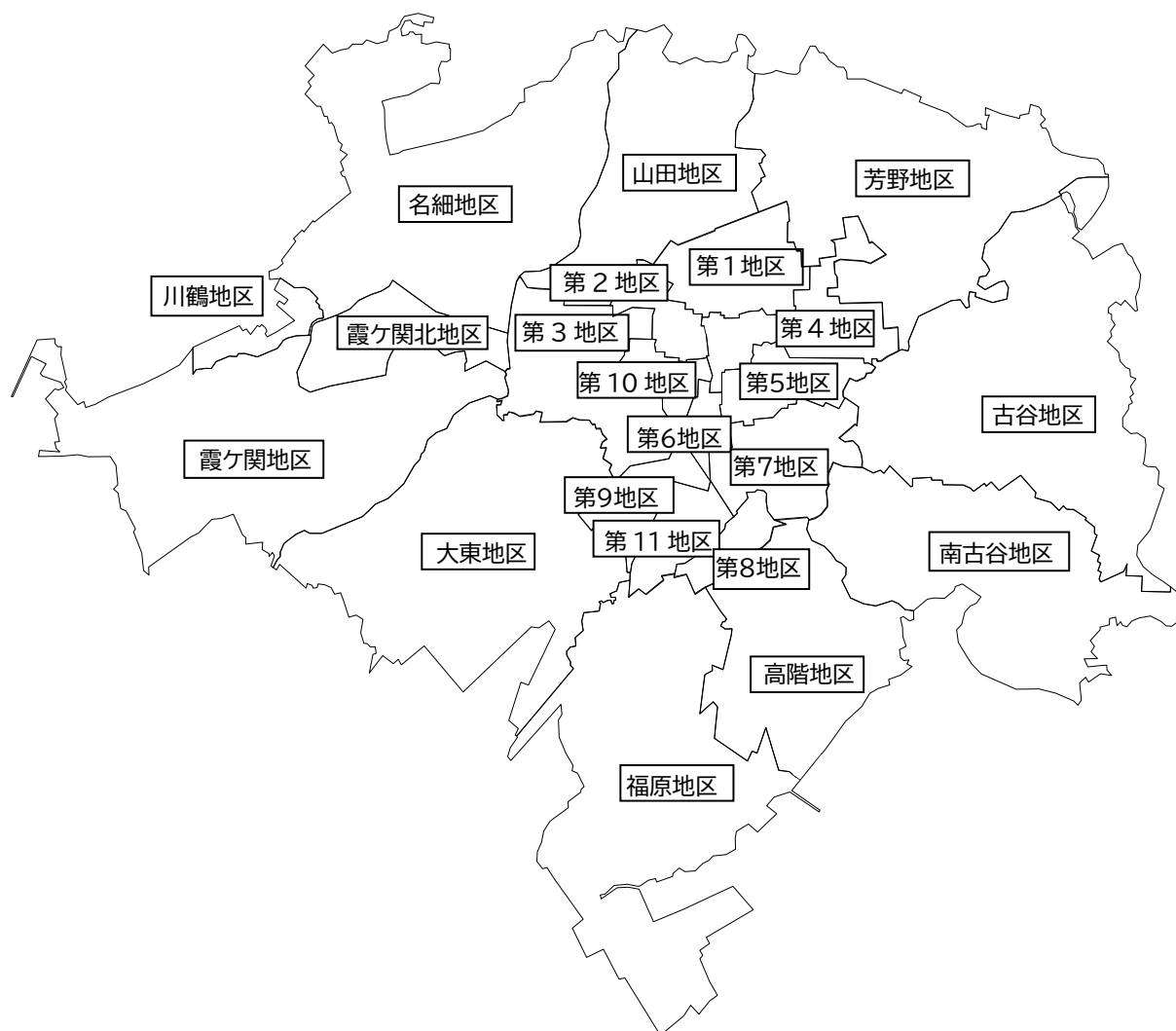
地区別福祉プランについて

第5章では、地区社会福祉協議会（地区社協）を中心とした地域組織が策定した「地区別福祉プラン」を掲載しています。地区の特徴や活動目標、具体的な取組は、地区ごとの思いが込められています。

なお、各地区の地図における道路やランドマークについては、必要最低限で掲載しているため、実際とは異なる場合があります。

地区別福祉プランは、地区社会福祉協議会（地区社協）ごとに福祉課題の解決を図ることを目的に策定しています。市民、各種団体、事業者等による支え合い・助け合い活動を促進するため、地区社協が中心となって協議・検討を行い、具体的な取組や目標を定めました。計画期間は令和3（2021）年度から同8（2026）年度までの6年間とします。80ページから81ページは地区別福祉プランの見方、82ページからは22地区の地区別福祉プランを掲載しています。

地区・自治会一覧

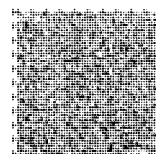


地区・自治会一覧

地区	自治会
第1地区	喜多町、志多町、神明町、宮下町1丁目、宮下町2丁目、宮元町、城下・氷川町
第2地区	石原町1丁目、石原町2丁目、幸町、末広町1丁目、末広町2丁目、末広町3丁目、仲町、元町2丁目
第3地区	上野田町、田町、野田町1丁目、野田町2丁目、東田町、今成1丁目、今成2・3丁目、今成4丁目、小ヶ谷、小室町
第4地区	大手町、久保町、郭町1丁目、郭町2丁目、三久保町、松江町1丁目、松江町2丁目、元町1丁目、伊佐沼新町、(杉下町)
第5地区	小仙波町1丁目、小仙波町2丁目、小仙波町3丁目、小仙波町4丁目、小仙波町5丁目、西小仙波町1丁目、西小仙波町2丁目、朝日マンション
第6地区	新富町1丁目、新富町2丁目、通町、南通町、脇田町
第7地区	仙波町1丁目、仙波町2丁目、仙波町3丁目、仙波町4丁目、富士見町、菅原町、大仙波
第8地区	岸町1丁目、岸町2丁目、岸町3丁目
第9地区	旭町1丁目、旭町2丁目、旭町3丁目、広栄町、脇田新町、脇田本町
第10地区	三光町、月吉町、中原町1丁目、中原町2丁目、連雀町、六軒町1丁目、六軒町2丁目、月吉住宅、野田月吉町、パークファミリア
第11地区	新宿町1丁目、新宿町2丁目、新宿町3丁目、新宿町4丁目、新宿町5丁目、新宿町6丁目
芳野地区	北田島、谷中、菅間上、菅間中・下、石田本郷、石田本郷新田、鴨田第1、鴨田第2、鴨田第3、伊佐沼、鹿飼、上老袋、中老袋
古谷地区	二ノ関、沼端、宿、堀之内、古川端、黒須、蔵根、古谷本郷上、古谷本郷下、小中居、大中居、高島、八ツ島、下老袋、東本宿、ワンダーランド、グリーンフィールド、(川越グリーンパーク、県営小中居住宅)
南古谷地区	南田島、牛子、木野目、並木、今泉、上久下戸、下久下戸、宮本、萱沼、渋井、古市場、南古谷団地、さくら堤、川越ハイツ、わかば台、木野目藤木、あゆみ、河原町、あすなろ、県営川越今泉団地、ライオンズ第3、アステール川越、県営久下戸住宅、レーベンスクエアサントレッセ、泉、レーベンスクエアコンセルティエ、
高階地区	藤間原、藤間上、藤間中、藤間下、藤間東、富士ヶ丘、藤間南、稲荷町、熊野町、清水町、諏訪町、藤原町、富士見、寺尾第1、寺尾第2、寺尾第3、寺尾第4、砂新田下、砂新田南、武蔵野、五ツ又、砂新田1丁目、砂新田若樹、砂新田3丁目、砂第1、砂第2、砂第3、砂弁天、高砂、新河岸、旭住宅、(砂新田2丁目、下松原鶴見野)
福原地区	下赤坂上、下赤坂下、大野原、武蔵町、中福南、中福北、上松原、下松原上、下松原下、今福上、今福下、今福原、霞町、中台元町、中台、中台南、砂久保、田園ハイツ、中台つつじヶ丘、スカイハイツ、今福北、今福団地、(今福住宅、メゾンむさし野)
大東地区	南大塚、向ヶ丘、緑ヶ丘、大塚新田、寿町1丁目、寿町2丁目、豊田町、豊田本、池辺、大袋、増形、日東町、大袋新田、山城、高橋、藤倉、猪鼻、かし野台、南台2丁目、南台3丁目、月山
霞ヶ関地区	的場下組、的場中組、的場上組、安比奈新田、大町、芳地戸、新町、本町、協栄、西部、大笠、上野、倉ヶ谷戸、川越グリーンタウン、山伝、水久保、かすみ野、フラワリー、笠幡台、笠幡グリーンパーク、的場1丁目、的場2丁目、花の街、(笠幡の森)
霞ヶ関北地区	霞ヶ関北、霞ヶ関東急ニュータウン、霞ヶ関東、霞ヶ関西、みなみ、的場初雁、伊勢原町1丁目、伊勢原町2丁目、伊勢原町3丁目、伊勢原町4丁目、グリーンコモンズ川越、県営川越いせはら団地、リバーサイド壺番街、伊勢原町5丁目
名細地区	鯨井、上戸、吉田、みよしの、天沼新田、小堤、小堤区、天金山、下広谷北、下広谷南、下小坂、平塚、平塚新田、鯨井新田、みどり会、広谷新町、住友あおい、川越ビレジ、ハイラーク、つくし、ファミリータウン春日、県営川越小堤団地、市営小堤団地、小堤東団地、天沼新田グランシア
山田地区	上寺山、寺山、福田、山田西町、北山田、南山田、府川、石田
川鶴地区	川鶴、かわつる初雁団地、かわつる三芳野団地、吉田新町

※ () 内の自治会は、自治会連合会に未加入です

令和2年4月1日現在

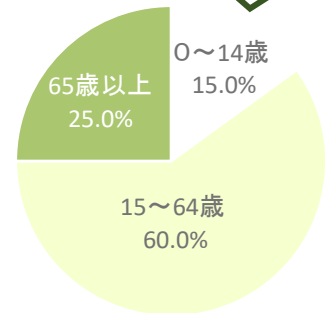


〇〇地区福祉プラン

円グラフは人口の年齢別割合を表しています。
※令和3年1月1日現在

地区の特徴が書かれています。
ワンルームマンションが多いところや、農業が盛んな場所など様々です。

■人口	
■世帯数	世帯
■民生委員・児童委員数	人
(主任児童委員を含む)	
■保健推進員数	人
■ボランティア団体数	団体
■老人クラブ数	クラブ
■福祉施設数	施設



活動目標 1



活動目標 2



活動目標 3



各地区の人口等を示しています。

【人口、世帯数】情報統計課（令和3年1月1日現在）

【民生委員・児童委員数】福祉推進課（令和2年4月1日現在）

【保健推進員数】健康づくり支援課（令和2年3月31日現在）

【ボランティア団体数】川越市社会福祉協議会（令和2年3月31日現在）

※市社協に登録しているボランティア団体数

【老人クラブ数】川越市社会福祉協議会（令和2年4月1日現在）

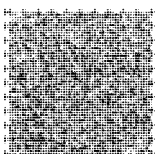
※川越市老人クラブ連合会に登録している老人クラブ数

（令和2年4月1日現在）

【福祉施設数】※令和2年度「保健・医療・福祉のしおり」

各地区で話し合い、取り組む内容を示しました。

今より暮らしやすい地域を目指して、みんなで頑張りましょう！



地図と主な地域資源



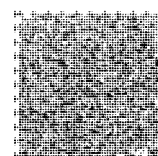
No.	主な活動場所	No.	主な活動場所	No.	主な活動場所
①		⑥		⑪	
②					
③					
④					
⑤					

地域で、人が集まり住民が主体となって活動している場所を番号で示しています。自治会館がそのひとつです。自治会館は、地域の活動拠点として幅広く活用されています。

【自治会館の主な活用方法】

- ◇みんなとおしゃべりや体を動かすサロン活動
- ◇仲の良いお友達と手芸サークル、歌唱
- ◇老人クラブの集会場所
- ◇地域の活動を話し合う会議会場
- ◇お祭り等イベントの開催地
- ◇地域の人と知り合いになる場所
- ◇気軽に相談できる人がいる場所

自治会館での活動が難しい場合は、企業や法人と協力し、場所を借りて活動しているところもあります。

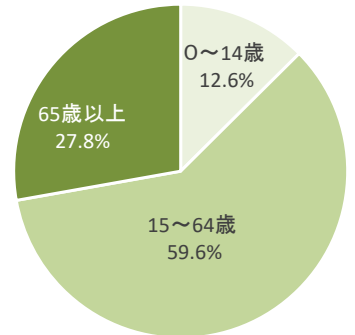


第1 地区福祉プラン

本庁管内の市役所の北に位置します。川越城のお膝元として、近世来の町名を今に残す由緒ある地域です。主要な道沿いには、商業の集積が見られますが、多くは住宅が密集するとともに、若干の空地も見られます。地区内には、新河岸川が流れ、氷川神社、妙義神社、神明神社、広済寺、東明寺、真行寺などがあります。また、公民館や児童相談所をはじめ、多くの公共施設もあります。

■人口	9,374 人
■世帯数	4,169 世帯
■民生委員・児童委員数	16 人 (主任児童委員を含む)
■保健推進員数	3 人
■ボランティア団体数	5 団体
■老人クラブ数	4 クラブ
■福祉施設数	9 施設

■年齢別割合



活動目標1 住民同士のつながりを大切にする地域にしよう

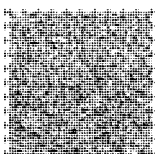
- ◇住民同士の交流を進めていきます。
- ◇様々な世代との交流を深めていきます。

活動目標2 だれもが安心して生活できる地域にしよう

- ◇地域にあった見守りの方法を推進していきます。
- ◇隣近所の見守りを充実していきます。

活動目標3 災害時に助け合える地域にしよう

- ◇防災意識を高めていく活動をしていきます。



地図と主な地域資源



①～⑤いもっこ体操教室(健康体操ハピネス)

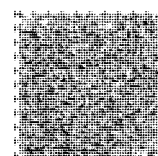


③地区別福祉懇談会事業



一人暮らし高齢者集い事業
(地区内会場)

No.	主な活動場所	No.	主な活動場所	No.	主な活動場所
①	志多町自治会館	③	宮下自治会館	⑤	神明町団地集会所
②	神明会館	④	宮元町自治会館		

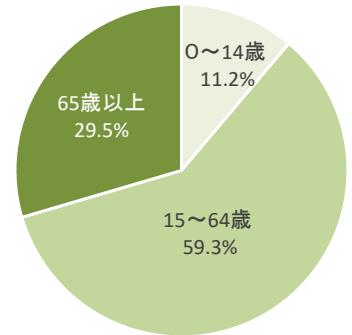


第2地区福祉プラン

昔から「商業の街川越」の中核をなしてきただけに、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている「蔵造りの町並み」をはじめ、観光客に人気のある「菓子屋横丁」等歴史的遺産が数多く点在しています。県指定の無形民俗文化財「石原のささら獅子舞」の縁で、福井県小浜市と姉妹都市提携を結んでいます。

■人口	7,087 人
■世帯数	3,290 世帯
■民生委員・児童委員数	14 人 (主任児童委員を含む)
■保健推進員数	3 人
■ボランティア団体数	1 団体
■老人クラブ数	2 クラブ
■福祉施設数	10 施設

■年齢別割合



活動目標1 高齢者の交流の場や参加機会を増やします

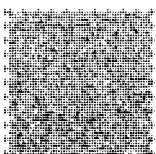
- ◇地域包括支援センターと協力して介護予防サポーター養成、認知症サポーター養成を行い、健康体操、健康講話等を各自治会館で実施し続けます。
- ◇折り紙ボランティアを継続し、子どもから高齢者までが一堂に集まれる機会を増やし、顔見知りの関係を築いてまいります。
- ◇世代間交流事業（七夕まつり）を継続し、伝統行事に触れながら、地域の中の交流を深めます。
- ◇川越まつりの際には、各自治会に子どもから高齢者までの交流の機会を設けます。
- ◇地区社協は、年2回75歳以上の一人、二人暮らし高齢者に品物をお届けする友愛訪問を継続して行います。

活動目標2 一人暮らしや高齢者のみ世帯を支えています

- ◇サポートを受ける側（高齢者）の意見を聴く機会を設けていますが、更に充実を図ります。
- ◇近くの家同士、交流の輪が更に広がるように働きかけていきます。（回覧板、地域の環境美化活動等）
- ◇「幸町楽友クラブ」が主体となって、高齢者の集いを月1回実施します。
- ◇民生・児童委員が主体となって、月1回高齢者に配食サービス事業をしています。
- ◇毎年敬老の日に、各自治会で長寿を祝う会を実施します。

活動目標3 災害時に地域で支え合える体制をつくります

- ◇自治会を中心に、災害が発生したときの初動対応マニュアルをつくり、それに基づいて防災避難訓練を行います。
- ◇自治会、民生・児童委員、保健推進員、老人クラブ等の地域の人々が行政や関係機関と協力して、高齢者や障害のある人に対して地震、水害、台風、防犯、孤独死防止等の危機管理のための情報を提供していきます。



地図と主な地域資源



⑥地区別福祉懇談会事業

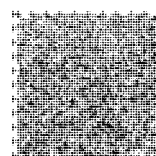


①～③⑤⑥七夕まつり



③幸町いもっこ体操教室

No.	主な活動場所	No.	主な活動場所	No.	主な活動場所
①	石原町自治会集会所（新）	③	幸町自治会館	⑤	仲町自治会館
②	石原町自治会集会所（旧）	④	末広町自治会館	⑥	六塚会館（元町2丁目自治会館）

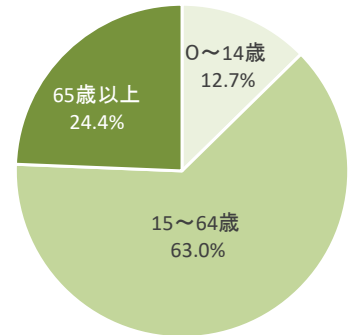


第3地区福祉プラン

本庁管内の西南に位置し、古い歴史を有するこの地には、東武東上線川越市駅・JR川越線西川越駅があるほか、河岸街道、川越日高線等の道路が交差し、交通の要所となっています。地域内には川越市保健所と川越市総合保健センターがあり、市の保健・福祉の拠点地域として市民に親しまれています。

■人口	17,026 人
■世帯数	7,935 世帯
■民生委員・児童委員数	24 人 (主任児童委員を含む)
■保健推進員数	5 人
■ボランティア団体数	9 団体
■老人クラブ数	2 クラブ
■福祉施設数	22 施設

■年齢別割合



活動目標1 地域のつながりを深める交流の場を作ろう

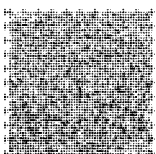
- ◇世代間（子どもから高齢者まで）の交流の機会が持てるイベント（グラウンドゴルフ、バス旅行、ハイキング、昔遊びの会等）を地区社協、自治会、育成会等が協力し合い企画実施する。
- ◇地域住民がふれあい交流できる場や機会（いもっこ体操、介護予防体操、ラジオ体操等）を通じて、積極的に健康維持活動をサポートする。
- ◇地域内であいさつや声かけが自然と習慣となるように自治会及び育成会他諸団体に積極的に働きかける。
- ◇広報活動の一つとして、「社協だより」の定期発行を継続させるとともに、その内容については地域住民が知りたい情報を把握し、地域福祉活動への関心を啓発する。

活動目標2 地域での見守り活動に取り組もう

- ◇民生委員・児童委員や自治会役員だけの見守り活動だけではなく、見守りの担い手としてのボランティアを募集し、地域のアンテナ役を増強する。
- ◇地域内で、自治会、民生委員・児童委員、育成会は協力した体制を構築するために定期的に会合を持ち、情報の共有化を推進する。
- ◇一人暮らしの高齢者が外に出かける機会を設ける（茶話会その他）。

活動目標3 災害に備える取組を充実させよう

- ◇地域内の自治会を中心とし、各種団体（育成会、老人会、交通安協会、環境推進委員会、青少年育成委員会、山車・囃子保存会等）やスポーツ等の同好会（グラウンドゴルフやソフトボールなど）そして民生委員・児童委員が一致団結し、安全安心なまちづくりを推進するとともに、地震・風水害などの災害に対処できるような地域の協力体制を構築する。
- ◇自治会及び自主防災会は地震及び水害時の避難場所を再検討し、さらに地区内のハザードマップを構築することにより、避難場所までの経路の周知徹底を図る。
- ◇災害発生時に一人暮らしの高齢者、要援護者に対するサポートについて、情報を把握している民生委員・児童委員は自治会と平常時に役割分担を確認しておき、もしもの時にスムーズな行動をとれるような仕組みを整備する。



地図と主な地域資源



①～③⑤⑨いもっこ体操教室

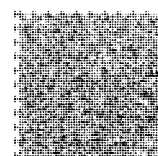


②地区別福祉懇談会事業



⑤一人暮らし高齢者集い事業

No.	主な活動場所	No.	主な活動場所	No.	主な活動場所
①	上野田町自治会館	⑤	東田町自治会集会所(ココロマチ)	⑨	小ケ谷下集会所
②	野田町1丁目自治会集会所	⑥	今成自治会館	⑩	小室町自治会館
③	野田町2丁目自治会集会所	⑦	東条集会所		
④	東田町自治会集会所	⑧	小ケ谷自治会館		

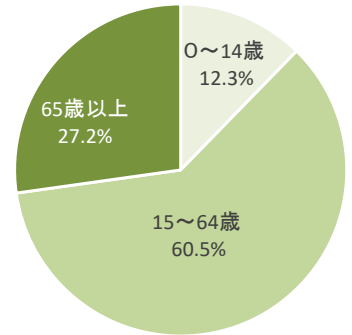


第4地区福祉プラン

旧市内の北東に位置しており、北に市役所、東に城の表玄関だった本丸御殿や城の櫓跡と伝えられる御嶽神社、わらべ唄で有名な三芳野天神等の遺跡等があり、昔から現在に至るまで、川越の政治経済や文化の中心地となっています。

■人口	5,734 人
■世帯数	2,677 世帯
■民生委員・児童委員数 (主任児童委員を含む)	12 人
■保健推進員数	2 人
■ボランティア団体数	5 団体
■老人クラブ数	3 クラブ
■福祉施設数	9 施設

■年齢別割合



活動目標1 人と人とのつながりを大切にしていこう

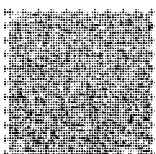
- ◇あいさつ運動や声かけ運動に取り組んでいきます。
- ◇隣近所の見守りを実施し、助け合える仕組みをつくっていきます。
- ◇気になる人・ことがあれば、自治会から民生委員・児童委員へ報告し、支援につなげる仕組みをつくっていきます。
- ◇サロン活動を引き続き実施し、楽しめる工夫をしながら参加者を増やしていきます。

活動目標2 若い人たちも参加できる魅力ある地域活動をしていこう

- ◇様々な世代の人が顔見知りになる機会をつくれるよう、世代間交流事業を継続して実施していきます。
- ◇自治会・老人会・育成会等と連携しながら事業を推進していきます。

活動目標3 災害時、地域で支え合える体制をつくろう

- ◇災害時に避難支援が必要な高齢者以外の住民についても、見逃さないように安否確認や声かけ等の取組を行っていきます。
- ◇自治会名簿や居住者カードを更新し、地域住民の情報を集め、災害時の要支援者の名簿と防災マップを作成していきます。



地図と主な地域資源



①④～⑥⑨いもっこ体操教室



世代間交流事業
☒川越小

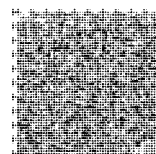


⑩一人暮らし高齢者集い事業



世代間交流事業
☒川越小

No.	主な活動場所	No.	主な活動場所	No.	主な活動場所
①	大手町自治会館	⑤	松江町1丁目自治会館	⑨	ミック健康の森川越
②	久保町自治会館	⑥	元町1丁目公民館	⑩	西後楽会館（霞ヶ関地区）
③	郭町2丁目自治会館	⑦	杉下町公民館	☒	川越小
④	三久保町会館	⑧	伊佐沼新町集会所		

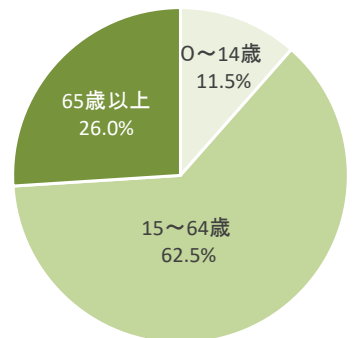


第5地区福祉プラン

本庁管内のほぼ中央に位置し、神社仏閣が多く、有名な文化財や史跡が数多く残されています。喜多院は、家康の信任が厚かった天海僧正、家光誕生の間、春日局化粧の間、正月のだるま市や春の桜まつり等で大変有名です。その他、仙波東照宮、日枝神社も国の重要文化財に指定されています。

■人口	6,935 人
■世帯数	3,154 世帯
■民生委員・児童委員数 (主任児童委員を含む)	14 人
■保健推進員数	2 人
■ボランティア団体数	3 団体
■老人クラブ数	5 クラブ
■福祉施設数	14 施設

■年齢別割合



活動目標1 地域活動を担う人材を育てよう

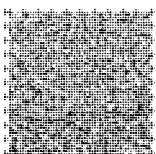
- ◇《集いの場の充実》地域の特性を生かし、交流の場を工夫していきます（文化財・高校との交流・オレンジカフェ）。
- ◇《地域での連携強化》自治会で行う活動や、さまざまな組織が行う事業を活性化するとともに、第5地区全体として情報共有する機会を設けます（地区別福祉懇談会事業）。
- ◇《担い手の発掘》ボランティア養成講座等を開催し、人材の発掘を行います。
- ◇《担い手の発掘》子どもたちに地域行事での役割を与え、楽しみながら「自分の地域」を身近に感じてもらう機会をつくります。

活動目標2 地域の交流を深めよう

- ◇《交流の場》地域住民だれでも来て集える場を設けます。
- ◇《交流の機会》あいさつ等の声かけをしていく中で地域住民の輪を広げます。
- ◇《新たな取組》各種団体の地域行事、世代間交流の機会の設定と継続をしていきます。

活動目標3 住民が安心して暮らせる地域をつくろう

- ◇《見守りの充実》地域の見守り活動を充実させます。
- ◇《防犯活動》地域で防犯パトロールを行い、安全安心なまちづくりを行います。
- ◇《防災活動》自主防災組織を充実させ、災害に強い地域にしていきます。
- ◇《防災活動》各自治会で災害発生時の“対応”について住民に周知していきます。



地図と主な地域資源



世代間交流事業
☒ 川越第一中

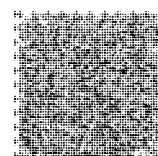


① 地区別福祉懇談会事業



①④ プラン事業（介護予防体操）

No.	主な活動場所	No.	主な活動場所	No.	主な活動場所
①	小仙波町自治会連合会集会所	④	西小仙波町1丁目会館	☒	川越第一中
②	小仙波町第一集会所	⑤	西小仙波町2丁目自治会館		
③	小仙波町第二集会所	⑥	朝日マンション川越集会室		

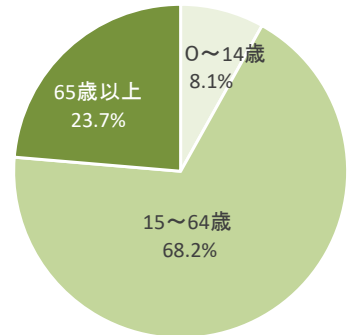


第6地区福祉プラン

東武東上線・JR川越線の川越駅と西武新宿線の本川越駅があり、川越市の表玄関ともいえるべきところです。クレアモール商店街や八幡通り商店会のにぎわいは著しいです。歴史的にも、黒門町、一番町、二番町、三番町と武家屋敷があったところで、今でもその面影が残っています。

■人口	6,447人
■世帯数	3,618世帯
■民生委員・児童委員数	11人 (主任児童委員を含む)
■保健推進員数	3人
■ボランティア団体数	3団体
■老人クラブ数	4クラブ
■福祉施設数	7施設

■年齢別割合



活動目標1 地域の交流を進めます

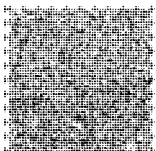
- ◇一人暮らし高齢者が集う会食会を、各自治会館等地域の拠点を活用して実施します。
- ◇自治会は一人暮らしの高齢者と育成会役員と連絡を取り合い、子どもと高齢者の交流会を行います。(第6地区世代間交流、盆踊り大会)
- ◇住民は、あいさつを心がけ、隣近所の人と顔見知りになるように心がけます。
- ◇地区社協や自治会等が行う活動は充実しているので、みんなで参加するよう心がけるとともに、参加しやすい環境づくりを構築していきます。
- ◇自治会館等を利用した交流行事に若い世代の参加を促進し、自治会活動との関わりを深めます。
- ◇地域住民は、町のイベントに参加するように隣近所の人々に声をかけをします。
- ◇定年退職した人に声をかけ、ボランティア活動に参加してもらえるよう働きかけます。
- ◇川越まつりや世代間交流事業を通じて、若い世代の参加を促進し、自治会活動との関わりを深めます。

活動目標2 一人暮らしの高齢者等、支援の必要な人を地域で支えます

- ◇災害時に避難行動を支援する必要がある高齢者や障害のある人等の把握を行います。
- ◇老人クラブ等、地域で高齢者の友達づくりの場を増やし、互いに支え合い・助け合う関係を築きます。
- ◇地区社協では、一人暮らしの高齢者宅を訪問し、安否確認を行う事業を実施します(友愛訪問事業等の地区社協事業の実施)。
- ◇住民は、地域において、一人暮らし高齢者や障害のある人が困っていたら民生委員・児童委員や自治会へ相談するなど、助け合う気配りをします。
- ◇地域で開催されている、高齢者等が集まるサロン等、交流を図る場を増やし、一人暮らしの高齢者が楽しめる場を増やします。
- ◇いつまでも健康で長生きできるよう、健康体操等を仲間で行うサークル活動に参加します。
- ◇介護の悩みを話し合う機会や福祉の制度を知る機会をつくり、当事者同士が交流する機会(オレンジカフェ等)をつくりまします。
- ◇地域活動を担う住民ボランティアを自治会単位で集めます。

活動目標3 災害時に地域で支え合える体制をつくりまします

- ◇自治会は、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障害のある人の情報を把握し、災害時に避難支援を行う体制を構築するための話し合いの機会をつくりまします。
- ◇地区社協では、行政、市社協、地域包括支援センター等の福祉関係機関と協力し、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障害のある人の見守り体制を充実させまします。
- ◇地区社協は、防災・防犯に関する情報を提供し、それを受けた自治会は、住民、民生委員・児童委員、福祉関係者に向けた講座を開き、防災・防犯について話し合います。



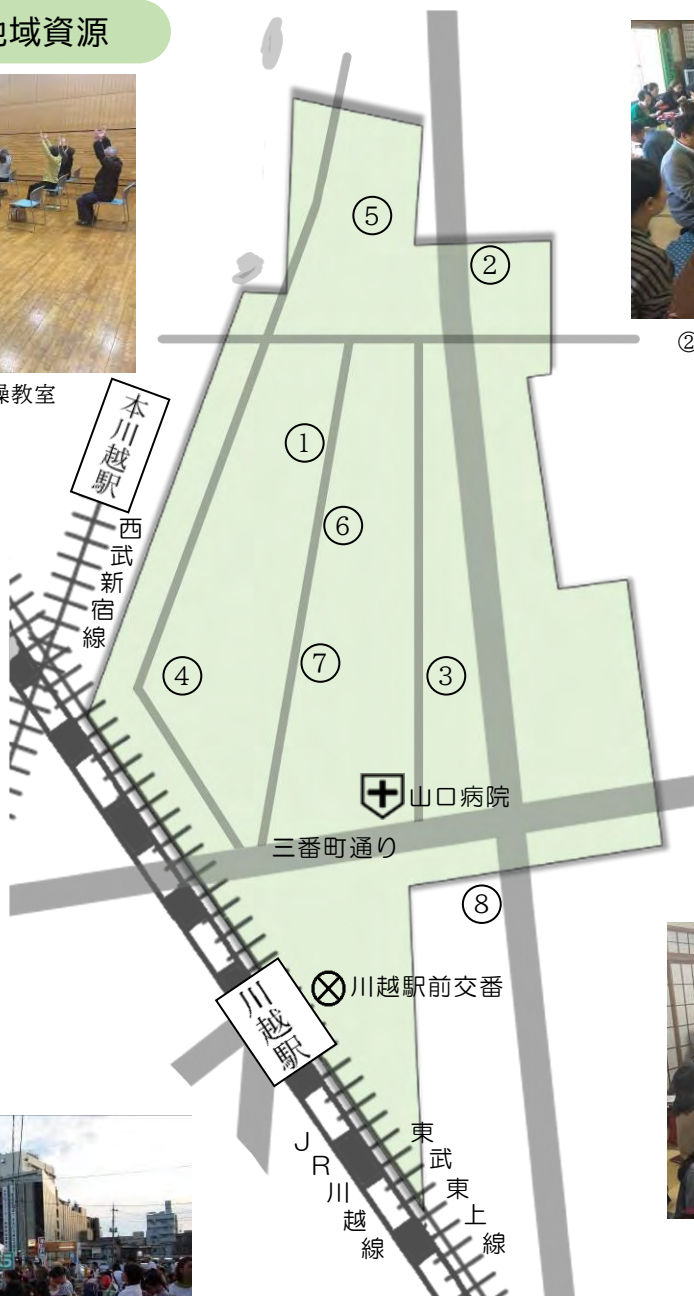
地図と主な地域資源



②④⑤⑧いもっこ体操教室



②一人暮らし高齢者集い事業

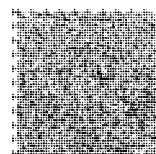


⑥福祉納涼大会



④地区別福祉懇談会事業

No.	主な活動場所	No.	主な活動場所	No.	主な活動場所
①	新富町会館	④	脇田町会館	⑦	クレアパーク
②	通町会館	⑤	小江戸蔵里	⑧	クラッセ川越（第7地区）
③	南通町自治会集会所	⑥	丸広百貨店川越店		

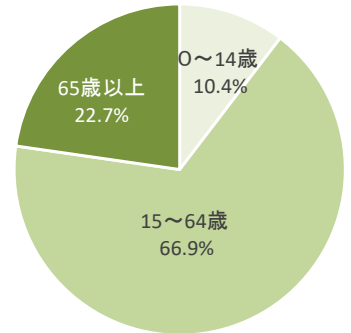


第7地区福祉プラン

川越駅の東側で商工業と農業の地域です。都市化に伴い首都圏のベッドタウンとなっています。古くは新河岸川舟運の仙波河岸があり、現在は仙波河岸史跡公園となっています。また、川越七福神の毘沙門天、寿老人のお寺、川越観音のお寺、仙波三宮の氷川神社、浅間神社、愛宕神社、そして学問の神菅原神社があり歴史と文化の香り高い地区です。

■人口	11,858 人
■世帯数	6,111 世帯
■民生委員・児童委員数	16 人 (主任児童委員を含む)
■保健推進員数	4 人
■ボランティア団体数	2 団体
■老人クラブ数	5 クラブ
■福祉施設数	18 施設

■年齢別割合

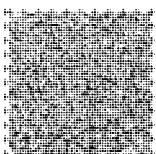


活動目標1 地域住民が交流する機会をつくろう

- ◇大人も子どもも、あらゆる機会にあいさつを心がけ、地域に顔見知りを増やします。
- ◇サークル活動や健康体操教室等の取組を活発にし、地域交流の場を確保します（自治会館、集会所、小中学校校庭・寺社境内等）。
- ◇回覧版や掲示板等で、自治会行事に多くの住民が参加するよう呼びかけます。
- ◇各種団体が連携を図り、子どもから高齢者までみんなが参加できる地域行事を行い、活性化させます（盆踊り、バーベキュー大会、豚汁大会、餅つき大会等）。
- ◇夏休み等に子どもたちが参加できる行事を工夫します。（仙波小校区⇒少年少女スポーツ大会・スポ連）。
- ◇地域の公園等子どもたちの遊び場の安全を住民が見守ります（遊具の点検等）。
- ◇自治会や育成会が実施している廃品回収を、定期的に行い、集まった資金を地区の行事等の資金にするなど目標を持った活動を活発にします。
- ◇団塊の世代の趣味を生かした取組をサークル活動等につなげます。

活動目標2 地域で協力し合いさまざまな活動の活性化につなげよう

- ◇民生委員・児童委員や保健推進員、自治会役員等は地域の見守りが必要な世帯の支援等について協力体制を強化します。また地域住民の協力を求めます。
- ◇廃品回収等の地域活動への住民参加を呼びかけ、ボランティアの募集・増員を図ります。
- ◇地域の防犯パトロール等の活動の担い手として、団塊の世代の参加を呼びかけます。



地図と主な地域資源



①～⑦いもっこ体操教室

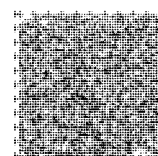


①～⑦一人暮らし高齢者集い事業



①～⑦在宅高齢者等給食サービス事業

No.	主な活動場所	No.	主な活動場所	No.	主な活動場所
①	菅原町自治会集会所	④	仙波会館（第一会館）	⑦	大仙波自治会館
②	仙波町1丁目集会所	⑤	仙波会館（第二会館）		
③	仙波町2丁目集会所	⑥	富士見町自治会館		

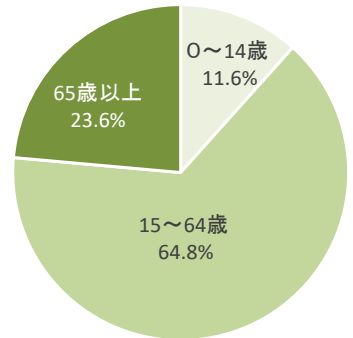


第8地区福祉プラン

市の南部、川越の玄関口である烏頭坂（うとうざか）付近の東西に位置し、仙波河岸史跡公園、岸町熊野神社、岸町健康ふれあい広場等が住民の活発な交流の場となっています。また、「自分たちのまちは自分たちで守る」を合言葉に、烏頭坂ステーションを拠点とした住民による自主防犯活動に取り組み、「安全・安心のまちづくり」に努めています。

■人口	8,914人
■世帯数	4,212世帯
■民生委員・児童委員数 (主任児童委員を含む)	15人
■保健推進員数	3人
■ボランティア団体数	4団体
■老人クラブ数	1クラブ
■福祉施設数	9施設

■年齢別割合



活動目標1 地域の拠点や社会資源を活用しよう

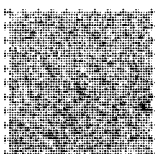
- ◇自治会のイベントとして、地域住民が知り合うための世代間交流等の行事を企画していきます。
- ◇学校等において、自治会の活動内容等を紹介するビデオを見せ、地域活動への参加意識を高めるためのPRをします。そのビデオ作成にも多くの人に関わるようにします。
- ◇地区社協事業として実施している友愛訪問事業で、民生委員・児童委員や自治会役員と子どもとのペアによる一人暮らし高齢者宅の訪問を実施します。
- ◇地区としてのサービスセンター（相談）を設置し、行政等の福祉サービスとのパイプ役を担う地域拠点を整備します。
- ◇お散歩マップ（地域包括支援センター、民生委員・児童委員にて作成）を活用し、高齢者が楽しく介護予防に取り組めるように呼びかけます。
- ◇地域活動のリーダー役である民生委員・児童委員や自治会長、保健推進員等に、福祉（認知症や精神障害等）についての研修を実施し、地域課題のフォロー体制づくりを行います。

活動目標2 あいさつができ、交流が活発な地域をつくろう

- ◇一声運動を広めていきます。町内会の催しの案内等で訪問する際には、必ずあいさつをするようにします。
- ◇子どもに対して、育成会や学校等と協力し、あいさつの大切さを率先して教えていきます。
- ◇地区社協は、烏頭坂ステーション、自治会館、神社等で地域住民が交流できる場をつくっていきます。
- ◇高齢化に伴い、年配の人が手本になって活動し、地域を充実させていきます。
- ◇各自治会は、高齢者相談所の設置（相談員は自治会役員等）や緊急時サポート体制の充実、連絡カードの作成に取り組めます。
- ◇子育てを地域でサポートしていくために、「大人の反省会」を設置します。

活動目標3 災害に備えよう

- ◇現在ある自主防災組織を生かし、災害時要支援者の支援について自治会ごとに検討を進めていきます。



地図と主な地域資源



①～③岸町3丁目いもっこ体操教室

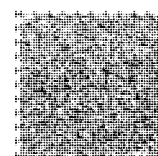


①一人暮らし高齢者集い事業



④在宅高齢者等給食サービス事業

No.	主な活動場所	No.	主な活動場所	No.	主な活動場所
①	岸町1丁目自治会館	③	岸町3丁目自治会集会所	④	熊野神社
②	岸町2丁目自治会館				

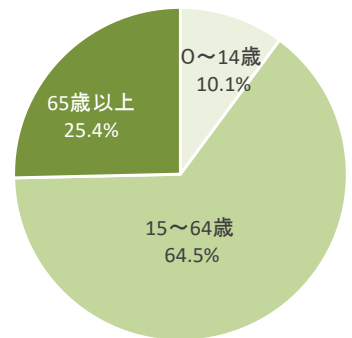


第9地区福祉プラン

川越駅西口に位置し、国道16号と西武新宿線の通る地域で、駅前には県西部地区のにぎわいを創出する複合施設のU PLACEや多くの高層ビル等が立ち並んでいます。また、周辺には昔、陸軍大演習の際に、大正天皇がお立ち寄りになった「御野立の森公園」などがあります。平成13年には、旭町3丁目の山車に乗せる「松平信綱」の人形が完成し、川越まつりではその雄姿を見ることができます。

■人口	11,670人
■世帯数	5,968世帯
■民生委員・児童委員数	17人 (主任児童委員を含む)
■保健推進員数	4人
■ボランティア団体数	8団体
■老人クラブ数	4クラブ
■福祉施設数	17施設

■年齢別割合



活動目標1 声かけや呼びかけを通じて地域のつながりを深めよう

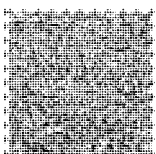
- ◇子どもや大人が地域であいさつするように、日々の暮らしの中で声かけを意識していきます。
- ◇見やすい回覧板の作成、関心の持てるイベントの開催、意欲をかき立てる内容のPR等、地域住民への呼びかけを工夫します。
- ◇高齢者に限らず、地域の人が交流できる場所(自治会館や公園等)を増やしていきます。

活動目標2 地域の見守り活動を推進する体制づくりを行います

- ◇老人会や育成会などの団体や自治会等が中心となり、高齢者や子どもたちが参加しやすい行事等を企画していきます(川越まつりや文化祭、特技を生かした集まりやサロン、いきいき健康体操や一人暮らし高齢者の集い等)。
- ◇自治会役員等が中心となり、パトロール等を行いながら見守り活動を実施します。状況に応じて、見守りをしながら高齢者の話し相手になります。
- ◇ボランティアグループが活動を継続していけるよう、地域で支援していきます。また、地域内でボランティアのリーダーを育成します。

活動目標3 災害に備える取組を充実させよう

- ◇自主防災組織の取組等を充実させます。
- ◇防災訓練等への参加を住民に働きかけ、地域の協力体制づくりを行い、災害時の避難の際に、一人も見逃さないよう声かけなどの取組を行います。
- ◇自治会等地域の各種団体は、災害時の援助や日常の見守り活動等のために、一人暮らし高齢者本人の同意に基づいた情報(支援者カード)を共有し、連携を図り活動します。



地図と主な地域資源



②④～⑦おしゃべりサロン



②一人暮らし高齢者集い事業

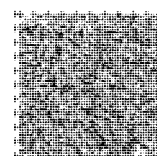


⑧芋掘り事業



⑦世代間交流事業(夏祭り)

No.	主な活動場所	No.	主な活動場所	No.	主な活動場所
①	旭町1丁目自治会集会所	④	広栄町自治会集会所	⑦	脇田本町公園
②	旭町2丁目公民館	⑤	脇田新町公民館	⑧	山田園(福原地区)
③	旭町3丁目自治会集会所	⑥	脇田本町自治会館		

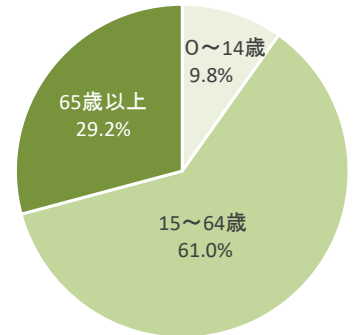


第 10 地区福祉プラン

本庁管内のほぼ中央に位置し、中央通り商店街や本川越駅前の繁華街を有し、駅に近い利便性から、大きな分譲マンションやワンルームマンションが多く、「都心に通うサラリーマンの街」としての一面もあります。川越まつりでは、昔から名高い六軒町の山車等3台の山車が繰り出して伝統を今に伝えています。

■人口	9,132 人
■世帯数	4,821 世帯
■民生委員・児童委員数 (主任児童委員を含む)	18 人
■保健推進員数	3 人
■ボランティア団体数	8 団体
■老人クラブ数	7 クラブ
■福祉施設数	10 施設

■年齢別割合



活動目標 1 地域のつながりを深めよう

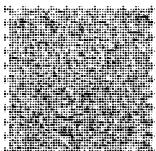
- ◇民生委員・児童委員を中心に各団体の長に対して、要支援者の支援を高めましょう。
- ◇高齢者の参加の場（健康体操、介護予防体操、ラジオ体操、オレンジカフェ等）で交流を深めながら、健康を維持する活動に参加しましょう。

活動目標 2 世代を超えた地域の課題に取り組もう

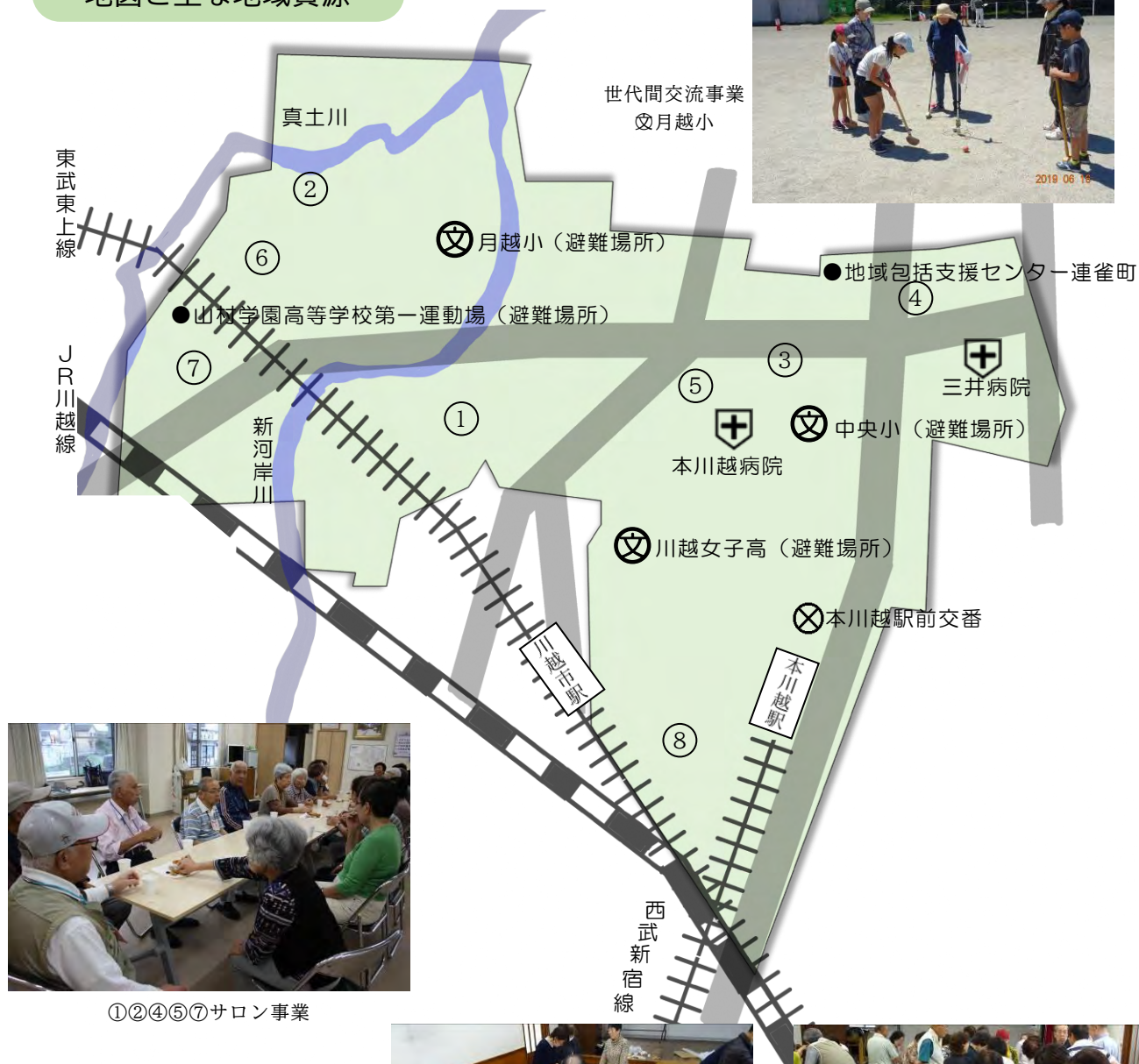
- ◇第 10 地区全体の地図を把握し、災害時の認識に気づいている各自治会の情報を共有しましょう。
- ◇自治会・民生委員・児童委員・福祉協力員・育成会の連携を深め、体制づくりをすすめましょう。
- ◇高齢者や子どもたちも含めて、サークル活動（お祭りのお囃子、お餅つき、盆踊り、フラダンス）を通じての世代間交流をしましょう。
- ◇福祉協力員の輪を広げ、資質の向上を図り、協力体制を整えましょう。

活動目標 3 災害時の命を守るための地域支援体制をつくろう

- ◇地域の協力、パトロールを通じて、自主防災組織の取組を行っていきましょう。
- ◇災害時のマップを活用して、緊急時の避難場所の情報を周知しましょう。
- ◇自治会ごとに連絡網を作り、体制を整えましょう。



地図と主な地域資源



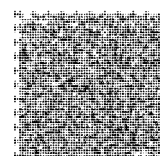
①②④⑤⑦サロン事業



⑤福祉協力員等事業(災害マップ作り)



No.	主な活動場所	No.	主な活動場所	No.	主な活動場所
①	三光町公民館	④	連雀町自治会館	⑦	野田月吉町集会所
②	月吉町集会所	⑤	六軒町自治連集会所	⑧	パークファミリア集会室
③	中原町自治会館	⑥	月吉町事業団自治会集会所	ⓧ	月越小

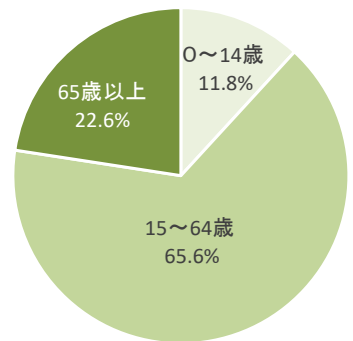


第 11 地区福祉プラン

本庁管内の南部に位置しています。東武東上線及び旧国鉄川越線の開通に伴って農業地域から住宅地へ急速に姿が変わりました。現在は自治会の垣根を超えた活動が盛んに行われています。

■人口	11,838 人
■世帯数	5,760 世帯
■民生委員・児童委員数	19 人 (主任児童委員を含む)
■保健推進員数	4 人
■ボランティア団体数	5 団体
■老人クラブ数	4 クラブ
■福祉施設数	11 施設

■年齢別割合



活動目標 1 『ふれあい』交流、友好

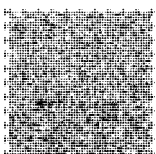
- ◇「地域ふれあいまつり」の継続開催。
- ◇集いの場(いもっこ体操、つどい新宿町等)の拡充。
- ◇集会施設や公園の整備、活用。
- ◇官民の境界を超えた町(地域)ぐるみの交流。

活動目標 2 『支え合い』互助共助、組織化

- ◇自治会や地域活動団体(子ども会育成会、中学連絡会、老人クラブ、自主防災会等)の充実発展。
- ◇シニア向け屋内軽競技やミドルシニア層交流会など、新たな娯楽や心身健康の取組創出。

活動目標 3 『助け合い』奉仕活動、防犯防災、人材育成

- ◇将来の超高齢化へ向け、日常の簡単な手助けが気軽に出来る緩やかな見守り、「福祉協力員」体制を地域で構築し、人材を増やす。
- ◇「地域ふれあいまつり」で生まれた、青少年ボランティアの更なる発展を図り、優しい気持ちを地域で認め伸ばす仕組みへと拡げる。



地図と主な地域資源



⑤室内競技

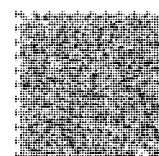


④ゴゴサロン



①～⑤⑨つどい新宿町

No.	主な活動場所	No.	主な活動場所	No.	主な活動場所
①	新宿町 2 丁目自治会集会所	④	新宿町 5 丁目自治会集会所	⑦	ホームステーションらいふ川越
②	新宿町 3 丁目自治会集会所	⑤	新宿町 6 丁目自治会館	⑧	グループホームみんなの家・川越新宿
③	新宿町 4 丁目自治会集会所	⑥	メイツ川越集会所	⑨	雀の森氷川神社

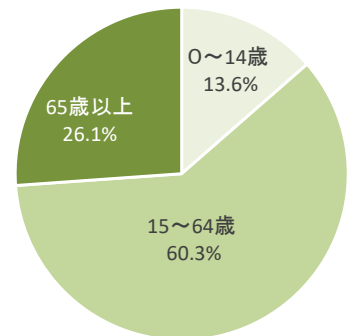


芳野地区福祉プラン

市の北東部に位置し、地区の北東には入間川が流れています。全域が豊かな農業地域である一方で、地区北部にある川越工業団地は本市の工業集積の拠点となっています。また、古谷地区との境には市民の憩いの場である伊佐沼公園や川越運動公園が整備されています。

■人口	5,584 人
■世帯数	2,256 世帯
■民生委員・児童委員数	9 人 (主任児童委員を含む)
■保健推進員数	2 人
■ボランティア団体数	4 団体
■老人クラブ数	0 クラブ
■福祉施設数	9 施設

■年齢別割合



活動目標 1 参加しやすい交流の場を増やしましょう

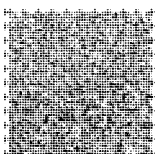
- ◇幅広い世代間の交流を深めます。
- ◇地域の人々誰もが参加できる交流の場を工夫し、広めます。
- ◇お互いの人権を認め、思いやりある地域づくりを推めます。
- ◇地域行事や地域福祉への関心を高めるため、広報啓発の充実に努めます。

活動目標 2 地域みんなで支え合いましょう

- ◇さまざまな年代を見守り、支援していく活動をさらに進めていきます。
- ◇地域活動の担い手としてボランティアの育成に努めます。
- ◇地域のネットワークづくりに努め、地域の支え合いの仕組みをつくり、地域の課題解決に取り組みます。
- ◇寄り添い、支え合う取組を支援します。

活動目標 3 安心・安全に暮らせる地域づくりをしましょう

- ◇災害に備えた取組を推進します。
- ◇健康で明るい生活を送るために、健康の維持・増進に努めます。
- ◇さまざまな困り事を相談できる体制を整えます。
- ◇安全・安心に暮らすための情報提供に努めます。



地図と主な地域資源



①～⑥⑨～⑱世代間交流事業



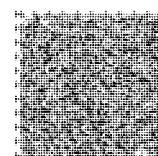
寺子屋

●芳野公民館

一人暮らし高齢者集い事業

●芳野公民館

No.	主な活動場所	No.	主な活動場所	No.	主な活動場所
①	北田島自治会センター	⑧	石田本郷公民館折戸集会所	⑮	大下公民館
②	谷中集落センター	⑨	石田本郷新田自治会公民館	⑯	伊佐沼公民館
③	菅間上集会所	⑩	西門集会所	⑰	鹿飼公民館
④	菅間中公民館	⑪	市場集会所	⑱	上老袋公民館
⑤	菅間下集会所	⑫	鍛冶屋敷公民館	⑲	中老袋自治会館
⑥	石田本郷集会所	⑬	鴨田中内路集会所	●	芳野公民館
⑦	公民館分館（観音堂）	⑭	山田集会所		

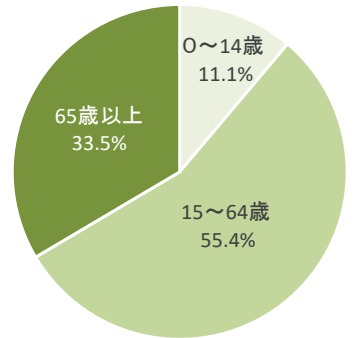


古谷地区福祉プラン

市の東部に位置しています。ほぼ全域にわたり、豊かな自然環境・田園風景が残っていますが、近年は開発が進み宅地化されてきています。高齢化が進み、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も多くなっています。

■人口	10,397 人
■世帯数	4,436 世帯
■民生委員・児童委員数	15 人 (主任児童委員を含む)
■保健推進員数	3 人
■ボランティア団体数	12 団体
■老人クラブ数	1 クラブ
■福祉施設数	17 施設

■年齢別割合



活動目標 1 人と人とのつながりを深めみんなで支えあえる地域にしよう

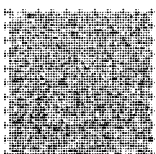
- ◇古谷支会や各種団体等が中心となり、大勢の地域住民に参加してもらえるよう、魅力ある活動を展開する。
- ◇日頃から隣近所とのコミュニケーションを良好にし、特に高齢者の方や障害のある方にも参加してもらえるよう、積極的かつ継続的に呼びかけを行う。
- ◇一人暮らしの高齢者やひとり親世帯等、支援が必要な方には、古谷支会や各種団体等が中心となり、積極的な支援を行う。
- ◇高齢者に対し健康体操・各種セミナーなどの開催を古谷支会や各種団体の協力のもと地域全体へ拡大できるよう努める。
- ◇地域の福祉活動について広報誌・公民館だより・ホームページ・SNSなどにより積極的な情報発信に努める。

活動目標 2 古谷地区として地域の特性を生かした魅力ある事業活動を展開しよう

- ◇地域のイベントについて積極的に協力者を募り、充実した事業になるよう取り組んでいく。
- ◇横断的なボランティアネットワークづくりに努め、共に地域の高齢者や子どもたちのための取組を行う。
- ◇時代の変化、特に地域の高齢化に対応した事業やイベントを協力して考えていく。
- ◇地域の高齢者や子どもたちの交流事業について、本地域の伝統的な取組を含め、積極的に取り組んでいく。

活動目標 3 誰もがいきいきと楽しく安全に暮らせる地域にしよう

- ◇学校と地域との情報共有を図りながら、見守り活動の強化充実に努め、子どもたちが安心して外で遊べる地域にする。
- ◇交通安全協会古谷支部、交通安全母の会古谷支部等の協力のもと、特に高齢者や子どもの交通事故を防止するよう取り組んでいく。
- ◇台風や集中豪雨・地震等、災害発生時の被害を最小限にできるよう地域の防災避難対策を行う。
- ◇災害発生時や緊急時のために、一人暮らしの高齢者や障害のある人に避難誘導ができる体制づくりを行う。



地図と主な地域資源



⑮ふれあい食堂（子ども食堂）



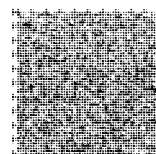
サマースクール
●古谷公民館



在宅高齢者等給食サービス事業
●古谷公民館



No.	主な活動場所	No.	主な活動場所	No.	主な活動場所
①	二ノ関公民館	⑨	古谷本郷上組農民センター	⑰	東本宿自治会館
②	沼端公民館	⑩	古谷本郷下公民館	⑱	川越グリーンパーク管理センター
③	宿自治会集会所	⑪	小中居公民館	⑲	コスモ川越ワンダーランド(集会室を借用)
④	堀の内公民館	⑫	大中居集会所	⑳	県営小中居住宅集会所
⑤	古川端公民館	⑬	高島集会所	㉑	グリーンフィールド自治会館
⑥	黒須公民館	⑭	ハツ島集会所	●	古谷公民館
⑦	蔵根公民館	⑮	下老袋農民センター	●	教育センター
⑧	古谷本郷上組千手堂公民館	⑯	下老袋自治会集会所植木会館		

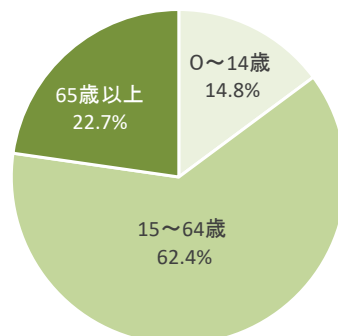


南古谷地区福祉プラン

J R 川越線南古谷駅があり、東はさいたま市、南はふじみ野市に隣接しています。駅近くにショッピングセンターや住宅、マンションが建設されて以来、各地に住宅が建ち著しく人口が増加しています。しかしながら、豊かな自然環境が残っており、四季を通じて美しい田園風景が楽しめる地域です。

■人口	25,134 人
■世帯数	10,581 世帯
■民生委員・児童委員数	28 人 (主任児童委員を含む)
■保健推進員数	7 人
■ボランティア団体数	18 団体
■老人クラブ数	6 クラブ
■福祉施設数	25 施設

■年齢別割合



活動目標1 広げよう 世代をこえた地域の輪

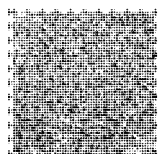
- ◇民生委員・児童委員、自治会役員、地区社協役員等の地域のリーダー役となる人は、住みやすい地域をつくるための意識を持ち、継続的に誰にでも進んで声をかけるなど「あいさつ運動」を広めていきます。
- ◇いきいきサロン、会食会、健康体操、世代間交流会等の交流行事を継続します。また、福祉施設等の専門職の定期的な参加を呼びかけ、要支援者の早期発見、介護予防の学習会などに取り組んでいきます。
- ◇地域の自治会や団体の活動内容を広く地域住民に知らせるために、「社協ニュース」や「南古谷コミュニティ」「ときめき情報局」等世代を超えた広報の充実やチラシ等、周知方法の充実を図っていきます。
- ◇すでに実施している子どもを核にした行事や活動に、高齢者を巻き込むようにしていくことで現在の取組を充実させ、さらに子どもたちのあそび場としての広場の開設を目指します。

活動目標2 つながりつくろう 地域の縁

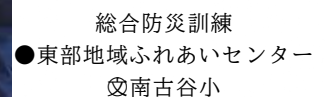
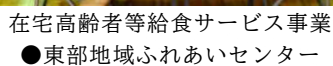
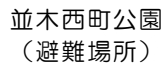
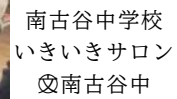
- ◇高齢者の見守りを配食サービスや民生委員・児童委員による訪問だけでなく、自治会単位でも行うため、ボランティア（福祉協力員）の養成・増員に努め、見守り体制を整備します。
- ◇地域の施設や学校等のスペースを開放していただき、高齢者と子どもだれもがふれあう機会を増やすよう促します。
- ◇より多くの高齢者が地域活動に参加できるよう、近所の人々が事業への参加を積極的、継続的に呼びかけていきます。

活動目標3 みんなでぼうさい 守る命

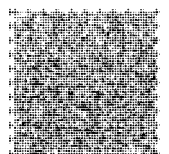
- ◇子どもたちの安全を図るため、PTA、育成会は見守り体制を組みます。必要に応じて、民生委員・児童委員へ相談し、行政や警察とも連携を図ります。
- ◇高齢者への見守りを充実させ、訪問時には災害や防犯等の注意を呼びかけます。各自治会も、個別に訪問し注意を呼びかけ、必要に応じて行政や警察と連携を図ります。
- ◇市の避難行動要支援者避難支援制度を踏まえ、災害時に地域で具体的にどのような支援を行っていくのか検討し、また、タイムラインの作成と活用についても検討し、地域の防災力を高めます。



地図と主な地域資源



No.	主な活動場所	No.	主な活動場所	No.	主な活動場所
①	南田島公民館	⑪	渋井自治会公民館	㉑	アステール川越（集会室を借用）
②	牛子公民館	⑫	古市場公民館	㉒	県営久下戸住宅集会所
③	木野目自治会館	⑬	さくら堤自治会館	㉓	川越ホームスミスショウ
④	並木自治会館	⑭	わかば台自治会集会所	㉔	特別養護老人ホームやすらーじゅ
⑤	並木西町自治会館	⑮	川越ハイツ自治会集会所	●	東部地域ふれあいセンター
⑥	今泉公民館	⑯	木野目藤木自治会集会所	●	南古谷公民館
⑦	上久下戸集会所	⑰	南古谷団地集会所	㊦	南古谷小学校
⑧	下久下戸公民館	⑱	あゆみ自治会集会所	㊦	牛子小学校
⑨	宮本自治会集会所	⑲	レーバンスクエアコンセルティエ集会所	㊦	南古谷中学校
⑩	萱沼公民館	㉑	県営今泉団地自治会集会所		

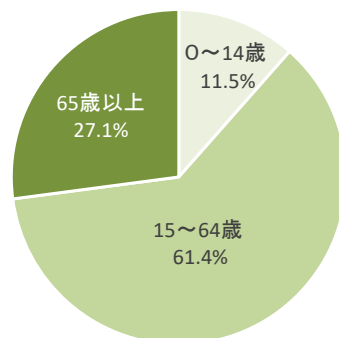


高階地区福祉プラン

市の南南東に位置し、ふじみ野市に接し、東武東上線や国道 254 号を介して東京方面につながる地域です。戦後の経済発展に伴い東武東上線沿線に多くの住宅や大型マンションが建設され、人口が 5 万人を超える大きな地域となっています。

■人口	53,267 人
■世帯数	25,431 世帯
■民生委員・児童委員数	72 人 (主任児童委員を含む)
■保健推進員数	16 人
■ボランティア団体数	32 団体
■老人クラブ数	18 クラブ
■福祉施設数	40 施設

■年齢別割合



活動目標 1 地域福祉への関心を高め、地域活動と一緒にできる体制をつくろう

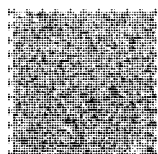
- ◇地域の福祉協力員（ボランティア）として一緒に活動できる体制をつくります。
- ◇子どもから高齢者まで気軽に集まれる場づくりを進めていきます。
- ◇あいさつ運動や声かけを推進します。
- ◇地域行事や様々な情報が住民に届くように広報啓発を工夫していきます。

活動目標 2 地域のつながりを深め、福祉協力員等ボランティアの育成を図ろう

- ◇自治会、民生委員・児童委員、各種団体等との連携を図るため、情報交換ができるネットワークづくりをします。
- ◇見守り、居場所づくり、地域行事等に協力できるボランティアを発掘し、育成していきます。

活動目標 3 地域の変化に対応し、見守りの充実を図ろう

- ◇地域で安心して暮らせるよう、地域での見守りをさらに充実していきます。
- ◇自主防災組織の取組を充実させます。
- ◇同じ地域に住む者同士、協力し助け合えるまちづくりを推進します。



地図と主な地域資源



①②④～⑥⑧⑨⑪～⑬⑭⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒
介護予防体操



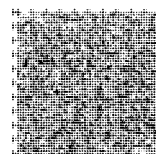
①⑥⑧⑯⑱地区別福祉懇談会事業



③⑤⑦⑧⑱㉒～㉔一人暮らし高齢者集い事業



No.	主な活動場所	No.	主な活動場所	No.	主な活動場所
①	藤間文化会館	⑩	砂新田2丁目自治会集会所	⑲	新河岸自治会館
②	藤間南集会所	⑪	砂新田3丁目自治会集会所	⑳	藤間東自治会館
③	藤原記念館	⑫	砂新田下自治会館	㉑	下松原鶴見野自治会集会所
④	富士ヶ丘公民館	⑬	砂新田南自治会集会所	㉒	稲荷町集会所
⑤	熊野町自治会館	⑭	武蔵野自治会館	㉓	諏訪町集会所
⑥	清水町集会所	⑮	五ツ又自治会館	㉔	南文化会館（福原地区）
⑦	富士見自治会館	⑯	砂自治会館	●	高階公民館
⑧	寺尾公民館	⑰	高砂会館		
⑨	砂新田1丁目自治会館	⑱	高砂会館和室		

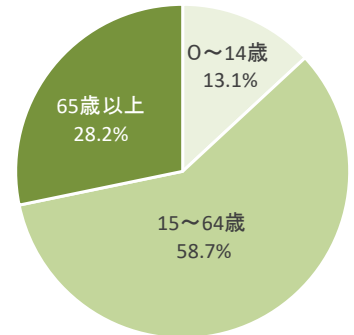


福原地区福祉プラン

市南部に位置し、面積が大きく、緑地も多い地区です。市内でも有数の農業生産地域であり、現在も多くの都市近郊専業農家が活躍しています。2～3世代で農業等を行う世帯が多い一方、近年は、新興住宅もつくられベッドタウンとしての機能も合わせもっています。

■人口	20,720 人
■世帯数	8,709 世帯
■民生委員・児童委員数	28 人 (主任児童委員を含む)
■保健推進員数	6 人
■ボランティア団体数	8 団体
■老人クラブ数	0 クラブ
■福祉施設数	24 施設

■年齢別割合



活動目標1 福祉のまちづくりを推進します

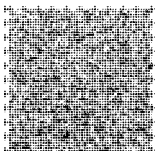
- ◇地区内にある医療・福祉施設、行政機関、民生委員・児童委員協議会、各自治会の連携を図るための組織である「福原地区福祉ネットワーク会議」を充実し、包括的な支援体制の構築を図るとともに、福祉に関する様々な情報の収集と提供に努めます。
- ◇介護予防サービスや在宅福祉サービス等の社会福祉資源の活用を促進するため、地域包括支援センターを中心に、研修会等の開催や様々な機会をとらえて相談に応じることにより、福祉に関する情報の収集と提供に努めます。
- ◇世代間交流の場として、福原支会、各自治会は子どもから高齢者までが参加できる行事を開催し、子育て世帯や孤立しがちな高齢者、障害者などが気軽に参加できるよう促します。(グラウンドゴルフ・体育祭・ふくはらまつり・高齢者の集い)。
- ◇各自治会は、地域交流を促進するため地区行事を充実するとともに、ラジオ体操、いもっこ体操の普及に努めます。

活動目標2 心豊かな地域をつくります

- ◇福祉に関する行政機関や社会福祉協議会が行う講座や研修会に積極的に参加することにより、ボランティア活動のキーパーソンとなる人材を育成します。
- ◇市民センターや公民館を地区ボランティアセンターとして機能を充実させ、各自治会は自治会館等を福祉活動に積極的に提供することにより、自治会館の有効活用を図ります。
- ◇民生委員・児童委員、自治会が協力して、一人暮らし高齢者等の把握に努め、近隣住民の挨拶や声かけなどの協力を得ながら、地区内で見守り体制の構築を図るよう努めます。
- ◇地域包括支援センターを中心に、福祉・医療施設と連携して、福祉マップ等の作成を行うなど、住民への情報提供を拡充するとともに、新たな支援体制、連携のあり方について検討します。

活動目標3 災害時に助け合える地域にします

- ◇市の行う防災訓練や研修会への積極的な参加を促進し、防災に関する情報提供に努めます。
- ◇各自治会は災害時要支援者の把握と支援方法の検討を行い、災害時に避難支援が適切に行える体制づくりに努めます。また、災害時要支援者を把握するため市との協定締結を促進します。
- ◇大規模災害時における身近な避難所として、自治会館の活用を検討します。



地図と主な地域資源



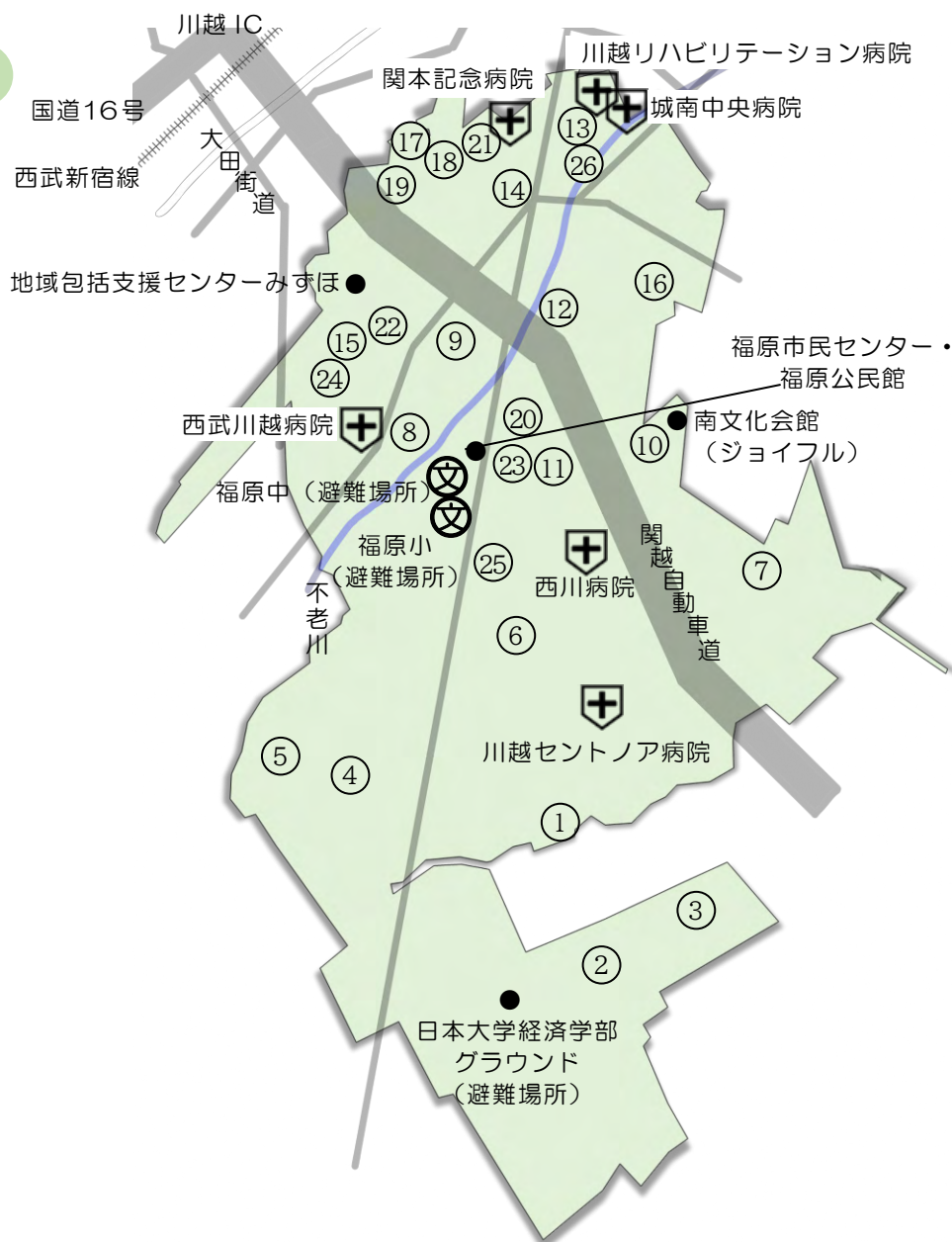
②④健康サロン in ウェルカフェ



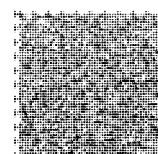
一人暮らし高齢者集い事業
●南文化会館（ジョイフル）



②寺子屋



No.	主な活動場所	No.	主な活動場所	No.	主な活動場所
①	下赤坂公民館	⑪	今福原第2団地集会所	⑳	メゾンむさし野自治会集会所
②	大野原公民館	⑫	霞町自治会集会所	㉑	今福北自治会集会所
③	武蔵町会館	⑬	中台元町自治会集会所	㉒	今福団地集会所
④	中福南北自治会館	⑭	中台自治会集会所	㉓	特別養護老人ホームみどりのまち親愛
⑤	中福南・北第2自治会館	⑮	中台南自治会館	㉔	いるま野農業協同組合 福原支店
⑥	上松原公民館	⑯	砂久保公民館	㉕	学校法人医学アカデミー内カフェローレル
⑦	下松原自治会館	⑰	今福住宅自治会集会所	●	南文化会館（ジョイフル）
⑧	今福上集会所	⑱	田園ハイツ川越集会所	●	福原公民館
⑨	今福下自治会集会所	㉑	中台つつじヶ丘自治会集会所		
⑩	今福原自治会館	㉒	スカイハイツ自治会集会所		

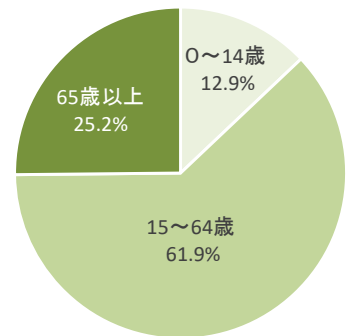


大東地区福祉プラン

市の南西部に位置し、昭和41年に川越狭山工業団地の誘致、昭和46年に関越自動車道の開通、昭和63年に川越総合卸売市場の開設などにより農業地域から商工業地域へと大きく変貌しました。また、住宅団地が造成され、首都圏のベッドタウンとして、人口が増加傾向にある地区です。

■人口	35,223人
■世帯数	15,600世帯
■民生委員・児童委員数	44人 (主任児童委員を含む)
■保健推進員数	10人
■ボランティア団体数	18団体
■老人クラブ数	8クラブ
■福祉施設数	32施設

■年齢別割合



活動目標1 地域住民のつながりを深めよう

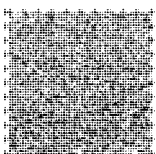
- ◇地域住民が気軽に集える場所をつくります。
- ◇地域住民同士が日頃から交流の機会を持てるよう、回覧板をなるべく手渡すようにし、隣同士での声かけや、日頃のあいさつ運動などを推進していきます。
- ◇障害者との地域交流を目的とした行事を検討していきます。

活動目標2 地域で行う行事や防災訓練・福祉活動に参加しよう

- ◇地域活動（地区社協活動など）への協力者を育てます。
- ◇各自主防災組織は、地域の情報（避難時危険箇所、要支援者情報など）を日常から把握・共有して定期的に見直しを図ります。また、大東地区自主防災連絡会が開催する広域防災訓練に積極的に参加し、災害時は近隣自治会と連携して地域住民の安全確保を図ります。
- ◇登下校、休日の折に子どもを見守るなど、子どもサポート活動を広げることを心がけます。

活動目標3 地域での見守り体制を充実させよう

- ◇見守り活動を充実させます。
- ◇高齢者の地域活動への参加を推進します。
- ◇地域に関係のある様々な情報が住民に届くよう工夫していきます。



地図と主な地域資源

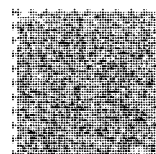


②④大東ふれあいマラソン&ウォークソン大会



大東ふれあい音楽祭 ●大東市民センター

No.	主な活動場所	No.	主な活動場所	No.	主な活動場所
①	南大塚自治会集会所 (菅原神社)	⑨	池辺公民館	⑰	増形集会所
②	緑向会館	⑩	大袋集会所	⑱	南台自治会館
③	大塚新田公民館	⑪	山城自治会集会所	⑲	日東町自治会館
④	大塚新田稲荷窪自治会館	⑫	高橋公民館	⑳	川越総合卸売市場
⑤	寿町1丁目自治会集会所	⑬	大袋新田自治会館	●	大東南公民館
⑥	寿団地集会所	⑭	かし野台自治会館	●	大東市民センター
⑦	豊田町集会所	⑮	藤倉自治会館		
⑧	豊田本公民館	⑯	猪鼻自治会館		

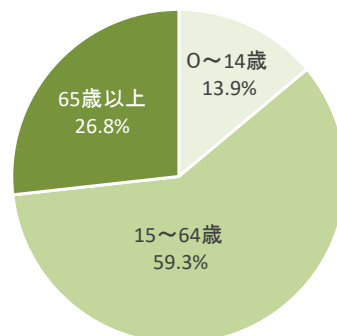


霞ヶ関地区福祉プラン

市の西部に位置し、入間川、南小畔川・北小畔川に挟まれた東西に細長い地域で、縄文前後の遺跡が多数残されています。戦後は、首都圏のベッドタウンとしての大型住宅団地の造成、大学や工場誘致によって、人口が急増しました。一部地域が、昭和40年代に霞ヶ関北支会に、平成6年に川鶴支会に分離しました。

■人口	32,510人
■世帯数	14,125世帯
■民生委員・児童委員数	41人 (主任児童委員を含む)
■保健推進員数	9人
■ボランティア団体数	19団体
■老人クラブ数	6クラブ
■福祉施設数	47施設

■年齢別割合



活動目標1 地域のことをもっと知ろう

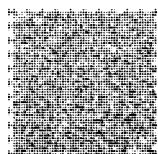
- ◇あいさつや声かけをとおした地域参加を推進していきます。
- ◇地域住民が適切に地域内の各種情報の取得や選択ができるよう、情報発信方法等の工夫を進めます。
- ◇地域講演会を開催し、地域に関する情報を直接伝える機会を設けます。

活動目標2 出会い、語り合い、ふれあいを増やそう

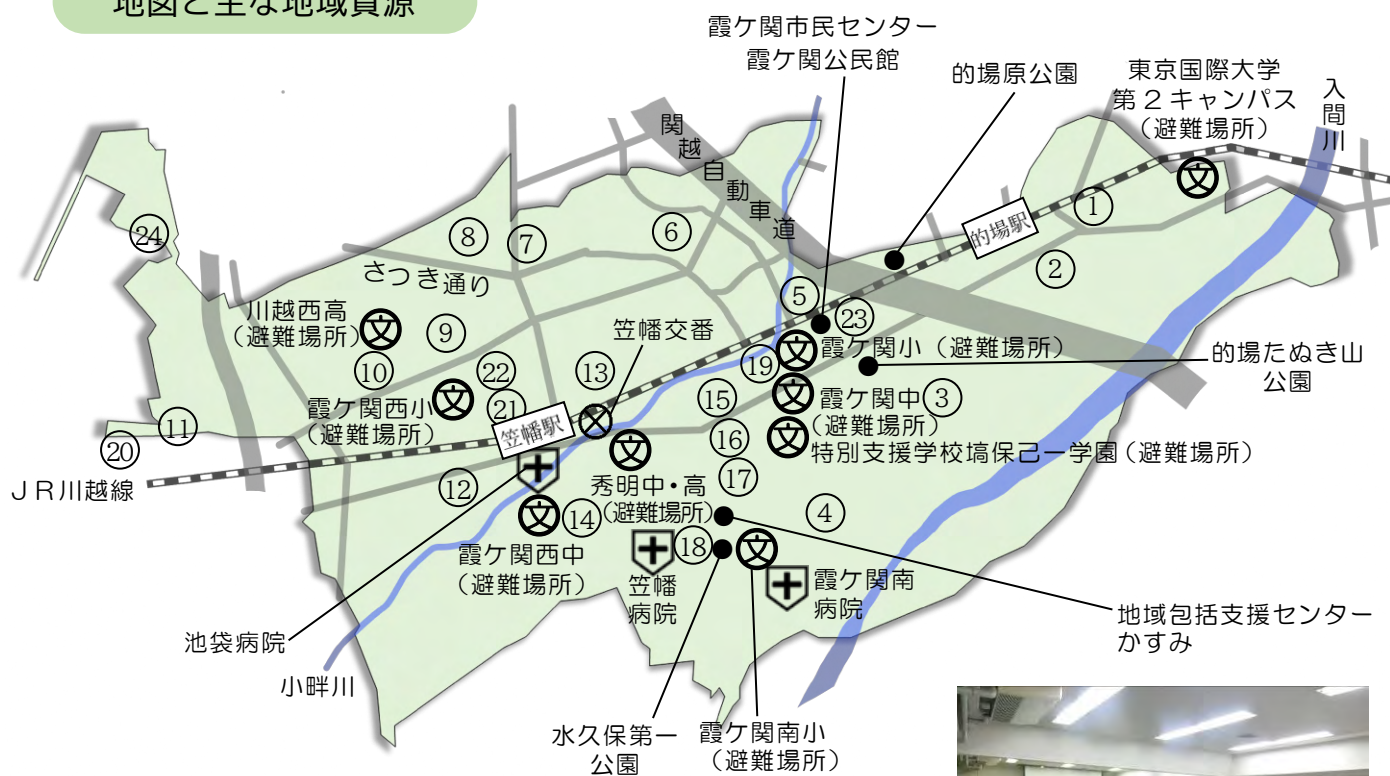
- ◇各種団体と協力して種々の行事等を支援し、地域内の出会い、語り合い、ふれあいの機会を確保します。
- ◇若者、高齢者、要支援者、支援者又は地域団体等の多様な主体の結びつきや協力の機会を増やします。
- ◇困ったときの身近な相談窓口の案内方法を工夫し、活用の促進を図ります。

活動目標3 まちの安全、私の安心を地域でつくろう

- ◇現行の体制を基盤として、見守り（子どもや要支援者等）体制や緊急時の応急体制の充実を図ります。
- ◇見守りや応急時の対応等の取組が確実なものとなるよう、見守り対象エリアや対象者等の情報の適切な把握・整理を進めます。
- ◇安心安全な地域づくりが円滑で、持続的なものとなるよう、新たな担い手の確保や育成を進めます。また、防災訓練等の生活に密接した取組を通して、住民同士の役割分担や協力体制づくりを進めます。
- ◇不安の少ない暮らしづくりに向け、地域会議等を活用して広く地域全体で検討・改善等を進めます。



地図と主な地域資源



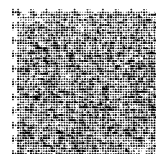
③的上ほのぼの料理クラブ



地域福祉部会
●霞ヶ関公民館

ぎんれい
●霞ヶ関公民館

No.	主な活動場所	No.	主な活動場所	No.	主な活動場所
①	的場下組自治会館	⑩	西部自治会館	⑲	フラワリー集会所
②	的場中組自治会館	⑪	大笠自治会館	⑳	日高台・笠幡台自治会館
③	的場上組自治会館	⑫	上野公会堂	㉑	笠幡グリーンパーク集会所
④	安比奈新田公民館	⑬	倉ヶ谷戸自治会館	㉒	笠幡グリーンパーク会館
⑤	大町自治会館	⑭	グリーンタウン自治会館	㉓	的場1・2丁目自治会館
⑥	芳地戸自治会館	⑮	山伝公会堂	㉔	花の街集会所
⑦	新町自治会館	⑯	山伝南自治会館	●	霞ヶ関公民館
⑧	本町自治会館	⑰	水久保自治会館		
⑨	協栄自治会館	⑱	かすみ野自治会館		

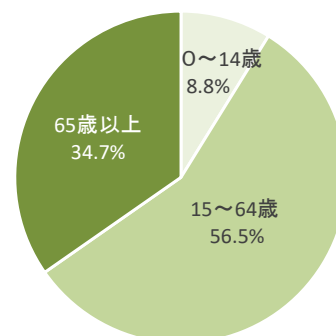


霞ヶ関北地区福祉プラン

霞ヶ関北地区は、市の西部に位置し、西は小畔川・東は入間川に囲まれた地域です。昭和 41 年霞ヶ関第二出張所（現在の霞ヶ関北市民センター）の開設に伴い6自治会が設立されたことに始まります。その後周辺の土地開発が進み現在は霞ヶ関北支会 14 自治会で構成しています。

■人口	16,866 人
■世帯数	8,016 世帯
■民生委員・児童委員数	28 人 (主任児童委員を含む)
■保健推進員数	5 人
■ボランティア団体数	27 団体
■老人クラブ数	2 クラブ
■福祉施設数	6 施設

■年齢別割合



活動目標 1 笑顔があふれる地域にしよう

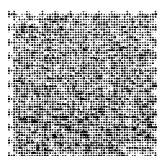
- ◇希薄になりがちな隣近所へのあいさつや声かけ運動を推進し、顔見知りの方を増やしていきます。
- ◇日常の何気ない見守りとして、雨戸が開いているか、新聞がたまっていないか確認します。
- ◇介護予防や健康づくりの一環として地域で実施している「体操教室」などに参加するよう呼びかけを行います。

活動目標 2 生活の輪をひろげよう

- ◇地域の担い手となる福祉協力員を育成するため、講座や勉強会等を開催します。
- ◇高齢者や障害者が気軽に自治会活動や地区社協活動等に参加できるよう、声かけに努めます。
- ◇ふれあいサロンやおしゃべり会等を開催し、認知症への理解を深めるとともに、認知症サポーターの増員に努めます。

活動目標 3 だれもが安心して暮らせる地域を作ろう

- ◇防犯についての講演会等を開催し、一人も見逃さないよう自助・共助を進め、地域住民の安全確保に努めます。
- ◇各自治会の自主防犯組織の情報を交換し、より良い組織づくりに努めます。
- ◇犯罪を防止するため、各自治会は情報の共有に努めます。
- ◇災害時の避難体制を構築するため、年に2回、各自治会で避難訓練を行います。



地図と主な地域資源



⑬和もの作り

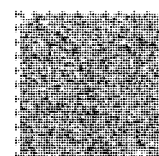


一人暮らし高齢者集い事業
●霞ヶ関北公民館



地域ふれあいまつり
●霞ヶ関北公民館

No.	主な活動場所	No.	主な活動場所	No.	主な活動場所
①	霞ヶ関北自治会館	⑥	的場初雁自治会集会所	⑪	伊勢原町4丁目自治会館
②	東急ニュータウン自治会館	⑦	伊勢原町1丁目自治会集会所	⑫	リバーサイド一番街管理事務所
③	霞ヶ関東自治会館	⑧	伊勢原町2丁目自治会館	⑬	県営川越いせはら団地自治会集会所
④	霞ヶ関西自治会館	⑨	伊勢原町3丁目自治会館	⑭	コミュニティサロンかすみ草
⑤	みなみ自治会集会所	⑩	グリーンコモンズ川越集会所	●	霞ヶ関北公民館

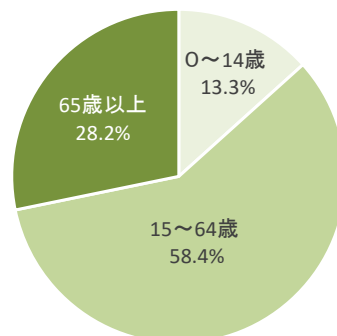


名細地区福祉プラン

名細地区は市の北西部に位置し、「名細」の名前の由来については、「美しい(=細)土地(=名)」を意味する枕詞から来ていると言われています。地域内には、国指定の史跡「河越館跡(常楽寺)」や市指定の無形民俗文化財「鯨井の万作」等があります。平成22年には、小畔川沿いに「資源化センター」が完成し、平成24年になぐわし公園温水利用型健康運動施設「ピコア」がオープンするなど、地域のさらなる発展が期待されています。

■人口	29,905 人
■世帯数	13,687 世帯
■民生委員・児童委員数	43 人 (主任児童委員を含む)
■保健推進員数	9 人
■ボランティア団体数	18 団体
■老人クラブ数	10 クラブ
■福祉施設数	41 施設

■年齢別割合



活動目標 1 だれもが参加できる交流の場をつくろう

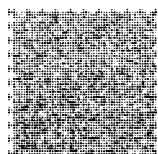
- ◇自治会や地区社協等が実施するイベント等に参加し、交流の輪を広げます。
- ◇高齢者の方々が気軽に参加したくなるような魅力ある活動の場（サロン、健康教室など）を提供します。
- ◇高齢者と子どもたちが一緒に活動する多世代の交流の機会を作るため、地区社協、自治会、育成会などのネットワークづくりを進め、地域の活動を活性化させます。

活動目標 2 だれもが暮らしやすい地域を作ろう

- ◇あいさつや声かけ等をきっかけに、隣近所との付き合いを広げます。
- ◇見守り活動や家事支援サービスの充実を図るため、ボランティアを募集し、地域の協力者を増やします。
- ◇民生委員・児童委員や自治会は、見守り活動が必要な要援護者の同意のもと情報カード等を作成し、要援護者の状態や身内の連絡先などを把握し、もしもの時に備える仕組みを図ります。
- ◇防犯パトロールを行い、安心安全な地域づくりに努めます。

活動目標 3 災害に備える取組を充実させよう

- ◇自主防災会を中心にハザードマップで地域の特性を知ります。
- ◇災害時には地域ぐるみで声かけなどを行います。特に避難支援が必要な方には避難行動を支援します。
- ◇災害時に備え自治会、各種団体は、日常よりネットワークで情報を交換し、同意に基づいた個人情報共有し連携を図ります。
- ◇災害時の避難体制を構築するため、自主防災会や自治会などが中心となり、地域住民に呼び掛け、年に1回避難訓練を行います。



地図と主な地域資源



福祉協力員等育成事業 ●名細公民館

No.	主な活動場所	No.	主な活動場所	No.	主な活動場所
①	鯨井自治会館	⑫	平塚自治会館	⑳	市営小堤団地集会所
②	上戸自治会館	⑬	平塚新田自治会館	㉑	小堤東団地集会所
③	吉田自治会館	⑭	鯨井新田自治会館	㉒	小堤(小堤区)集会所
④	みよしの自治会集会所	⑮	みどり会自治会館	●	名細公民館
⑤	天沼新田自治会館	⑯	広谷新町自治会館	⊗	名細小
⑥	小堤自治会館	⑰	住友あおい自治会集会所	⊗	上戸小
⑦	天金山集会所	⑱	川越ビレッジ集会所	⊗	広谷小
⑧	下広谷北自治会館	㉓	ハイラーク川越集会所	⊗	名細中
⑨	下広谷北自治会第2集会所(観音堂)	㉔	つくし会館	⊗	鯨井中
⑩	下広谷南自治会館	㉕	コミュニティ春日		
⑪	下小坂自治会館	㉖	県営小堤団地集会所		

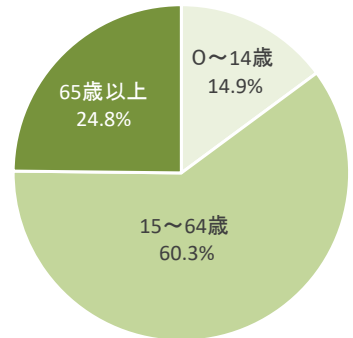


山田地区福祉プラン

市の北部に位置し、入間川を境にして比企郡川島町と接しています。のどかな田園地帯が広がるこの地区は、入間川のもたらす恩恵によって農業が栄え発展してきたところです。国道 254 号や県道川越栗橋線により市の北の玄関口となっており、さらに、県道川越北環状線が一部開通し、道路環境の改善や周辺地域の開発が期待されています。

■人口	11,955 人
■世帯数	4,977 世帯
■民生委員・児童委員数	14 人 (主任児童委員を含む)
■保健推進員数	3 人
■ボランティア団体数	11 団体
■老人クラブ数	1 クラブ
■福祉施設数	14 施設

■年齢別割合



活動目標 1 地域住民が交流する機会を増やします

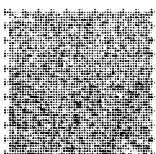
- ◇地域の中に顔見知りを増やし、安全・安心なまちをつくっていきます。
- ◇地域交流を図る機会をつくるため、積極的に行事を開催していきます。

活動目標 2 安全で安心して暮らせる地域をつくります

- ◇地域福祉活動を担ってもらうボランティアを育成していきます。

活動目標 3 支え合い・思いやりのある地域体制をつくります

- ◇災害時に地域で助け合える体制を整備していきます。
- ◇防災訓練や防災に関する学習会を実施し、災害に備える意識づくりに努めていきます。
- ◇見守り活動を充実させていきます。
- ◇救急情報キットを配布し、緊急時の連絡体制の整備を図っていきます。



地図と主な地域資源



一人暮らし高齢者集い事業
●北部地域ふれあいセンター



見守りマップ作成
●山田公民館



①～⑧いもっこ体操教室



みんなで歌おう会
●山田公民館

No.	主な活動場所	No.	主な活動場所	No.	主な活動場所
①	上寺山公民館	⑤	北山田自治会館	●	山田公民館
②	寺山自治会館	⑥	南山田自治会館	●	北部地域ふれあいセンター
③	福田自治会館	⑦	府川自治会館		
④	山田西町集会所	⑧	石田自治会集会所		

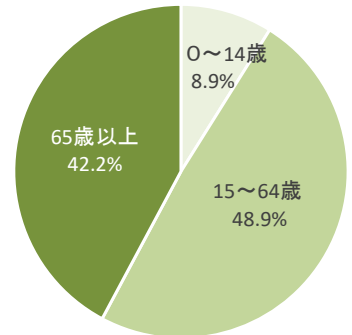


川鶴地区福祉プラン

川越市の西側に位置し、鶴ヶ島市と境を接する川鶴地区は、圏央道圏央鶴ヶ島ICから車で5分のところにあり、昭和50年代後半から旧住宅公団によって開発・分譲された5階建て中層住宅と戸建住宅の混在する純住宅地の静かな地区です。高齢化が進んでおり、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も多くなっています。

■人口	5,633人
■世帯数	2,568世帯
■民生委員・児童委員数	12人 (主任児童委員を含む)
■保健推進員数	2人
■ボランティア団体数	6団体
■老人クラブ数	4クラブ
■福祉施設数	4施設

■年齢別割合



活動目標1 地域のコミュニティづくり

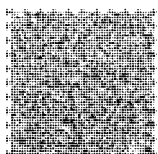
- ◇川鶴公民館と協力し、福祉協力員やボランティアの募集や養成講座を開催。
- ◇福祉啓発紙「福祉ニュース」の発行と配布。

活動目標2 世代間交流の場づくり

- ◇世代間交流事業「りょうり教室」の実施と各自治会夏祭りへの参加。
- ◇福祉バザーの実施。
- ◇各自治会や他団体の行事への協力。
- ◇川鶴公民館との共催により、子育てサロン「にこにこ子育て教室」の充実。

活動目標3 高齢者や障害者の日常生活を支援する体制の充実

- ◇一人暮らし高齢者に対し、高齢者会食会、配食「きさらぎ会」と友愛訪問の実施。
- ◇障害者への友愛訪問。
- ◇市、地域包括支援センターとの連携により、一人暮らし高齢者の見守り。
- ◇防災の広報活動や災害時のコミュニティづくり。



地図と主な地域資源



きさらぎ会
●川鶴公民館

川鶴市民センター
川鶴公民館

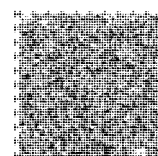


世代間交流事業
●川鶴公民館



地区別福祉懇談会事業
●川鶴公民館

No.	主な活動場所	No.	主な活動場所	No.	主な活動場所
①	かわつるグリーントウン初雁集会所	③	かわつる三芳野団地集会所	●	川鶴公民館
②	吉田新町自治会館	④	川鶴自治会集会所		



資 料 編

1 計画策定委員会

(1) 委員名簿

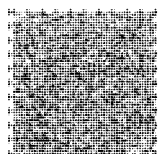
川越市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

川越市社会福祉協議会地域福祉活動推進委員会委員名簿

◎会長 ○副会長

氏 名	選出団体
◎佐藤 陽	学識経験者
○芝波田 静香	川越市民生委員児童委員協議会連合会
樋口 直喜	川越市議会
高橋 剛	川越市議会
小野澤 康弘	川越市議会
田中 敏枝	川越市社会福祉協議会
荻野 光彦	川越市老人福祉施設運営協議会
原島 清	川越市地域包括支援センター
木内 英雄	学識経験者
野村 政子	学識経験者
岡庭 信彦	川越市身体障害者福祉会連合会
本郷 誠二	川越市自治会連合会
長谷部 利博	川越市老人クラブ連合会
藤倉 省一	川越商工会議所
村上 まさ	川越市ボランティア連絡会
柴田 恵子	川越市女性団体連絡協議会
島田 琢哉	公募委員
田中 克典	公募委員

(令和3年2月現在)



(2) 諮問

川福推発第 1 号

令和 2 年 4 月 1 日

川越市社会福祉審議会

委員長 佐藤 陽 様

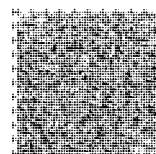
川越市長 川合 善明

第四次川越市地域福祉計画について（諮問）

社会福祉法第 107 条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

第 4 次川越市地域福祉計画の策定に関する事項について



(3) 答申

令和3年2月16日

川越市長 川合善明 様

川越市社会福祉審議会

委員長 佐藤 陽

第四次川越市地域福祉計画について（答申）

令和2年4月1日付け川福推発第1号をもって諮問のありました、標記計画の策定に関する事項につきまして、下記のとおり答申いたします。

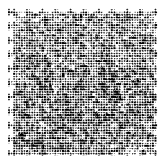
記

別添の第四次川越市地域福祉計画（原案）につきましては、川越市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、延べ5回にわたり会議を開催し、慎重に審議を重ねてきた結果、適当であると判断いたします。

全ての人が年齢や障害の有無等に関係なく、住み慣れた地域の中で、安心していきいきと暮らし続けることができる地域共生社会に向け、地域社会全体で取り組む地域福祉の推進が必要です。

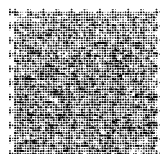
貴職におかれましては、本計画の基本理念である「笑顔で迎え 出会いが つながり 絆が深まるまち 川越」の実現に向けて、積極的に取り組まれるよう要望します。

また、策定後は各委員の意見・要望を尊重しながら進行管理に努め、計画内容を着実に達成されるよう併せて要望します。

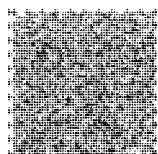


2 計画策定の経緯

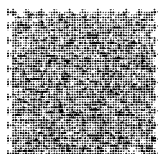
年 月 日	会議名等	内容
令和元年 7月30日	令和元年度第1回川越市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	・ 会長及び副会長の選出 ・ 進行管理
8月27日	第2回川越市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	・ 中間評価 ・ 地区別福祉プランの中間 評価
10月8日	第3回川越市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	・ 中間評価 ・ 基礎調査（案）
11月22日 ～12月4日	第4次川越市地域福祉計画等策定に係る 基礎調査	・ 一般市民、団体・地域活 動者、関係機関等を対象 に実施
令和2年 2月18日	第4回川越市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	・ 基礎調査の結果 ・ 次期計画策定の方向性
4月1日	諮問	・ 市長から川越市社会福祉 審議会委員長に諮問
4月14日	市長からの諮問に対する検討	・ 川越市社会福祉審議会委 員長から地域福祉専門分 科会会長に対し検討依頼
5月26日	令和2年度第1回川越市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会書面会議	・ 進行管理 ・ 次期計画骨子案
6月30日	第1回川越市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定内部検討会議	・ 令和元年度評価 ・ 次期計画骨子案
7月1日	地区別福祉プラン見直し会議	・ 地区社協会長に対し策定 依頼 ・ 各地区見直し会議等開催
7月13日	第2回川越市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会書面会議	・ 進行管理 ・ 次期計画素案（たたき台）



年 月 日	会議名等	内容
7月13日 ～7月17日	第1回川越市社会福祉協議会 地域福祉活動計画ワーキングチーム会議	・ 施策、事業
8月3日	第1回次期川越市地域福祉計画策定 プロジェクトチーム書面会議	・ 施策、事業
8月3日	第1回次期川越市地域福祉計画策定 庁内検討書面会議	・ 施策、事業
8月19日	第3回川越市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	・ 次期計画の策定
9月14日	第2回次期川越市地域福祉計画策定 プロジェクトチーム書面会議	・ 第4章「施策の展開」
9月28日	第2回川越市社会福祉協議会 地域福祉活動計画ワーキングチーム 書面会議	・ 次期計画素案
10月5日	第2回川越市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定内部検討書面会議	・ 次期計画素案
10月7日 ～10月12日	第3回川越市社会福祉協議会 地域福祉活動計画ワーキングチーム 書面会議	・ 次期計画素案
10月8日	第2回次期川越市地域福祉計画策定 庁内検討書面会議	・ 次期計画素案
10月13日	第4回川越市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	・ 次期計画の策定
11月6日	第4回川越市社会福祉協議会 地域福祉活動計画ワーキングチーム 書面会議	・ 次期計画素案



年 月 日	会議名等	内容
11 月 12 日	第 3 回川越市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定内部検討書面会議	・ 次期計画の策定
11 月 12 日	第 5 回川越市社会福祉協議会 地域福祉活動計画ワーキングチーム 書面会議	・ 次期計画の策定
11 月 20 日 ～12 月 19 日	意見公募手続（パブリック・コメント）	・ 2 名から 14 件の意見が 提出
12 月 18 日	第 6 回川越市社会福祉協議会 地域福祉活動計画ワーキングチーム 書面会議	・ 次期計画の策定
令和 3 年 1 月 25 日	第 5 回川越市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	・ 意見公募の結果 ・ 次期計画（原案） ・ 答申（案）
2 月 12 日	市長からの諮問に対する報告	・ 地域福祉専門分科会会長 から川越市社会福祉審議 会委員長に対し検討結果 を報告
2 月 16 日	地区別福祉プラン策定	・ 地区別福祉プランとりま とめ
2 月 16 日	答申	・ 川越市社会福祉審議会委 員長から市長に答申





川 越 市 民 憲 章

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きること誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民 憲章を定めます。

1. 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
1. 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
1. きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
1. 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
1. 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

みんなでつくる福祉のまち川越プラン (第四次川越市地域福祉計画・第五次川越市地域福祉活動計画)

令和3年3月

川越市 福祉部 福祉推進課

〒350-8601

埼玉県川越市元町1丁目3番地1

電 話 049-224-5769 (直通)

F A X 049-225-3033

E-mail fukushisuishin@city.kawagoe.saitama.jp

社会福祉法人 川越市社会福祉協議会

〒350-0036

埼玉県川越市小仙波町2-50-2

川越市総合福祉センター「オアシス」内

電 話 049-225-5703

F A X 049-226-7666

E-mail kawagoeshisyakyo@feel.ocn.ne.jp

